

2025.3.28

第5回行田市景観計画策定委員会資料

行田市景観計画（案）

行田市

■行田市景観計画

第1章 基本編

1 行田市における景観づくり

- 1. 行田市における景観づくり 2
- 2. 行田市景観計画について 3

2 行田市の景観

- 1. 行田市の概況 6
- 2. 景観づくりの蓄積 22
- 3. 景観特性と課題 24

第2章 ビジョン編

1 景観づくりの基本理念・目標

- 1. 景観づくりの基本理念・目標 31

2 景観づくりの方針

- 1. 景観づくりの対象 33
- 2. 骨格となる景観づくりの方針 36
- 3. 身近な景観づくりの方針 50

3 重点的に取り組むエリアの景観づくり

- 1. 重点的に取り組むエリアの景観づくり 52

第3章 基準編

1 建築物等の景観づくり

- 1. 建築物等の景観づくり 56

2 屋外広告物の景観づくり

- 1. 屋外広告物の景観づくり 73

3 公共事業の景観づくり

- 1. 公共事業の景観づくり 76

第4章 推進編

1 景観づくりの推進方策

- 1. 景観づくりの推進方策 79

2 景観づくりの推進体制

- 1. 景観づくりの推進体制 88

基本編

第 1 章

1 行田市における景観づくり

1. 行田市における景観づくり
2. 行田市景観計画について

2 行田市の景観

1. 行田市の概況
2. 景観づくりの蓄積
3. 景観特性と課題

1 行田市における景観づくり

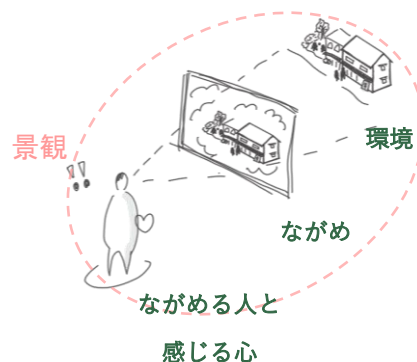
1. 行田市における景観づくり

1) 景観とは

「景観」とは、私たちが日ごろから目にしている「緑・山なみなどの自然」や「道路・建築物などのまち並み」、「地域の伝統的なお祭り」などを眺め感じる様子のことをいいます。景観が風景や景色と異なるのは、眺めに対して「美しいな」「ずっと残したいな」と感じる“人の心”が含まれていることです。

良好な景観づくりとは、人々が「美しい」「魅力的」と感じる自然や歴史・文化、建築物、人々の営みなどを守り、活かすことで、より良い眺めを形成していくことをいいます。良好な景観形成により、市民は「ここで暮らし続けたい」という誇りや愛着が育まれ、市外の人々は「行ってみたい」という行動のきっかけに繋がります。

これらのことから「景観」はまちづくりの重要なテーマの一つとなっています。



2) 行田市らしい景観づくり

本市の地域の特性が表れた景観を守り、育て、及び創り、並びにこれらを活かした取組を「景観づくり」と定義します。

行田市は、利根川と荒川によって形成された広大な沖積平野に位置し、低地に広がるのびやかな水田と集落の織り成す田園風景が形成されており、古代から現在まで重層する歴史・文化は、市民の共有資産として現在に息づいています。こうした土壌の上に祭礼・行事・人々の営みが行われ、特色ある景観が形成されています。

住まう人・訪れる人が「いいな」と思う景観を次の世代に繋いでいくために、市の美しい景観に愛着と誇りを持ち、景観は地域の共有財産であるとの認識のもと、行政、市民、事業者が協働して景観づくりに取り組むことが大切です。

2. 行田市景観計画について

1) 景観計画策定の目的

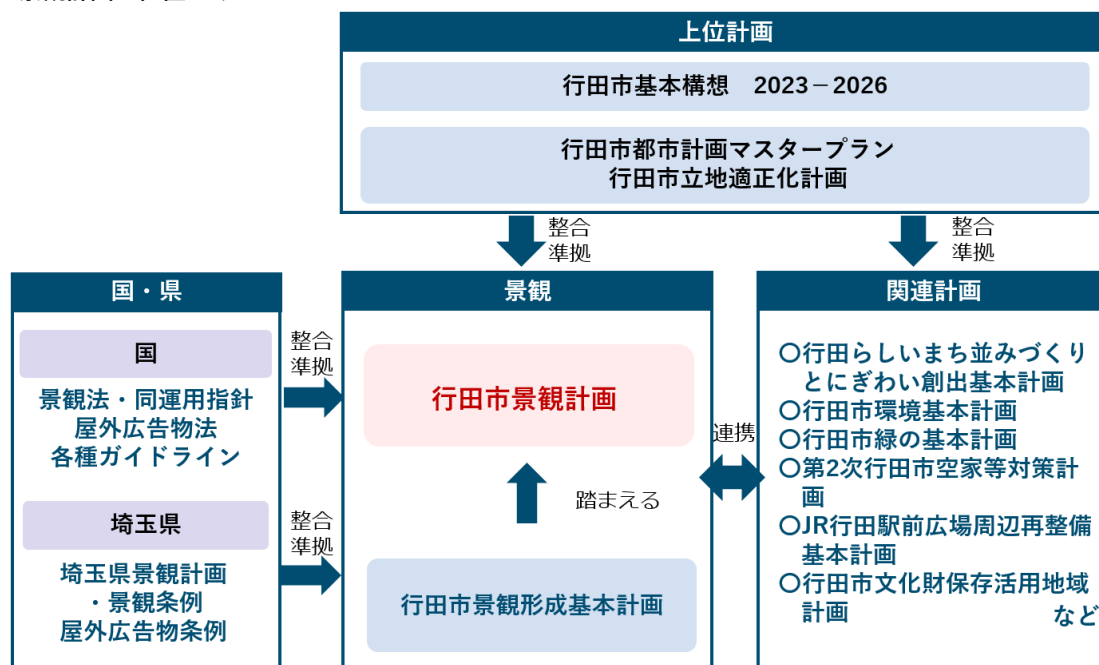
行田市景観計画は、平成 16 年（2004 年）12 月に施行された景観法に基づき、景観計画の目標・方針、景観形成の基準や推進方策等を定め、行政、市民、事業者の協働により、行田市らしい良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2) 計画の位置づけ

「行田市景観計画」は、景観行政団体である本市が景観法第 8 条に基づき策定する計画です。本計画は、「行田市基本構想」や「行田市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、景観法や埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例との整合性を図るとともに、本市の景観づくりについて定めた「行田市景観形成基本計画」を踏まえて景観づくりを総合的かつ計画的に推進するものであり、関連計画とも連携した内容で構成します。

また、計画の進捗状況、社会経済状況の変化や関連計画との整合性、国や県の動向等を踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

■景観計画の位置づけ

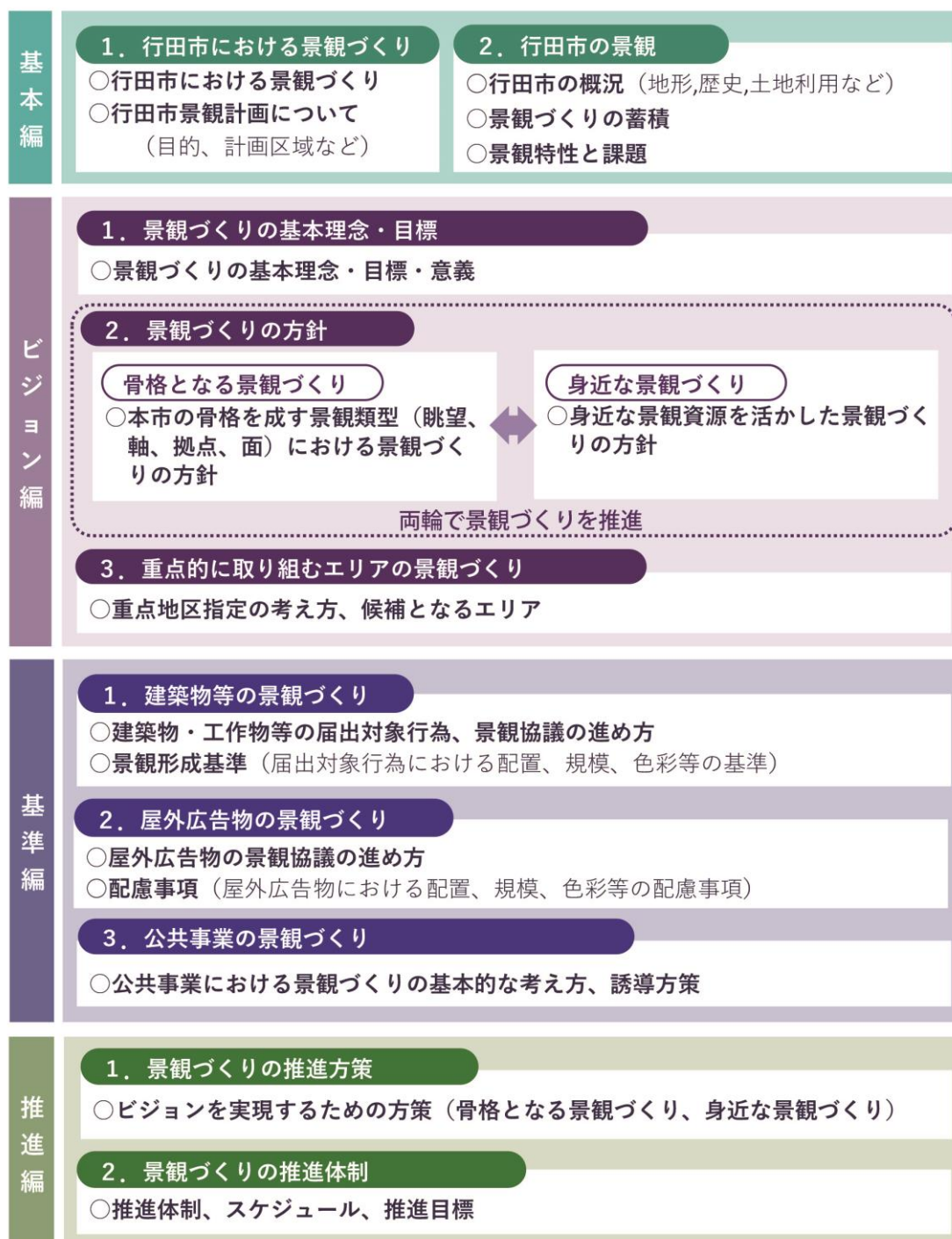


3) 計画の構成

策定の目的や景観特性等を示す「基本編」、景観づくりの目標・方針を示す「ビジョン編」、目標・方針を実現していくための施策や取組を示す「基準編」と「推進編」の4編の構成とします。

市内の景観特性・課題を踏まえ、【骨格となる景観づくり】、【身近な景観づくり】について方針を示し、その実現のための施策を推進していきます。

■景観計画の構成



4) 計画の区域

景観は、都市計画、歴史・文化、農業、観光、土木、環境等を包括する分野横断的な取組であるため、行田市の景観として調査・議論する範囲、景観づくりを進めていく範囲である景観計画区域は、行田市全域とします。

■景観計画の区域



2 行田市の景観

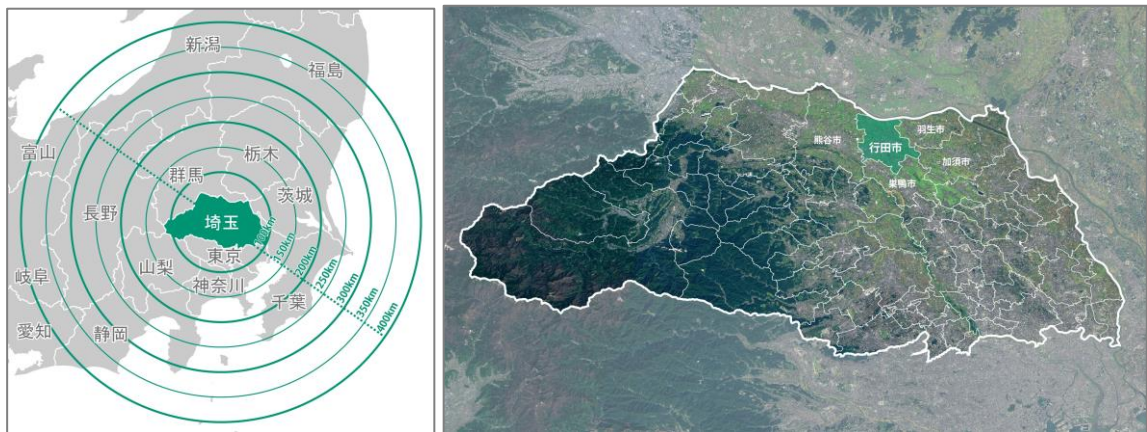
1. 行田市の概況

1) 行田市の位置・地勢

本市は、埼玉県北部に位置し、北部に利根川、南部に荒川が流れる、歴史と自然に恵まれた市です。市のほぼ全域が利根川と荒川の沖積平野であり、土地の高低差がほとんどない平らな地形であることが特徴です。

現在の市域は東西 11.4km、南北 11.9km に及び、その面積は 6,749ha となっています。

■本市の位置等



■本市の全景



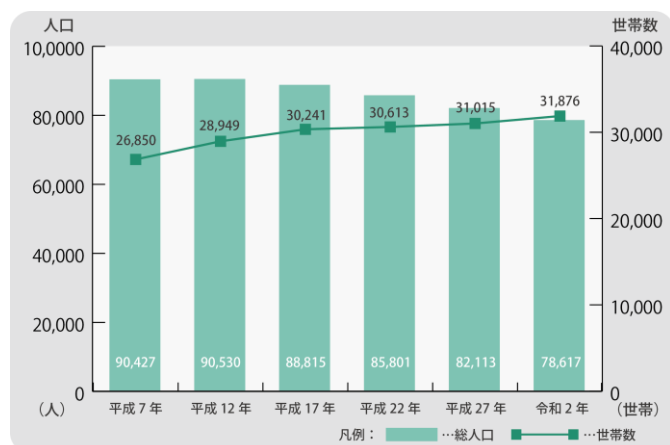
出典：行田市ホームページ

2) 行田市の人口・世帯数

本市の人口は、平成 21 年まで増加傾向が続き、その後は減少傾向となり、令和 2 年度時点、本市の人口は約 7 万 8 千人となっています。

世帯数は、増加傾向にあり、令和 2 年度時点、約 3 万 2 千世帯となっています。

■人口と世帯数の推移



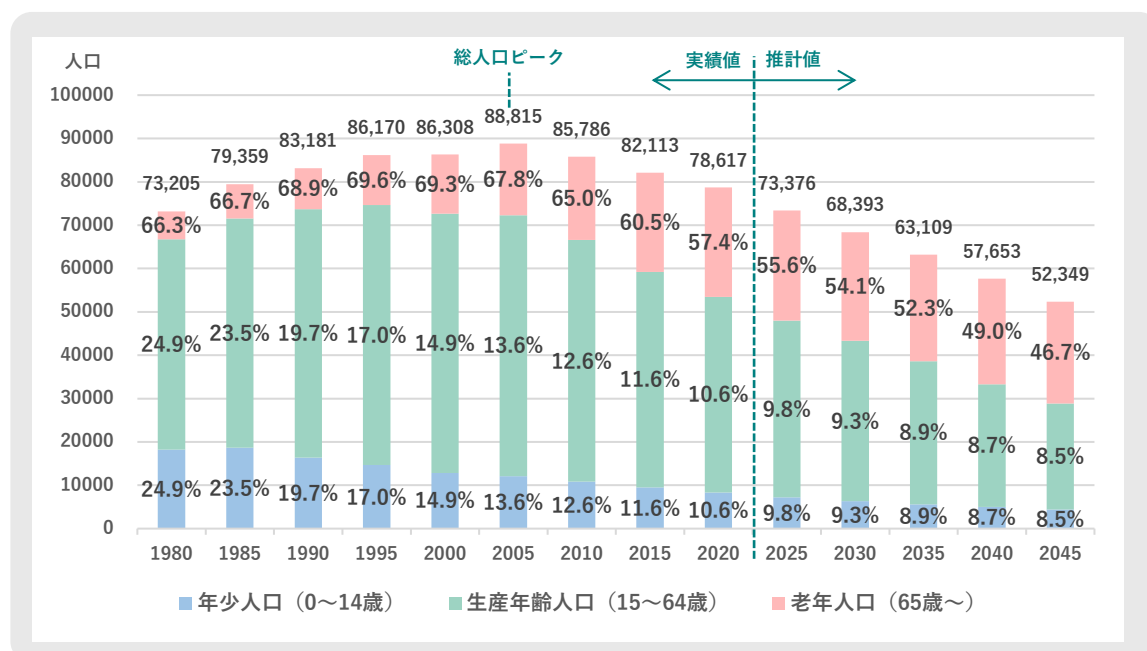
※平成 18 年 1 月 1 日に南河原村と合併

出典：国勢調査

世代別人口では、0 歳以上～14 歳以下、15 歳以上～64 歳以下の人口は年々減少傾向にあり、65 歳以上の人口は増加傾向にありますが、今後は 65 歳以上人口も含めて減少していきます。

また、各区分別の人口割合は、令和 2 年度時点において 0 歳以上～14 歳以下が 10.5%、15 歳以上～64 歳以下が 57.0%、65 歳以上が 31.8%を占めており、人口全体における 65 歳以上の人口割合が増加しています。

■世代別人口推移と割合



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）

3) 行田市の自然地形

(1) 地形・水系

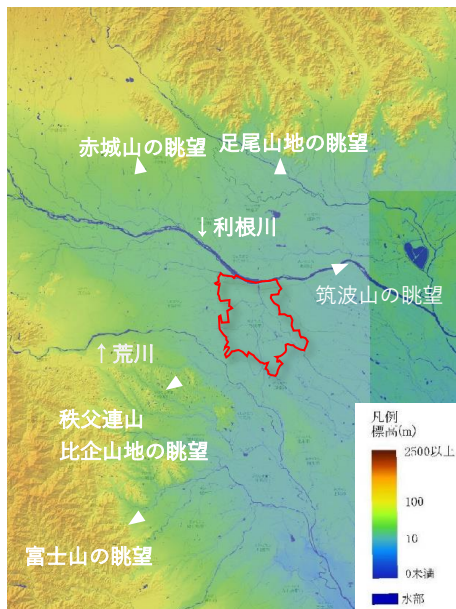
本市は埼玉県東部に広がる関東平野北部に位置し、二大河川（利根川と荒川）により形成された標高 15～22m 前後の沖積低地に位置しています。

景観上は低地が連なるように見えますが、市域全体で発達した中小河川周辺の自然堤防や後背湿地、埋没台地により複雑な微地形が形成されています。

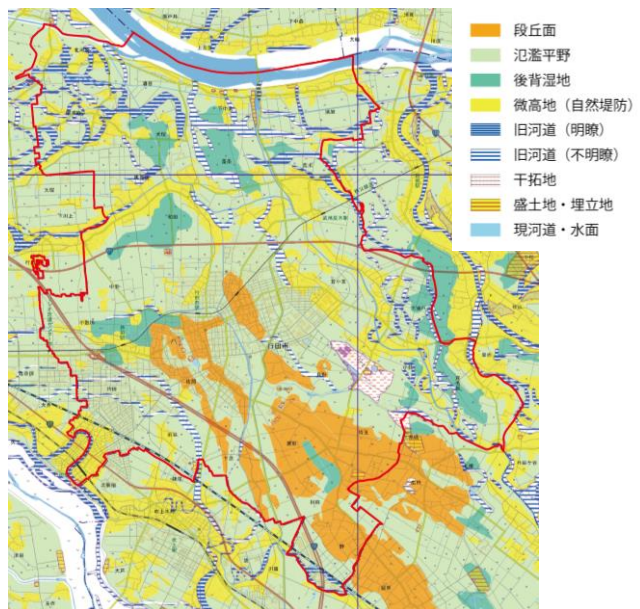
低地上に位置することから、遠方には富士山や赤城山、秩父連山、足尾山地などの山々を望む眺望景観が特徴です。



埼玉県の地質図 出典：行田市史普及版 行田の歴史



標高図（国土地理院）



治水地形分類図（国土地理院）



忍城御三階櫓から望む秩父連山と富士山



アイストップの富士山（持田付近）



田園越しに望む赤城山（谷郷付近）



田園越しに望む筑波山（須加付近）

（２）植生・生物多様性

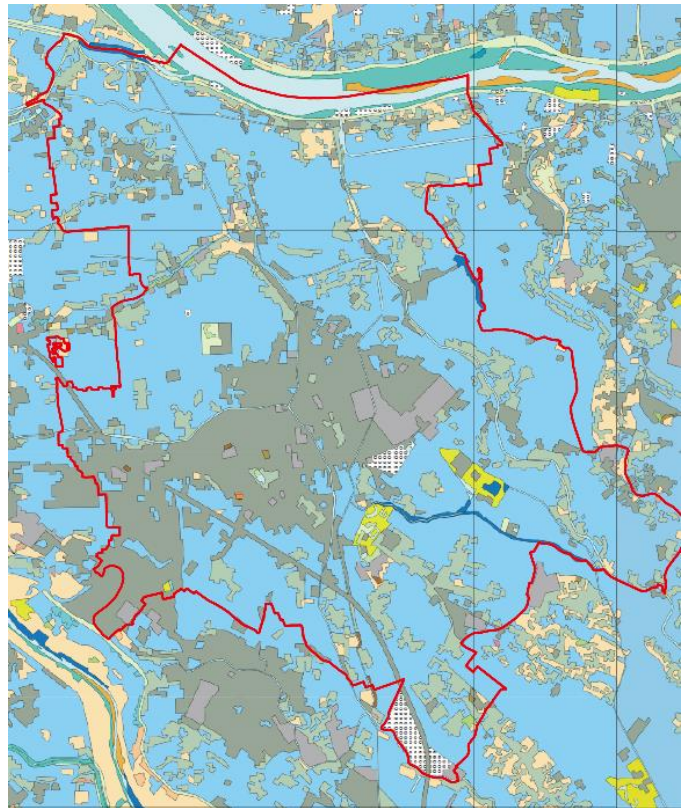
市街地を除く低地の植生は概ね水田雑草群落、畑雑草群落によって構成されており、旧忍川など河川周辺ではヨシクラス（低層湿原、池沼の植生）がみられ、利根川周辺ではオギ群集が確認できます。また、星川は、県内希少野生動植物種に指定されている「キタミソウ」の自生地となっており、保全地の設定とともに、市民団体による保全活動が行われています。

市内の約４割を占める水田は生物多様性の宝庫です。一方で、外来生物の増加や除草剤の多用などによる生態系への影響が懸念されています。



キタミソウ
出典：R4 行田市自然環境調査報告書

410101	クレーコナラ群衆
410102	クヌギコナラ群衆
470400	ヨシクラス
470502	オギ群集
540100	スギ・ヒノキ・サワラ植林
541000	その他植林
550100	モウソウチク林
560100	ゴルフ場・芝地
570400	水田雑草群落
570100	路傍・空地雑草群落
570300	畑雑草群落
580100	市街地
580101	緑の多い住宅地
580300	工場地帯
580400	造成地
580600	開放水域
580800	残存・植栽樹林地



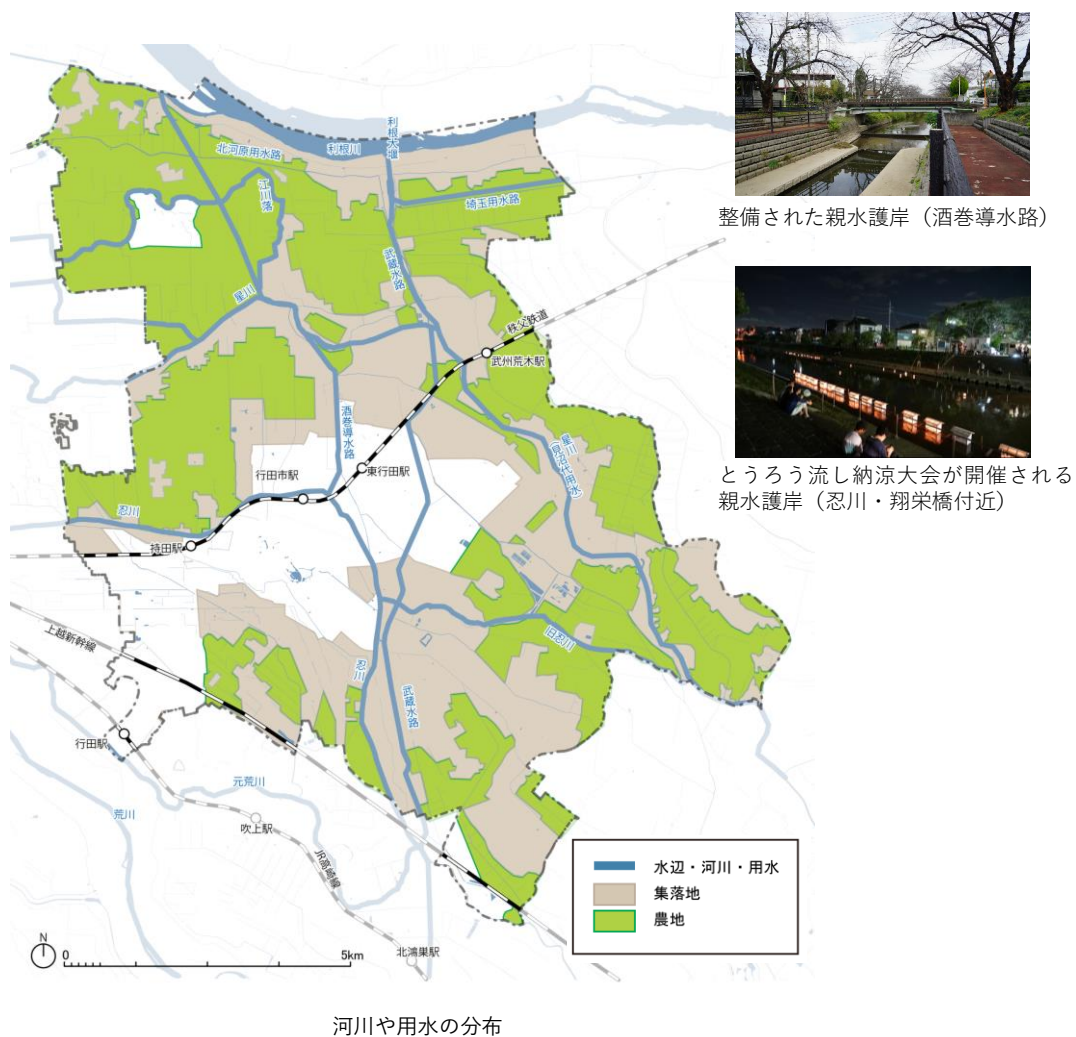
植生図（国土地理院）

(3) 水辺

市域北端を利根川、南端を荒川、その他中小河川や用排水路がおおよそ市域北西から南東にむかって流下しており、交通の要衝として機能してきました。これらの水辺は複数の地域を結ぶ景観軸となっています。

水に恵まれた水郷ですが、利水や治水の問題が生じやすく、幾度の土地改良、耕地整理、治水工事等がなされ、水との戦いの歴史が市域を縫う用排水路や堰・門樋等の遺構、水塚として今なお残っています。

近年では、河川・用水の河道周辺が散策路、サイクリングロードや親水護岸として整備され、市街地に隣接したイベントや憩いの場、自然に触れ合える場が形成されています。



(4) 農地・農村集落

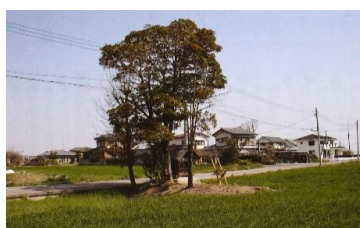
古くは弥生時代から水田耕作を中心とした農耕生活が営まれてきた本市は、日照に恵まれ、二毛作に適した環境であり、米と麦（小麦、大麦）の作付けにより 1 年を通して彩りの豊かな農地が特徴的な景観となっています。

また、起伏の少ない平坦な地形の市域においては市域を貫入する中小河川沿岸の自然堤防（微高地）に屋敷を備える場合が多く、防風林を設ける屋敷も多いことから、現在でも屋敷林のある集落景観が形成されています。

集落に点在する寺社・祠堂は生活や生業に直接結びついた儀礼や祭礼を行う場であり、たびたび洪水に見舞われた地形から、洪水時に神仏や神輿、獅子頭が流れ着いたという「漂着神」の伝承もあります。



米と麦の二毛作により 1 年を通して彩りの変化がある田園風景



斎条の神明社
出典：行田市史普及版 行田の民族



屋敷林の残る集落（荒木地区）

4) 歴史

(1) 原始・古代

市内には、豊富な水利と日照に恵まれ旧石器時代から人々が生活していた痕跡がみられ、弥生時代には集落を形成し定住していたことを示す遺跡（池上・小敷田遺跡）が残っています。

古墳時代には大型の古墳群が築造され、今もなお本市のランドマークとして親しまれており、埼玉古墳群周辺は公園として整備され、市民の憩いの場となっています。



全国でも珍しい登れる古墳として親しまれている丸墓山古墳

行田市域の地形および主な遺跡分布図
出典：行田市史普及版 行田の歴史

(2) 中世（忍城の築城）

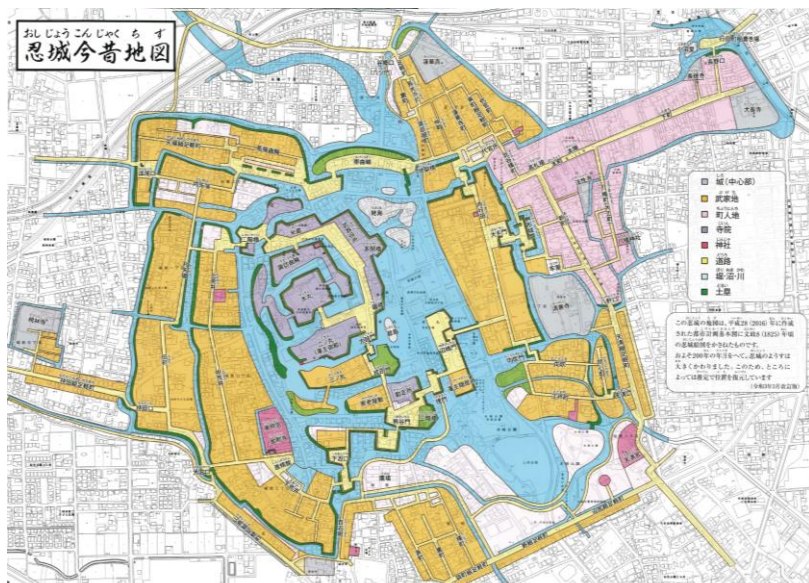
室町時代中期に成田氏により忍城が築城されました。周囲を沼沢に囲まれた低湿地を巧みにいかした城郭は、石田三成を総大将とする豊臣軍による忍城水攻めにも耐えた「浮き城」として知られています。

忍城は廃藩置県により明治6年（1873年）に廃城となり、土塁の一部が残るのみでしたが、城址には水城公園が設置され、桜をはじめ様々な樹木が植えられ地域の人々の憩いの場となっています。また、昭和63年（1988年）には「忍城御三階櫓」が再建されました。

(3) 近世（城下町の発達）

北条氏の降伏後に開城した忍城は、江戸時代には阿部家や松平家などが城主を務め、忍藩十万石の拠点となり、江戸時代には近世城郭として忍城・城下町の整備が進められていく中で町場が形成されました。間口が狭く奥行きが長い短冊型の敷地が通り沿いに並ぶ町割り（上町・下町・新町・八幡町など）が随所に残り、水城公園は外堀の情景を彷彿とさせています。

忍城下は、中山道から分岐した館林道、日光道中脇往還となっており、公用通行者の宿泊・休憩や人馬の継送など宿場町としての役割も果たしていました。



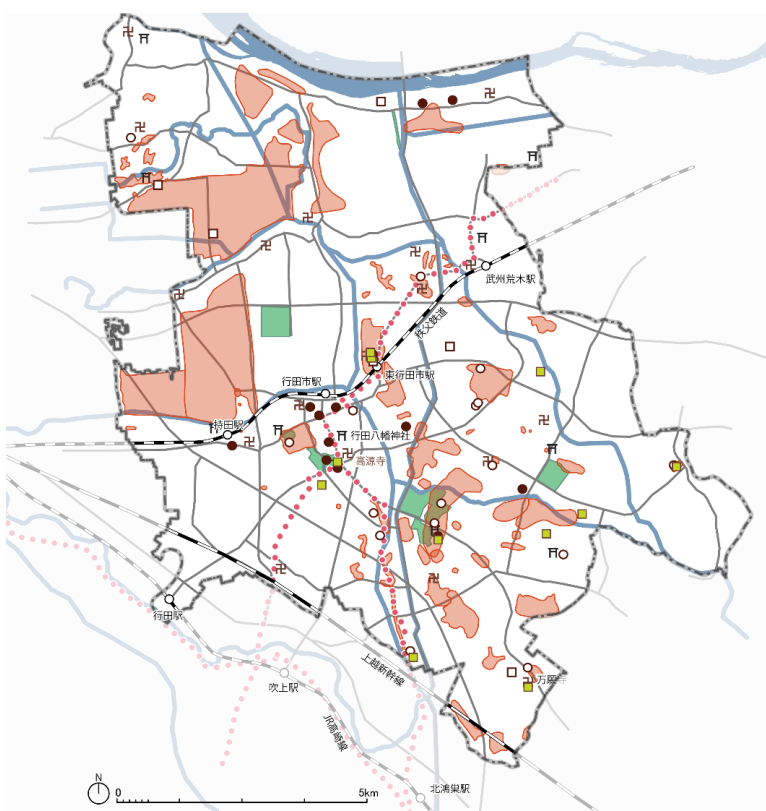
忍城今昔地図（行田市郷土博物館）



忍城御三階櫓



七五三など、晴れ姿の撮影スポットとしても市民に親しまれている忍城址



- [指定文化財]
- 史跡・旧跡
 - 建造物
 - 無形民俗文化財
 - 天然記念物

[その他歴史的資源]

- 卍 寺院
- 卍 神社
- 旧街道
- 遺跡等

文化財や街道の位置図

(4) 近世後期から近現代（足袋蔵のまち並みの形成）

旧北埼玉郡一体で綿花や藍が盛んに栽培されており、これらを原料とした綿織物が生産されていました。江戸時代末期頃からこれらを原料とした足袋製作が農家の内職として行われるようになり、明治時代には日常生活による足袋の使用が普及し、旧忍町を中心地として産業化していきました。

近代に足袋は大衆化して需要が拡大し、城下町特有の短冊状の敷地の裏庭に工場や足袋蔵が建てられました。こうして防火・防寒対策を施した店舗・住宅、接客用の中庭、工場、足袋蔵、火除けを願う屋敷稲荷が表から列状に並ぶ、足袋商店特有の建物配置が形作られました。建築時代によってさまざまな建築技術が取り入れられ、土蔵や石蔵、RC造、木造まで多種多様な足袋蔵が建築されました。

現在も多くの足袋蔵が現存し、再活用をされながらも時折流れるミシンの音とともに、裏通りに趣のある足袋蔵のまち並みを形成しています



足袋蔵のまち行田マップ（商工会議所）



足袋蔵（時田蔵）



足袋工場（イサミ本社工場）



昭和初期の旧足袋・被服工場と事務所兼住宅を改装した藍染体験工房（牧禎舎）

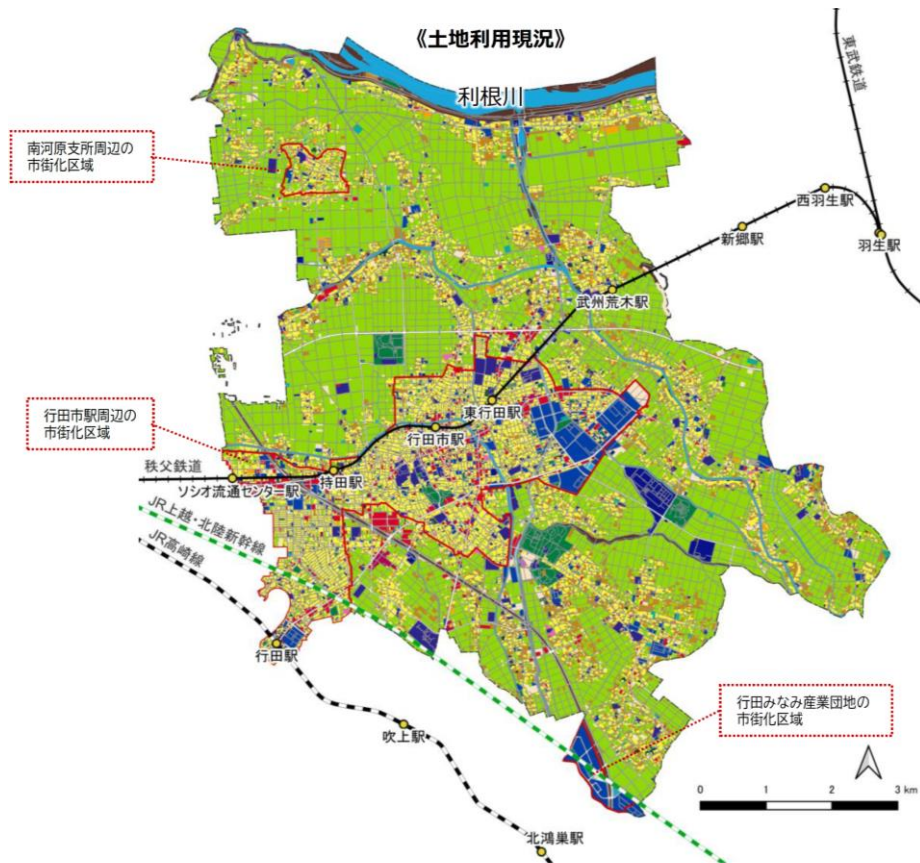
5) 土地利用現況

本市の土地利用は、自然的土地利用が全体の半分以上を占めており、中でも「田」が44%と多くを占めています。都市的土地利用においては、住宅用地が18%と最も多くを占めており、農地（田畑）と住宅が大半を占める土地利用構成となっています。

表 土地利用割合 出典：都市計画基礎調査（令和3年度）

項目	田	畑	山林	水面	その他	自然的土地利用合計
面積 ha	2936	483.7	12.44	292.5	159.9	3884.54

地目	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	公共空地	道路用地	交通施設用地	その他の空地	都市的土地利用合計
面積 ha	1222	138.6	233.7	20.09	248.2	120.2	708.3	15.01	158.4	2864.65



出典：都市計画基礎調査（令和3年度）

凡例		
<土地利用状況>		
田	公共公益用地（幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く）	公共空地（公園・緑地・広場・ゴルフ場等）
畑	公共公益用地（幼稚園・保育園）	公共空地（墓地）
山林	公共公益用地（病院・診療所）	その他の空地（太陽光発電のシステム）
水面	公共公益用地（老人ホーム）	その他の空地（駐車場）
その他自然地	公共公益用地（処理場・浄水場）	その他の空地（改変工事中の土地、更地、残土、資材置場）
住宅用地	公共公益用地（火葬場）	
商業用地	道路用地	
工業用地	交通施設用地	
農林漁業施設		
	行政界	
	市街化区域	

6) 市民の暮らしに根付く景観

(1) 花がつくる景観

毎月、忍城址や行田八幡神社とその周辺で開催される「花手水」のイベントをはじめ、7月に古代蓮の里で開催される「行田蓮まつり」、10月から11月に忍城址で開催される「行田市菊花展」など、四季折々の花がつくるうるおいのある景観を市内の各所で見る事が出来ます。

また、四季を通じて草花や樹木の彩りが美しい水城公園は憩いの場として親しまれているほか、忍城址やさきたま古墳公園、前玉神社、古代蓮の里などの施設や公園、忍川や酒巻導水路、武蔵水路などの河川・用水沿いなど、市民に親しまれる桜の名所が数多くあります。



まちなかを彩る花手水



市の花に指定されている行田蓮



市の花に指定されているキク
(行田市菊花展)



水城公園の大イチョウ



静かなお花見スポットとして
親しまれる酒巻導水路



桜の名所としても親しまれる
丸墓山古墳

行田の花手水

コロナ禍において「参拝に訪れる方々に癒しを提供したい」という思いから、令和2年(2020年)4月より行田八幡神社で花手水が始まりました。この取組は前玉神社にも広がり、さらには花手水を楽しみに訪れる方々に地域全体でおもてなしをしたいという思いから、同年10月より神社だけでなく、商店や民家の軒先にも花手水を飾る『行田花手水week』を開始。令和3年(2021年)4月からは『希望の光』をテーマに花手水のライトアップイベントも開催するなど、本市を象徴する取組として市内外の多くの人に親しまれています。



行田八幡神社の花手水



前玉神社の手水舎に設えられた花手水



忍城址や浮き城の径、商店や民家の軒先など、まちなかに広がる花手水

(2) 祭礼・行事がつくる景観

埼玉県や行田市の無形民俗文化財に指定され、市内 6 地区で伝承される「獅子舞」や、7 月に開催され、浮き城だんべ踊りパレードを中心に神輿や山車が巡行する「行田浮き城祭り」など、地域固有の歴史や文化を物語る祭礼を見ることが出来ます。また、5 月にさきたま古墳公園で開催される「さきたま火祭り」や 8 月に忍川で開催される「とうろう流し納涼大会」、12 月に愛宕神社周辺で開催される「行田 西の市」など、祭りで賑わう光景や人々の様子はその時にしか見るのできない固有の景観を生み出しています。



行田浮き城祭り



長野地区のささら獅子舞



行田 西の市

(3) 人々の活動がつくる景観

地元住民や民間企業、NPO などにより、道路や公園、河川の美化活動が盛んに行われており、清潔感や彩り豊かな公共空間が保たれています。

また、NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワークをはじめとする地元の団体により、足袋蔵等の歴史・文化的な建物の保全・活用の支援が積極的に行われており、趣のある景観が保たれています。

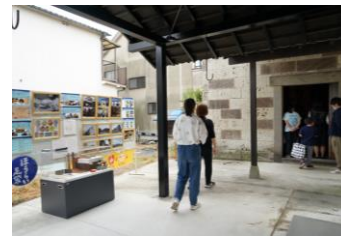
そのほか、樹木や鉢植え、草花などをしつらえ、通りに面したスペースや敷地内の空いたスペースを豊かに演出している住宅や商店が見られます。



花いっぱい運動



五持田ふれあいガーデン



蔵めぐり（NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク）



忍川の清掃活動（忍川の自然に親しむ会）



通りを彩る鉢植えの花々



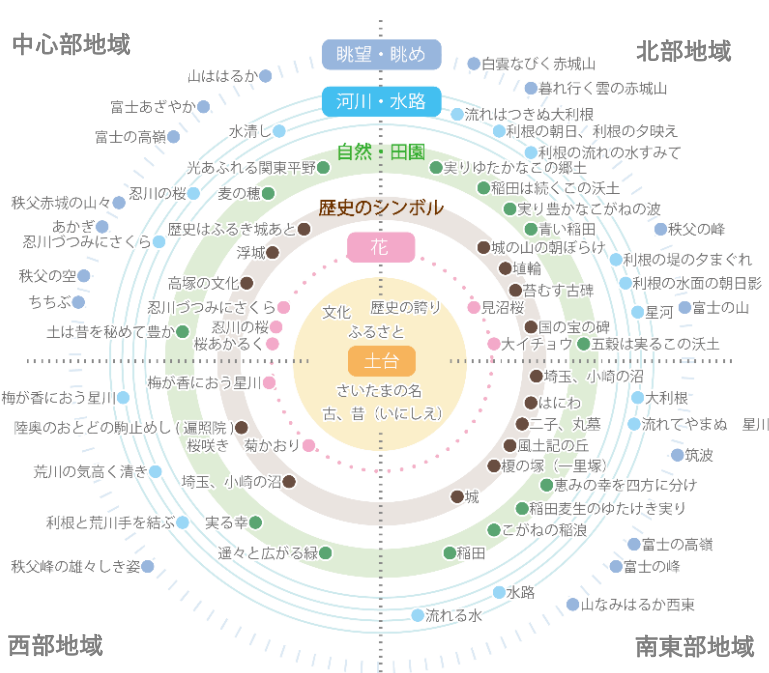
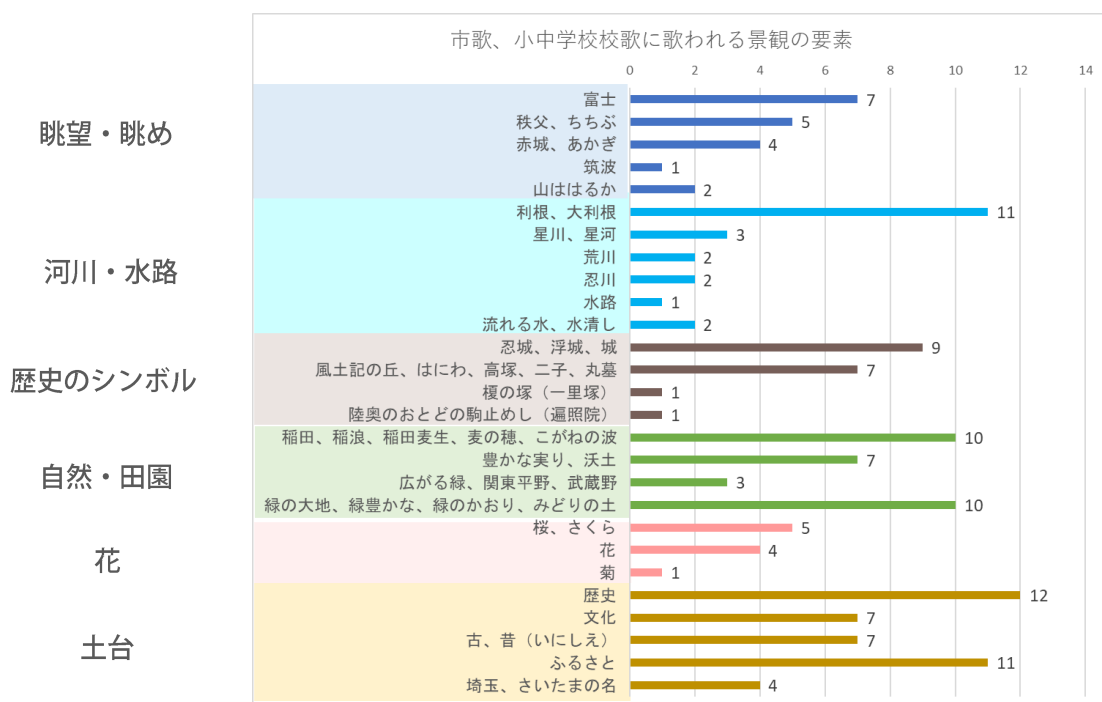
花や緑が豊かな商店街

(4) 市歌・校歌に歌われる景観

校歌はその地域の風景や物事を歌い込んでいるものが多く、歌詞に登場する風景は、地域の多くの人々に共有される、その地域らしい景観像を反映しています。

市内の小中学校の校歌および行田市歌（昭和45年（1970年）制定）を対象に、風景や物事がどの程度歌詞に含まれているかを整理したところ、大きくは、「眺望・眺め」、「歴史のシンボル」、「河川・水路」、「自然・田園」、「花」などが見られました。特に多い「富士山への眺望」、「利根川」、「忍城」、「稲や麦の実る田園」、「緑豊かな地」などは、全市的なシンボルやベースとなる景観として親しまれていると考えられます。

地域別に整理すると、暮らしに近い身近な川や歴史のシンボル、花などが歌われており、小中学校等の位置する周辺の地域の景観と深く関連しています。



(5) 行田郷土かるたに描かれる景観

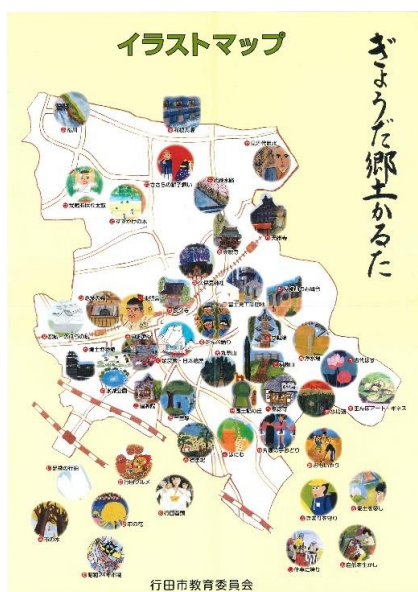
地域の代表的な自然、歴史、産業、文化などを詠んだ郷土かるたは、身近な地域への認識や愛着を深めるツールのひとつです。

「ぎょうだ郷土かるた」は、平成30年(2018年)3月にリニューアルし、新たに足袋蔵、忍城址、田んぼアート、武蔵あばれ太鼓、南河原小学校のすずかけの木、行田グルメ(フライ・ゼリーフライ)、埴輪をテーマにした絵札が追加され、小学校や子ども会の行事などで親しまれています。

「行田市市民憲章」(5)、「歴史・文化」(20)、「祭礼・行事」(7)、「自然・田園」や「花・樹木」などが詠まれており、特に古墳や忍城、社寺などの「歴史・文化」が多くみられます。

■ぎょうだ郷土かるたに詠まれる景観

【あ】 新しい産業おこした 工業団地	まち並み・暮らし	【は】 晴れた空 菊は市の花 薫る秋	花・樹木
【い】 家康の 画像が残る 東照宮	歴史・文化	【ひ】 百八つ 忍城跡の 鐘響く	歴史・文化
【う】 うす紅の 色あざやかに 古代はす	花・樹木	【ふ】 福川を 合せて利根川 ゆったりと	自然・田園
【え】 円墳で 日本一の 丸墓山	歴史・文化	【へ】 平安の 礎石が残る 盛徳寺	歴史・文化
【お】 思いやりの心で 住みよいまちをつくります	行田市市民憲章	【ほ】 ほかほかの フライ・ゼリーフライは 町おこし	まち並み・暮らし
【か】 関東一 八幡山の 石舞台	歴史・文化	【ま】 万葉の うたによまれた 小埴沼	歴史・文化
【き】 きまりを守り 明るいまちをつくります	行田市市民憲章	【み】 三成の 水攻めのと 石田堤	歴史・文化
【く】 蔵めぐり 和装文化の 行田足袋	歴史・文化	【む】 昔から 踊り継がれた ささらの獅子舞	祭礼・行事
【け】 県名の 由来はここに 風土記の丘	歴史・文化	【め】 名調子 行田音頭で ヤッチョマカセ	祭礼・行事
【こ】 駒形の 目の薬師様 遍照院	歴史・文化	【も】 木造の 三重の塔 成就院	歴史・文化
【さ】 山門で 仁王が守る 真観寺	歴史・文化	【や】 弥惣兵衛がつくった 見沼代用水	自然・田園
【し】 仕事に誇りをもち 豊かなまちをつくります	行田市市民憲章	【ゆ】 豊かなる 水を生かす 利根大堰	自然・田園
【す】 素晴らしい 力の結集 田んぼアート	祭礼・行事	【よ】 よみがえり はにわが語る 古代ロマン	歴史・文化
【せ】 戦国の 歴史を刻む 浮き城「忍城」	歴史・文化	【ら】 らんまんの 桜が映る 武蔵水路	自然・田園
【そ】 「ソーレ」の かけ声高く だんべ踊り	祭礼・行事	【り】 立像の 聖徳太子 天洲寺	歴史・文化
【た】 旅人の 歩く目じるし 一里塚	歴史・文化	【る】 ルリ色の 空にそびえる いちょうは市の木	花・樹木
【ち】 長久寺 城主が開いた 祈りの地	歴史・文化	【れ】 歴史の町 行田を学ぶ 郷土博物館	まち並み・暮らし
【つ】 強く打て あばれ太鼓は 歴史知る	祭礼・行事	【ろ】 老人も 子どもも集まる コミュニティセンター	まち並み・暮らし
【て】 鉄剣が 古代を語る 稲荷山	歴史・文化	【わ】 我が行田 昭和24年に 市制しく	歴史・文化
【と】 飛び跳ねる 子らを見守る すずかけの木	花・樹木	【を】 郷土を愛し 文化のまちをつくります	行田市市民憲章
【な】 夏近し 久伊豆神社の 下がり藤	歴史・文化	【ん】 自然を生かし 美しいまちをつくります	行田市市民憲章
【に】 日本一 足袋の行田の 名は高し	歴史・文化		
【ぬ】 沼が今 近代設備の 浄水場	まち並み・暮らし		
【ね】 念仏の 鐘に合せて 片原の手踊り	祭礼・行事		
【の】 のんびりと 市民が遊ぶ 水城公園	まち並み・暮らし		



「う」の絵札



「う」の読み札

（６）物語のある景観

◆万葉集に詠まれた行田

万葉集には、行田市内のある場所を題材にしたと考えられる「小埼沼」と「埼玉の津」の歌が残されており、「前玉」、「埼玉」など現在の埼玉県名の由来になった地名がみられます。小埼沼は、現在では小さな林となっており、沼と呼べるほど水たまりも残っていませんが、上代の東京湾の入江の名残りともいわれ、「埼玉の津」万葉集の遺跡とされています。



現在の小埼沼（行田市埼玉）、埼玉県指定の旧跡となっている



前玉神社参道の階段の両側に一対の石灯籠があり、2つの万葉歌が刻まれている

◆行田の歴史・文化を現代に紡ぐ物語

戦国時代、豊臣秀吉の関東平定において水攻めに耐え抜いた「忍城」と城を守り抜いた城代、成田長親と家臣団は、その歴史的背景から「のぼうの城」（和田竜氏の小説を映画化）など数多くの創作の舞台となってきました。平成22年（2010年）から活動続ける「忍城おもてなし甲冑隊」は、戦国時代に秀吉軍と対峙した成田家の勇猛果敢な武将達をモデルとしており、市内、県内外で行田市の歴史をPRしています。

また、江戸時代から奨励されてきた足袋産業は、昭和の最盛期には日本の足袋の80%を行田で生産していたとされ、最近では、行田市の足袋工場がモデルとなった書籍・ドラマ「陸王」で話題になり、ロケ地を巡るスポットにはサインが設置されています。



石田三成率いる豊臣秀吉軍が行った水攻めに耐え抜いたエピソードは数々の物語、創作の題材となっている



ロケ地めぐりの案内サインと、劇中に登場する足袋工場のモデルとなったイサミコーポレーションスクール工場

◆日本遺産 ー和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田ー

平成 29 年（2017 年）4 月、県内初の「日本遺産」として「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」のストーリーが認定されました。

ストーリーの構成資産（文化財）は 46 件（史跡 4、古文書 5、建造物 30、有形民俗文化財 2、無形民俗文化財 5 ※令和 6 年（2024 年）1 月現在）で、まちなかに点在する足袋蔵等の足袋産業に関連する文化財等を中心に、古代～戦国～江戸～近世にかけて受け継がれてきた歴史・文化的資産で構成されています。

認定以来、構成資産と周辺でのサイン設置、案内マップの作成・配布、市内小中学校への巡回展示、認定以前から取り組まれてきた「ぎょうだ蔵めぐりまちあるき（NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク）」の充実など、日本遺産のストーリーを市内外に発信、体感できる取組を進めています。

ストーリーの概要

忍城の城下町行田の裏通りを歩くと、時折ミシンの音が響き、土蔵、石蔵、モルタル蔵など多彩な足袋の倉庫「足袋蔵」が姿を現す。行田足袋の始まりは約三百年前。武士の妻たちの内職であった行田足袋は、やがて名産品として広く知れ渡り、最盛期には全国の約八割の足袋を生産するまでに発展した。それとともに明治時代後半から足袋蔵が次々と建てられていった。今も日本一の足袋産地として和装文化の足元を支え続ける行田には、多くの足袋蔵等歴史的建築物が残り、趣ある景観を形づくっている。



日本遺産の案内サイン（行田市役所駐車場）



構成資産・奥貫蔵（あんど）

日本遺産（Japan Heritage）とは

「文化庁によって平成 27 年度に創設された新しい文化財制度で、地域に点在する史跡・伝統芸能など有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーとして「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するものです。

歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、世界へ戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

従来の文化財行政



日本遺産



日本遺産ポータルサイト（文化庁）

2. 景観づくりの蓄積

1) これまで実施した関連施策

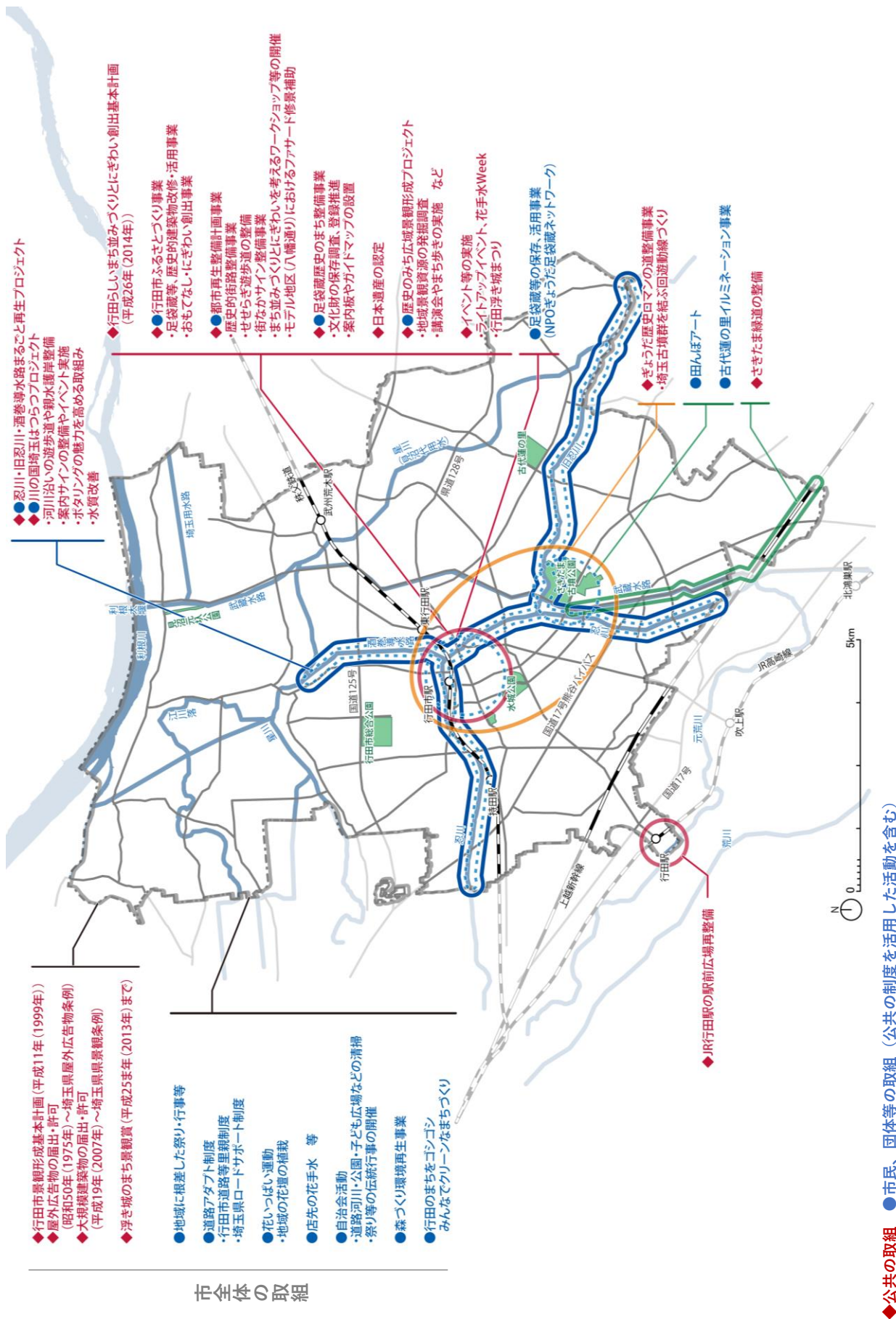
(1) 市全体における取組

- 平成 11 年（1999 年）3 月に行田市景観形成基本計画を策定し、良好な景観形成に取り組むとともに、平成 26 年（2014 年）には、行田市都市計画マスタープランをまち並みや景観的な視点から具現化した「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」を策定し、まち並み景観づくりにかかる取組に「にぎわいの視点」も取り入れた事業を展開しました。
- 平成 19 年（2007 年）に改正された埼玉県条例を運用することで、大規模な建築物の景観誘導に取り組んでいます。
- 清掃や緑化などの市民等と協働して景観づくりを行う取組も市内で活発にみられます。

(2) エリアにおける取組

- 中心市街地や河川・用水沿川、埼玉古墳群周辺において点的及び線的な景観整備がすすみ、景観整備と並行して市民団体等との協働によるソフトの取組も進められています。

■これまで実施した関連施策



3. 景観特性と課題

1) 行田市の景観特性

(1) 景観特性の把握

行田市は、利根川や荒川、市内を流れる河川や用水などの自然的景観や、豊富な水源により育まれた農地などの田園的な景観、自然条件や時代背景により形成された遺跡や忍城址・街道などの歴史的景観、近世以降に形成された市街地や道路等の都市的景観、地域行事や祭礼、環境美化などの人々の営みにより表出する景観など、様々な景観資源により構成されています。これらの景観資源を以下のとおり、構造別に整理します。

景観構造	主な対象
① 自然・田園	景観の基盤となる自然的条件と農地等田園的要素 ・ 利根川、荒川、利根大堰、中小河川、用水路 ・ 農地と集落 ・ 河岸、河川や水路沿いの遊歩道 ・ 利根大堰、利根導水路、土木構造物（橋・水門など）
② 歴史・文化	自然的条件や時代背景により形成された遺跡や城・街道・継承された資源等 ・ 足袋蔵、足袋工場 ・ 忍城址、城下町、石田堤 ・ 古墳、遺跡 ・ 寺社仏閣、祠堂
③ まち並み・暮らし	近代以降に形成された市街地や道路等の都市施設 ・ 住居系市街地、商業系市街地、工業系市街地 ・ 幹線道路沿道 ・ 公園 ・ 公共施設
④ 人の営み	祭礼等の地域行事や祭礼、美化・緑化など景観を守り・育む活動 ・ 祭礼、イベント ・ 地縁組織、市民団体、企業等の地域活動 ・ 店先や家先のしつらえ

(2) 要素別の景観特性と課題

青字：アンケートやワークショップで高評価

赤字：アンケートやワークショップで低評価

①自然・田園

◆景観特性：地域の発展を支えてきた水と農の景観

- 利根川と荒川に育まれたのびやかな田園風景とそれら農地越しにみえる秩父連山や赤城山、富士山などの山々（アンケートで好きな景観に頻出／市歌校歌に頻出／ワークショップ意見「田園地帯の視界の広がり、田畑越しの山々」）
- 河川や用水路沿いに整備された親水護岸や緑道による水辺景観の形成やイベントや憩いの場、サイクリング等の活動によるにぎわいの景観（ワークショップ意見「サイクリングロードは市内外で高評価」）
- 歴史を物語る土木構造物（橋・水門など）の点在（ワークショップで意見多数「数多く残る歴史ある用水や橋梁」）
- 二毛作による彩りが美しい農地と屋敷林の残る集落（市歌校歌に頻出）
- 市民のうるおいとなる古代蓮や花手水の取組などによる四季折々の花木
- 水城公園やさきたま古墳公園など、歴史に親しみを感じる個性ある公園が市街地に近接して点在（アンケートで好きな景観として頻出／ワークショップ意見「個性ある環境、市民生活との近さに愛着が生まれている」）



利根大堰



田園風景



農家集落



見沼代用水橋梁



水城公園



古代蓮

◆景観形成の課題

- 山々の眺望景観の保全、眺望ポイントの整備
- 利根大堰周辺エリアの魅力化・拠点性の向上
- 水辺環境の整備（親水護岸や緑道、サイクリングロード等）や維持管理・活用のマネジメントの検討（アンケートで重点的に進めるべきエリアとして多くの回答「河川水路」／ワークショップ意見「サイクルラックの充実、新たなコース認定、生態系の豊かさ、桜並木などの維持管理やPR」）（アンケートで低評価、魅力を感じない）
- 土木遺産（橋・水門など）の保全・活用（ワークショップ意見「維持・保全、景観資源としてのPR、周辺も含めて親水空間としての整備」）（アンケートで低評価、魅力を感じない）
- 田園景観や自然豊かな公園と調和しない建築物やヤード、太陽光パネル等の規制・誘導（アンケートで必要なルールとして「資材置き場やヤード」／ワークショップ意見「太陽光パネル、使われていない農地の管理」）
- 屋敷林や社寺林など、特徴的な景観の保全

②歴史・文化

◆景観特性：古代から現代にいたる多層的な歴史文化が息づく景観

- 市民のランドマークとして親しまれる古墳や遺跡の点在（アンケートで高評価、魅力を感じる／市歌校歌に頻出／ワークショップ意見「古墳やタワー頂上からの眺め、周辺の自然、夕焼けなど古墳がある風景」）
- 市民の交流や憩いの場・ハレの舞台であり市の歴史的シンボルである忍城址と城下町、水城公園周辺（アンケートで高評価、魅力を感じる・好きな景観として頻出／市歌校歌に頻出・創作の舞台、ワークショップ意見「浮き城の径などの忍城周辺の風景」）
- 城下町の町割りや旧街道、水路の痕跡などが残る、複雑で面白いまちなみ（ワークショップ意見「鍵の手や暗渠など計画された道筋と自然発生的な路地が合わさった複雑さ、歩いて楽しむ魅力」）
- まちなかの重要な歴史的資源として親しまれる足袋蔵・足袋工場の多数の立地（ワークショップ意見「足袋蔵は行田市の大事な景観資源」）



足袋蔵



足袋工場



忍城址



石田堤



古墳



寺社仏閣

◆景観形成上の課題

- 行田市駅・忍城址周辺のまちなかエリアにおける、重点的に景観形成に取り組むエリアとしての将来像の検討、景観ルールや景観整備事業、市民等の担い手と協働したマネジメントの推進（アンケートで重点的に進めるべきエリアとして多くの回答「足袋蔵が点在する界わい」「行田市駅前や商店街」「忍城址周辺」／注力すべきこととして「忍城址や寺社など歴史的建造物の保全活用」「空き家や空き店舗の適正管理や有効活用」／ワークショップ意見）（アンケートで必要なルールとして「歴史的な建造物等を保存するルール」）
- さきたま古墳公園、古代蓮の里は、資源を適切に保全し、周辺の景観をエリアにふさわしいものへ誘導（アンケートで重点的に進めるべきエリアとして多くの回答「さきたま古墳」、注力すべきこととして「古代の歴史的資源を保存活用」）（ワークショップ意見「さきたまテラスなど施設の設え、人を呼び込む工夫が必要」）
- 足袋産業に関する歴史的資源の保全・活用の推進（ワークショップ意見「活用されていない足袋蔵はもったいない、一時的なことからも始められるとよい、その他活用に関する意見多数」）

③まち並み・暮らし

◆景観特性：住・商・工の市街地によるまとまりのある景観

●商業地

- ・駅周辺：行田市駅周辺は、レトロな雰囲気は評価されているものの、駅前空間としてのにぎわい、駅舎の老朽化、緑の豊かさ等が課題。JR 行田駅は、整備された空間を活かしたにぎわいの創出に課題（アンケートで低評価・問題とを感じる景観として頻出／ワークショップ意見「駅・駅周辺の景観がいまいち、にぎわいや緑、周辺へのアクセスの不足」）

- ・まちなか：城下町、足袋のまちとして発展したまちなかを基盤としたコンパクトな低中層市街地となっており、歴史・文化の礎と、明治以降の新旧の市街地や公共施設等の都市施設が混在するまち並みを形成。市民の暮らし、来訪者の観光交流の拠点エリアとして機能（アンケートで低評価、魅力を感じない）

●住宅地

- ・持田／西新町地区：宅地開発等により面的な整備がされ、緑のうるおいのある良好な住環境が形成されているなど、事業手法や建築年次等の違いにより一定のまとまりを持った、落ち着いたある住宅地景観を形成

●工業地

- ・地区計画の定められた工業地では、街路樹と敷地内緑化が一体となり、住工が調和した緑豊かな工業地景観を形成
- 忍川など河川水路沿いの桜並木、水城公園前のイチヨウ並木、大規模な公園などが特徴的な景観を形成（アンケートで高評価、魅力を感じる／ワークショップ意見「個性ある環境、市民生活との近さに愛着が生まれている」）



商業系市街地



住宅系市街地



工業地景観



水城公園前のイチヨウ並木



忍川沿いの桜並木



公共施設（さきたまテラス）

◆景観形成上の課題

- 商業系（アンケートで重点的に進めるべきエリアとして多くの回答「JR 行田駅周辺」「行田市駅前や商店街」／ワークショップ意見「整備された空間を活かしたい」）
- ・行田市駅や JR 行田駅など駅周辺の修景、にぎわいのあるまち並みの形成、安全で快適な歩行者空間、滞留空間の創出
- ・まちなかの拠点や観光資源（忍城址周辺と八幡通りなど）、まちなかと周辺の拠点（古代蓮の里や埼玉古墳群など）の接続

●住宅系

- ・落ち着いた色彩、規則性のある形態の住宅地の維持・誘導、緑豊かな外構など家先の景観づくりの取組
- ・近隣公園や集会所など身近なコミュニティ拠点の景観づくりの推進

●工業系

- ・富士見産業団地や行田みなみ産業団地など良好な工業地景観の維持・誘導、敷地内の植栽、道路、公園等の維持管理（アンケートで低評価、魅力を感じない）

●その他

- ・公共施設（アンケートで低評価、魅力を感じない）や都市公園の整備改修を機会とした行田らしい景観の創出
- ・景観形成上重要な公園や街路樹における地域参加による維持管理

④人の営み

◆景観特性：まちに彩りをもたらす活動や関わりがつくる景観

- 地域で受け継がれた祭礼・行事や市内外から人が集まるイベントなど新旧両方の活動によるにぎわい景観（アンケートで若い世代からも高評価／ワークショップ意見「新旧どちらもイベントや祭礼があるのが素晴らしい」）
- 足袋蔵などの歴史資源や河川環境の保全活用、道路・公園等の美化清掃など、市民や団体等の活動による良好な景観（ワークショップ意見「人の活動を大事にしたい」）
- 店先や家先のしつらえが、住民等の楽しみにもなっており、通りのうるおいある景観（アンケートで地域や自宅周辺の清掃、花・みどりの手入れについて多くの回答あり）



長野地区のささら獅子舞



行田浮き城祭り



水城公園マルシェ



五持田ふれあいガーデン



店先や家先のしつらえ



店先や家先のしつらえ

◆課題

- 既存の取組を持続的なものとするための支援・仕組みづくり（次世代への継承、優良事例の発信、交流イベント等）（アンケートで課題意識あり／ワークショップ意見「維持・管理の継続が困難、担い手不足」）
- 市民等と行田市固有の景観資源を掘り起こし、磨き上げる取組
- 市民等の身近な景観づくりを支援する取組（家先の緑化、花手水等）
- 景観学習の実施など市民の愛着の醸成（アンケートで期待大）
- 営みも含めた景観の魅力の市内外への発信、環境的価値の訴求

第 2 章

1 景観づくりの基本理念・目標

1. 景観づくりの基本理念・目標

2 景観づくりの方針

1. 景観づくりの対象
2. 骨格となる景観づくりの方針
3. 身近な景観づくりの方針

3 重点的に取り組むエリアの景観づくり

1. 重点的に取り組むエリアの景観づくり

1 景観づくりの基本理念・目標

1. 景観づくりの基本理念・目標

利根川と荒川に挟まれた肥沃で平坦な土地と、古代から連綿と受け継がれる歴史・文化に育まれた、生業、まち並み、風土、精神が息づく本市の景観特性や現況をふまえ、基本理念、目標を次のとおり設定します。

1) 景観づくりの基本理念

ともにつくる
愛着と誇りを紡ぐまち 行田

2) 景観づくりの基本目標

① 暮らし・生業の基礎である自然・田園環境を守り、育む

利根川と荒川の運んだ土砂が堆積して形成された平坦な土地にある本市では、大小の河川・水路が幾重にも流れ、景観の基盤・骨格を形成しています。この水の恵みによって育まれてきた、1年を通して彩りの豊かな田園・屋敷林の残る集落や、市民に憩いの場として親しまれる、水辺や水路沿いの遊歩道・ポタリングコースなどを市民の共有財産として守り育てていきます。

② 受け継がれてきた歴史・文化の蓄積をいかし、次世代に継承する

本市は、ランドマークとして親しまれている古墳、北武蔵の「水の管理」と「交通の要衝」として発展した城下町、全国に誇る足袋のまちとして栄えた商業地など、古代から連綿と受け継がれる歴史・文化に育まれた生業、まち並み、風土、精神が息づくまちです。これら長い時を経て形成された伝統や風格、歴史的な資源をいかし、魅力を高めることで次世代に継承する景観づくりを目指します。

③ 地域固有の資源をいかし、身近な暮らしの環境を豊かにする

市民が心地よく住み続けるために、住宅地や集落などの身近な暮らしの環境の質を高めることが大切です。そのため、地域ごとに見られる寺社などの歴史・文化的資源、緑地や公園、水辺、祭礼・行事などの資源をいかし、地域の景観と調和した建築物の誘導、まちかどや庭先などを彩る緑化の推進等を進め、身近な生活環境を豊かにする景観づくりを目指します。

④市民、来訪者に親しまれ、市の顔となるエリアの魅力を高める

本市は、自然環境、歴史・文化に恵まれ、城下の町割りを受け継ぐまちなかと忍城、埼玉古墳群、古代蓮の里など市民、来訪者に親しまれるエリアが形成され、市民のみならず市外からも多くの人が訪れ親しまれています。公民の協働により、質の高い建築物や屋外広告物等の誘導、自然環境や歴史・文化的資源の活用、歩く人にとっての魅力づくり等により本市の顔となるエリアとしての魅力を高めていきます。また、エリア間を巡る回遊ネットワークの形成を進めます。

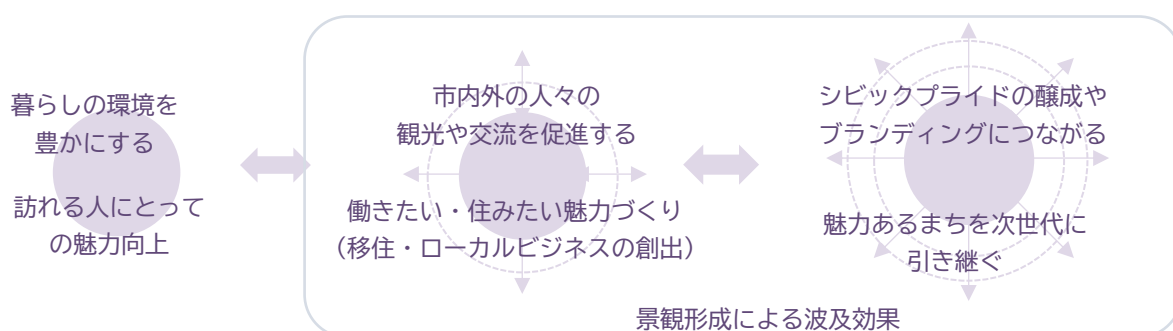
⑤共有、参加、協働により、景観づくりをともに積み重ねる

これまで世代を超えて受け継がれ、これからも大事にしていきたい景観や資源を、市民、事業者、行政が共有し、それぞれの役割に応じて参加と協働を進め、みんなで積み重ねながら、本市の個性や魅力を伸長する景観づくりを進めます。

3) 景観づくりの意義

景観づくりは、景観や資源を守り育む活動であり、暮らしの環境を豊かにするなど、市民の生活に密接に関係するものです。

生き生きとした活動や豊かな暮らしが表出するまちは人を惹きつけ、地区内外の人々の観光や交流を促進し、地域に根付いた生業の振興やローカルビジネスの創出のきっかけになります。また、それらの取組を継続することは、自分たちが暮らす身近な地域への愛着、誇りの醸成、地域のブランディングに繋がり、次世代に魅力あるまちを引き継ぐことにもなります。



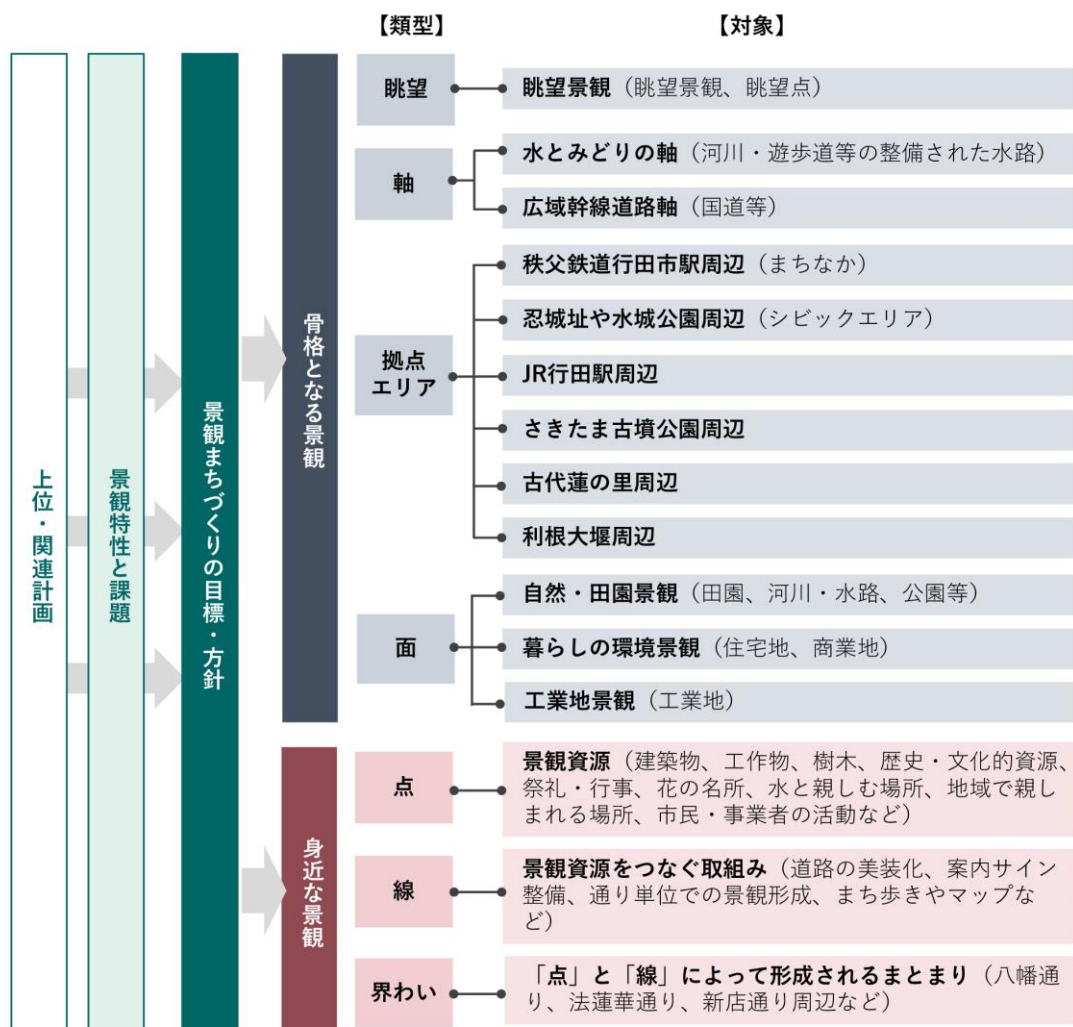
2 景観づくりの方針

1. 景観づくりの対象

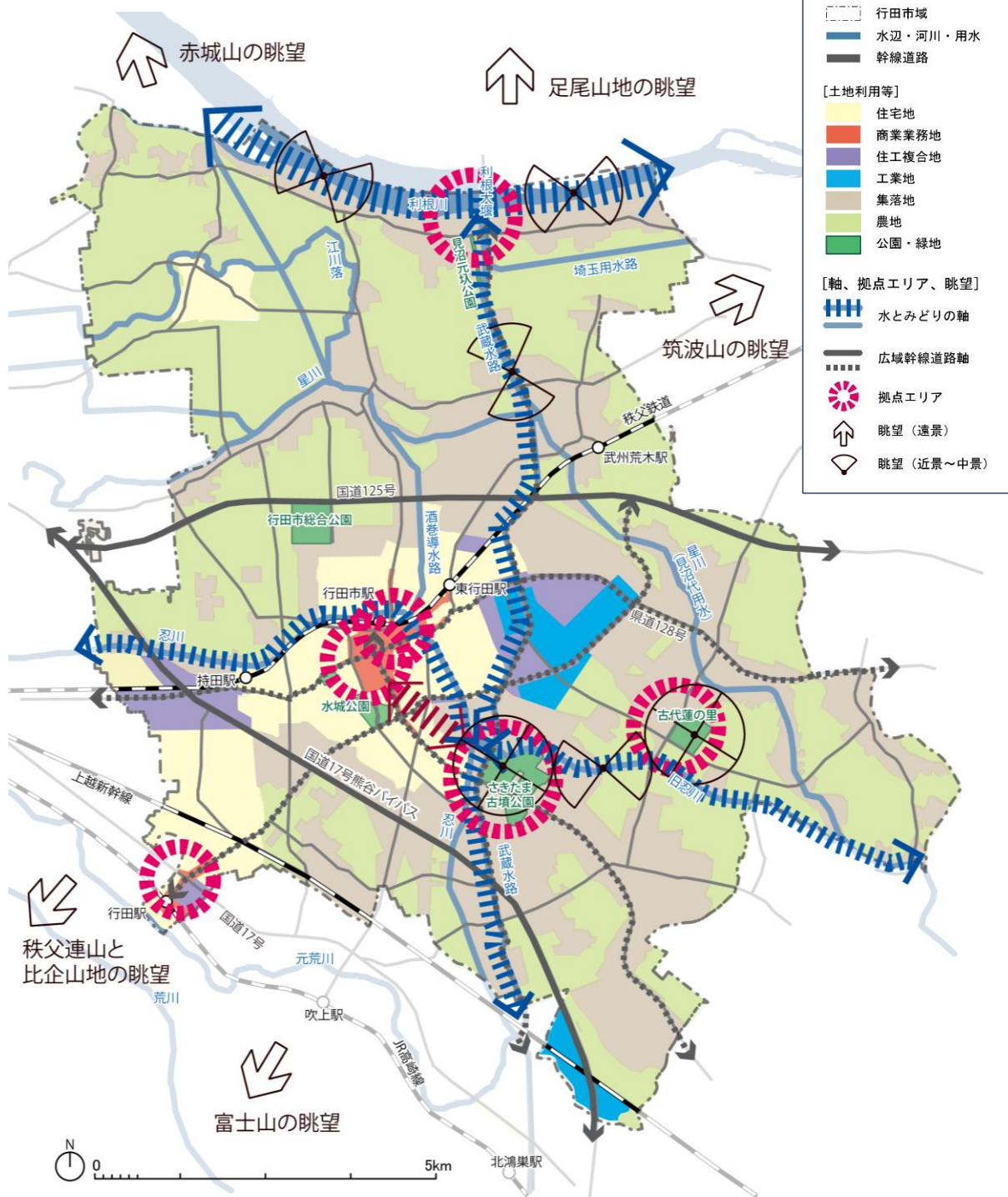
上位・関連計画、景観特性等をふまえ、下図のように景観づくりの対象を類型化し、景観形成を進めます。

骨格となる景観づくりは、景観法に基づく届出・協議による誘導を基本に、特に重要な軸や拠点エリアにおいては民間建築物・工作物、屋外広告物、公共施設が一体となった景観づくりを進めます。

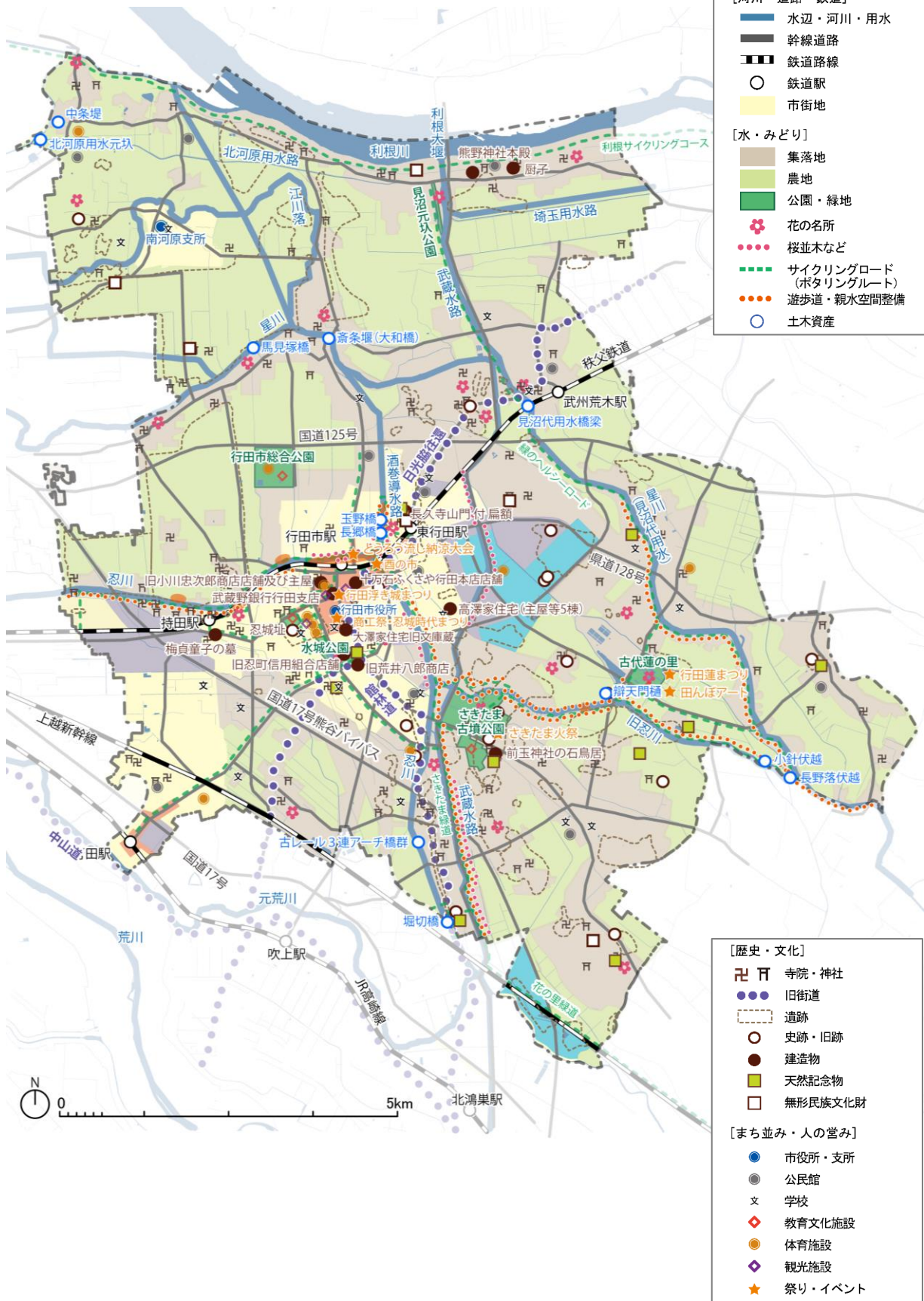
身近な景観づくりは、景観形成基本計画（平成 11 年（1999 年）策定）で掲げる景観形成の 3 つの視点（点→線→面）を継承し、身近な景観資源を界わいの個性に繋げる景観づくり施策を進めます。



骨格となる景観



身近な景観



2. 骨格となる景観づくりの方針

1) 眺望

(1) 眺望景観

◆特徴的な景観

○広々とした平坦な地形が特徴の本市は、北方に赤城山、男体山、日光白根山～皇海山、筑波山などの特徴ある山容の山々、南方におだやかな稜線を持つ奥秩父連峰、富士山など、多様な山・山並みを望むことができます。

○これらは、市内の小中学校校歌にも多く歌われており、関東平野の中央部に位置する本市の広域的な位置づけを暮らしの中で認識させてくれる景観です。



のびやかな田園の背後に望む奥秩父連峰への眺望



のびやかな田園の背後に望む奥秩父連峰への眺望

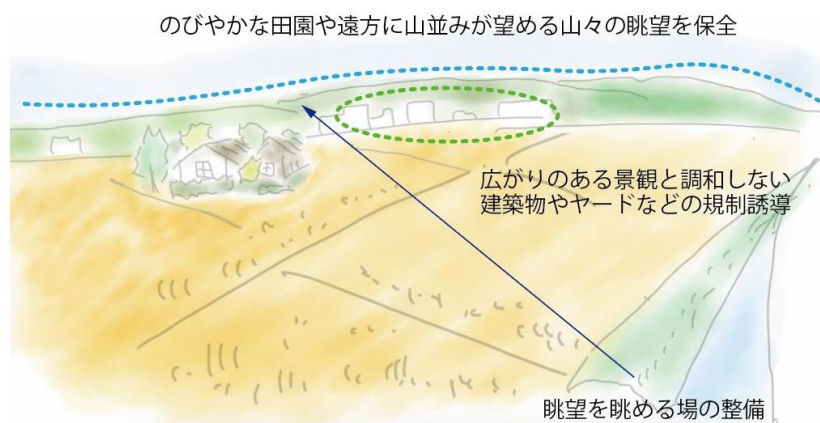


幹線道路のアイストップに望む富士山への眺望

◆景観づくりの方針

のびやかな田園風景と遠方に山並みが望める眺望景観の維持・形成

- 眺望景観の前景となる建造物等の高さや色彩の誘導による眺望景観の保全
- 山並みの連続性やアイストップに望むシンボル性に配慮した景観づくり
- 眺望しやすく、周辺環境に調和した視点場づくり



2) 軸

(1) 水とみどりの軸

◆特徴的な景観

○利根川と荒川の2大河川をはじめ、大小の河川や用水が幾重にも流れ、沿川の田園や市街地ではうるおいのある景観が形成されているほか、親水護岸やポタリングの環境が整備され、イベントや憩いの場となっています。

○また、近世以降に築造された橋りょうや堰などの土木遺産が現在でも市内に点在しています。



自然環境に配慮した護岸整備がされ、原風景を感じる河川（星川）



親水整備され、桜並木が親しまれている水路（酒巻導水路）



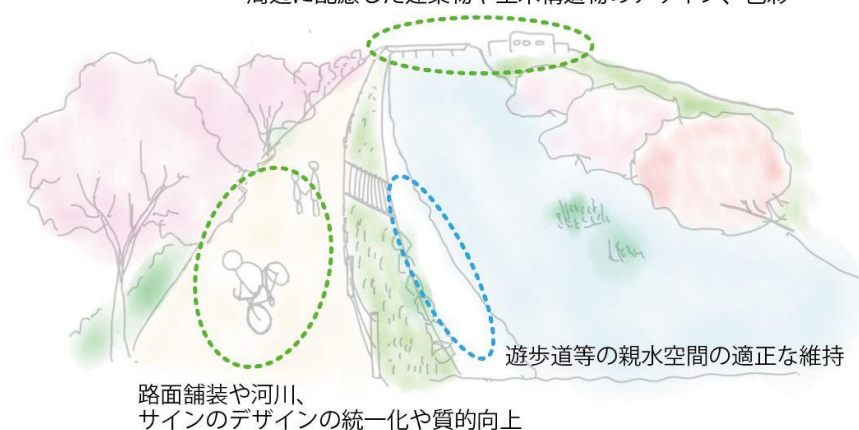
選奨土木遺産に認定されている忍川下流に架かる堀切橋

◆景観づくりの方針

豊かで親しみある水辺空間の維持・形成

- 市民等が親しみ、活動の場となる親水空間等の維持・形成
- 河川・水路と河岸の緑、遊歩道、ポタリングコースに一体性の感じられる景観の創出
- 土木遺産の保全・活用
- 土木構造物や建築物における水辺や周辺環境との調和

周辺に配慮した建築物や土木構造物のデザイン、色彩



(2) 広域幹線道路軸

◆特徴的な景観

- 主要な幹線道路として、東西方向に国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパス、国道 125 号、県道 128 号、南北方向には、県道 66 号や県道 306 号などが整備されており、市内外を結ぶとともに、まちなかやさきたま古墳公園、古代蓮の里等の拠点エリアへのアクセスとしても重要な軸となっています。
- これら幹線道路沿道は、沿道型サービス施設が立地し、建築物や広告物が多種多様な沿道景観を構成するとともに、南大通りなどの一部区間では街路樹が整備されています。また、田園部では広がりのある景観を望むことができます。
- 沿道の店舗などでは、周囲の景観から突出した形態や色彩の建築物や屋外広告物が散見され、交差点付近や田園区間などにも、やや規模の大きな独立広告物が掲出されています。



街路樹が整備された沿道景観（南大通り）



道路沿いのポケットパークに整備されたからくり時計のモニュメント（県道 128 号）

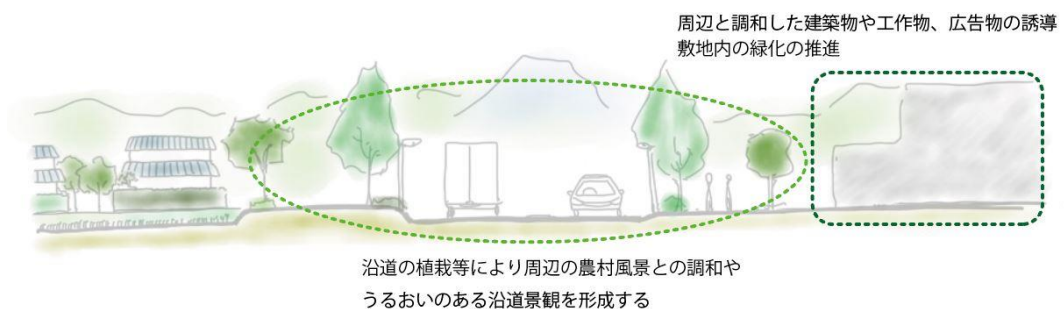


幹線道路から望む広々とした眺め

◆景観づくりの方針

周辺環境と調和した落ち着きとうるおいのある沿道景観の形成

- 敷地や接道部の緑化によるまち並みの連続性への配慮
- 周辺の土地利用や自然・田園景観とも調和した落ち着きとうるおいのある景観形成
- 拠点エリア周辺の交差点や沿道における、エリアと一体となった魅力づくり



3) 拠点エリア

(1) 秩父鉄道行田市駅周辺（まちなか）

◆特徴的な景観

〔秩父鉄道行田市駅〕

○行田市駅周辺には、複数の商店街が形成されているほか、近代における足袋蔵などの歴史的資源が集積しており、本市の顔として重要な駅です。

○行田浮き城まつりや愛宕神社の酉の市、とうろう流しなどの祭礼の場としても親しまれています。また、北口・南口には駅前広場が整備され、忍川沿いの桜並木や翔栄橋護岸の親水空間と連続する空間が形成されています。

〔まち並み〕

○忍城の城下町、足袋のまちとして発展したまちなかを基盤に形成された商業地であり、歴史・文化の礎と明治以降に築かれた新旧の市街地や公共施設等の都市施設が混在するまち並みが形成されています。

○旧街道（中山道から分岐した舘林道、日光道中脇往還）が巡り、足袋蔵や社寺、かぎ型の道、碑などの歴史的資源が集積し、近年では足袋蔵をはじめとする足袋産業関連の文化財群が日本遺産に認定（平成 29 年（2017 年））されています。

○まち並み景観形成先導モデル地区として、沿道の建物等の修景や道路の美装化が進められている八幡通りや日用品や飲食店などの個人商店が連なる本町商店街、新町商店街などでは、各商店街固有の景観が形成されており、親しみが感じられる通りとなっています。

○歴史的資源を巡る回遊路、案内サインなどが整備され、店先を彩る花手水や NPO による足袋蔵の保全・活用など行政と市民・事業者が協働してまちづくりに取り組んでいるエリアです。

○総じて歴史・文化を感じさせる落ちついた景観が形成されていますが、一部に周辺と調和しない規模や色彩の建築物や広告物がみられます。



秩父鉄道行田市駅



モデル地区として修景整備された八幡通り商店街のまち並み



足袋蔵や足袋工場などの足袋産業関連施設をはじめとした歴史的資源が点在



想い想いのスタイルで店先を彩る花手水

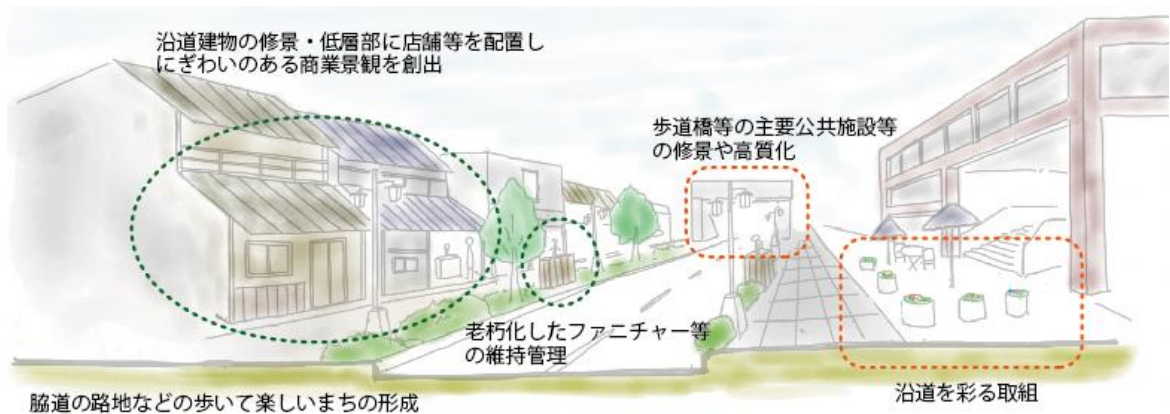


翔栄橋護岸の親水空間で行われるとうろう流し

◆方針

歴史的なまちなみと商店や住宅が調和した景観の形成

- 足袋蔵などの歴史的な資源等の保全・活用
- 歴史的資源の隣接地など周辺における、資源と一体性のある景観の創出
- 修景整備された街路、まち並みや資源の集積を活かした、歩いて楽しいまち並みの形成
- 歩行者ネットワークやまち並みの結節点となるまちかどにおけるサイン整備やゆとりある空間整備
- 城下町の町割りや水路の痕跡などを活かした空間整備
- 歩行者目線の空間整備による、にぎわいや楽しみが感じられる景観の形成



（２）忍城址や水城公園周辺（シビックエリア）

◆特徴的な景観

- 旧忍城の中心部であり、本丸のあった忍城御三階櫓や郷土博物館を中心に、行政庁舎や小中学校などの公共施設、水城公園など、建築規模が比較的大きく、オープンスペースの多い、固有のシビックエリアが形成されています。
- 観光案内所や市役所駐車場など、観光やまちなか回遊の拠点となっており、市役所～忍城を結ぶ「浮き城の径」は、埼玉県景観賞を受賞（平成５年（１９９３年））するなど、良好な景観が整備されています。
- かつて城堀であった水城公園をはじめ、歴史のシンボル地区として、忍城時代まつりやライトアップイベント、マルシェなど様々な祭礼・行事の場として市内外から人が訪れるほか、日常の憩いやハレの場として市民に親しまれています。



歴史・文化のシンボルとして親しまれている忍城御三階櫓



市役所から忍城に整備された浮き城の径と忍城



アートやライトアップで彩られ、市内外から親しまれる空間が形成されている



季節を彩る花や樹木、マルシェなどで親しまれている水城公園

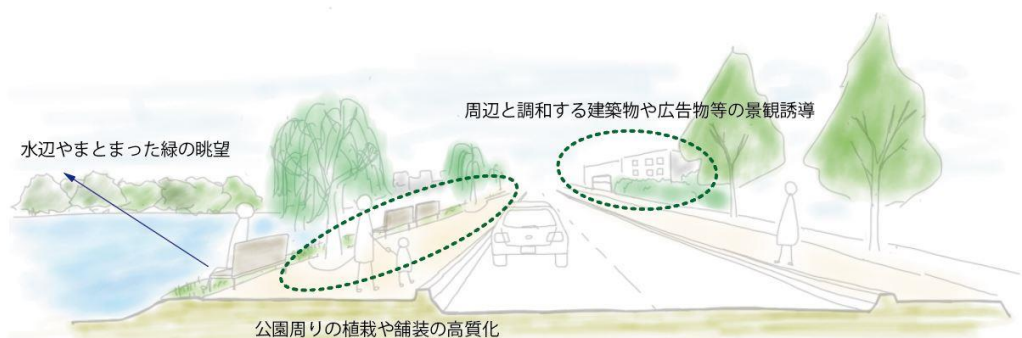


行田市役所をはじめとした公共公益施設が集積

◆方針

豊かな水・緑と歴史が調和した地域のシンボルとなる景観の形成

- 忍城址が眺望できるまちなみの維持
- 水城公園などの緑や水と調和したうるおいのあるまちなみの形成
- 歴史を伝える環境の継承や歴史的雰囲気を感じられる景観の形成



(3) JR 行田駅周辺

◆特徴的な景観

- JR 行田駅は、市内で最も乗降客数の多い駅であり、通勤・通学や観光の玄関口として重要な駅です。
- 「行田駅前広場周辺再整備基本計画」(平成 27 年(2015 年)3 月)に基づき、駅前が整備され、広々としたロータリーや観光案内所や交番などに採用された和風のデザインが特徴となっています。
- 駅前通り(県道 138 号)では、沿道企業等による道路の美化活動がされています。



JR 行田駅

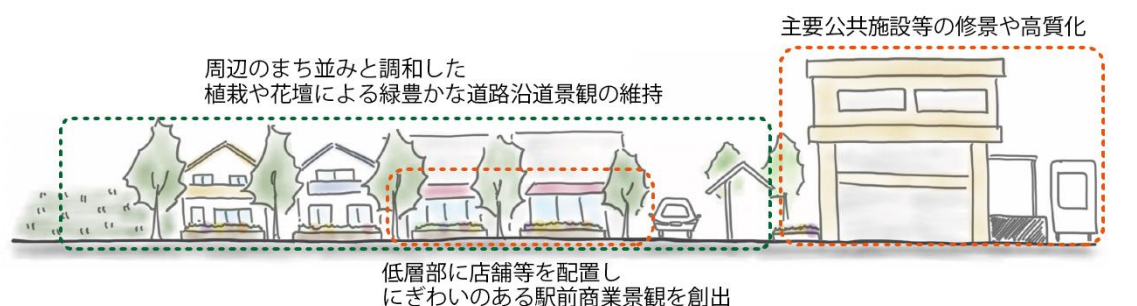


整備された駅前ロータリー

◆景観づくりの方針

方針：まちの玄関口にふさわしいにぎわいや活力が感じられる景観の形成

- ☐ まちの玄関口にふさわしい顔づくり
- ☐ にぎわいや親しみが感じられる商業地景観の形成



(3) さきたま古墳公園周辺

◆特徴的な景観

- 「特別史跡 埼玉古墳群」を含む公園であり、史跡周辺を含めたエリア一体で都市公園として整備され、多くの市民、観光客が訪れる本市を代表する交流拠点となっています。
- 古墳は、平坦な土地の中でアクセントとなっているほか、日常の散歩や頂上からの眺望、桜など季節の彩りとともに親しまれています。



全国でも珍しい登れる古墳として親しまれている丸墓山古墳



丸墓山古墳から忍城址を望む

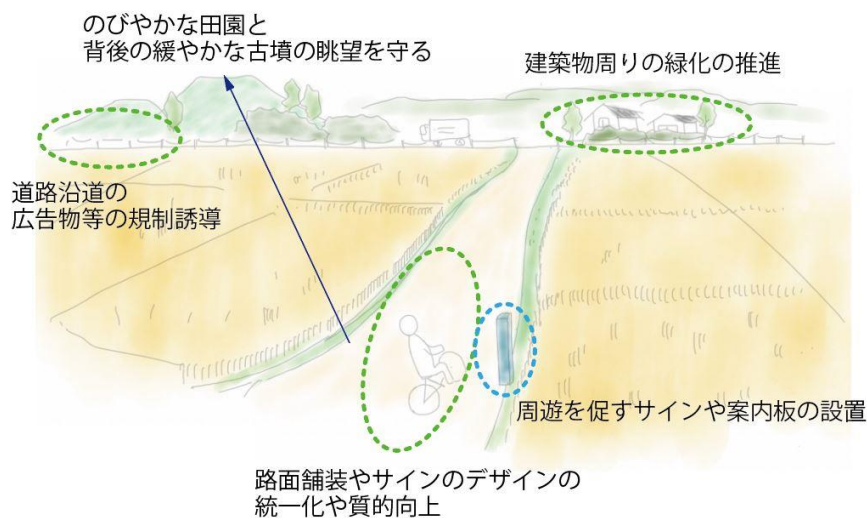


桜や菜の花などの季節の彩り

◆景観づくりの方針

古代の歴史と豊かな緑が調和した景観の形成

- 古墳や散策路の緑の保全
- 古墳などの古代の歴史的資源の活用や保全
- 丸墓山古墳などからの眺望に配慮した景観づくり
- 回遊路や案内サインなど回遊を促す環境づくり
- 公園の豊かな緑や歴史的資源と調和した周辺の景観づくり



(4) 古代蓮の里周辺

◆特徴的な景観

○古代蓮の里は、6月中旬から8月上旬にかけて咲き誇る蓮の花、平成20年（2008年）に始まった田んぼアートの会場としても多くの市民、来訪者が訪れるスポットであり、園内に建つ行田タワーは、全市的なランドマークになっています。



平成20年（2008年）に始まり、田植えから稲刈りまで市民に親しまれている田んぼアート



市の花に指定されている行田蓮（古代蓮）

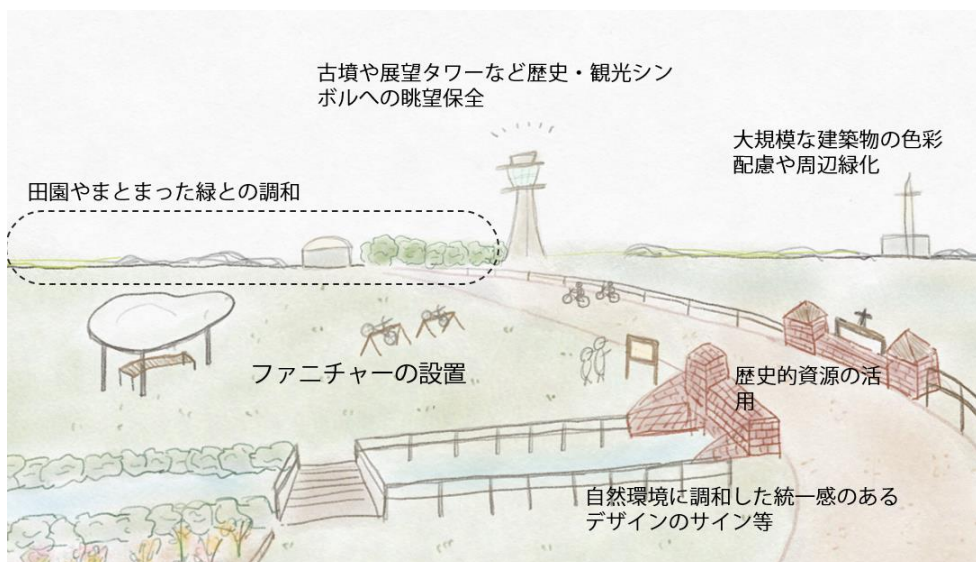


ランドマークになっている行田タワー

◆景観づくりの方針

古代の歴史と豊かな緑が調和した景観の形成

- 園内や散策路の緑と調和した景観の創出
- 豊かな緑や歴史的資源と調和した周辺の景観づくり
- 回遊路や案内サインなど回遊を促す環境づくり
- 古代蓮をはじめとした特徴ある緑の保全
- 行田タワーからの眺望に配慮した景観づくり



（５）利根大堰周辺

◆特徴的な景観

- 利根大堰は、武蔵水路・見沼代用水・埼玉用水路・葛西用水路の取水口であり、利根川中流域への農業、工業、生活への利水を支える重要な役割を担っており、スケールの大きな景観を望むことができます。
- 周辺の河川敷には、広大な自然の草原（ヨシ原・オギ原）が広がり、たまり池は、多くの野生の生きものの生息・生育空間となっていることから、関係団体・機関が協力し、治水と環境が共存する川づくりについての検討、車両侵入の抑制などの取組が実施されています。
- 市内、周辺市町村の小学校の社会科見学としても活用されており、本市の環境学習の拠点として重要な場所です。

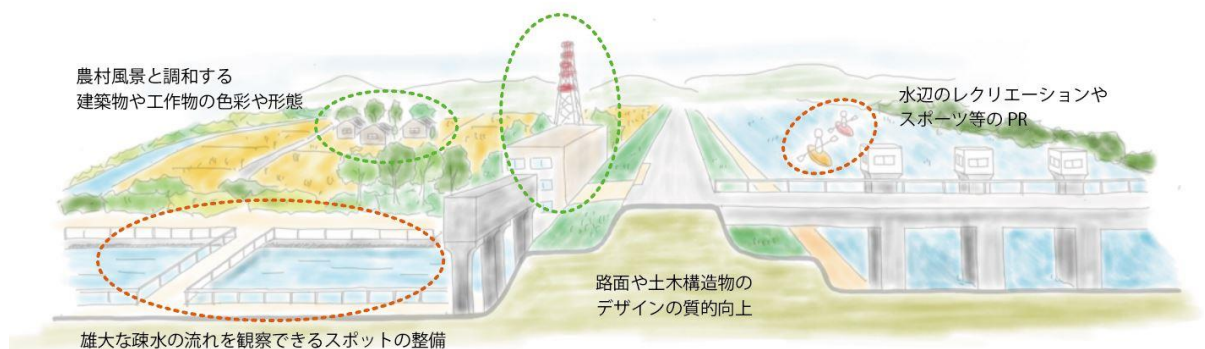


利根川中流域の農業、工業、生活への利水を支える利根大堰と利根導水路

◆景観づくりの方針

雄大な利根川の眺めや田園ののびやかな景観の保全

- 河川、田園がおりなす農村景観に調和した風景の形成
- 市民等の憩いや活動の場となる親水空間の整備・活用
- 雄大な利根川や大スケールの利根大堰を望める場の整備



4) 面

(1) 自然・田園景観

◆特徴的な景観

- 市内の北部や南東部には、面的に水田が広がり、平坦な地形、幾重にも流れる河川や用水、遠方に望む山並みが一体となって、のびやかな田園景観が形成されています。
- これらの多くは、土地改良区によるほ場整備等が行われたことにより、整然とした田園風景が広がっており、米、麦の二毛作をはじめ1年を通して彩りの豊かな景観をみることができます。
- また、集落の屋敷林や社寺林など、地域の昔ながらの農村風景を思わせる景観もみられ、田園風景のアクセントとなっています。



広々とした田園風景



田園や集落のアクセントとなっている社寺と社寺林（常世岐姫神社・荒木）

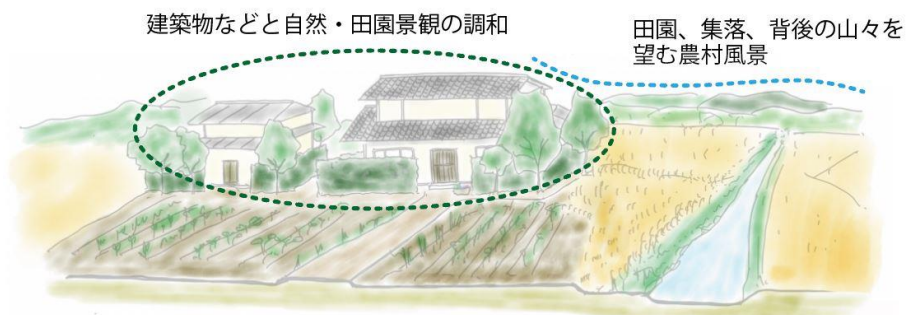


屋敷林のある集落地

◆景観づくりの方針

地域の発展を支えてきた水と農の景観の保全

- ☐ 建築物等と自然・田園景観との調和
- ☐ 親しみやうるおいを感じる水辺空間の形成
- ☐ 生業と暮らしを通じて形成された農村集落の景観の維持



(2) 暮らしの環境景観

〔商業地〕

◆特徴的な景観

- 秩父鉄道行田市駅や東行田駅、JR 行田駅などの駅周辺に形成され、行田市駅周辺は、忍城の城下町・足袋のまちとして発展したエリアに面的に形成されており、その他は路線型の景観が形成されています。
- 行田市駅や東行田駅周辺では、足袋産業に由来する服飾業や酒造業、奈良漬けなど、地域の歴史を継承する業態も多く、趣あるまち並みが形成されています。
- まちなかでは、足袋蔵などの歴史的建造物を活用、リノベーションした店舗等も多くみられます。
- JR 行田駅の駅前通りは、中低層の商業施設が立地し、沿道型のまち並みが形成されています。



重厚な店構えの横田酒造（東行田駅周辺）



足袋商店が得意先への贈答品としても愛用した奈良漬



足袋蔵や初代市長の邸宅を活用した店舗、事務所が集まっている一角

◆景観づくりの方針

歴史や文化を礎とした、にぎわいとうるおいのある市街地景観の形成

- ☐ にぎわいのあるまち並みの形成
- ☐ 安全で快適な歩行者空間や滞留空間の創出
- ☐ 主要公共施設等の修景や高質化



〔住宅地〕

◆特徴的な景観

- 戸建て住宅や低層の集合住宅などで構成され、宅地開発等により面的に整備された持田地区や西新町地区では落ち着きと緑のうるおいのある良好な住環境が形成されています。
- 住まいの近隣の公園や集会所などを花やみどりで彩る花いっぱい運動が実施されているなど、地域活動による良好な景観をみることができます。
- 平成 18 年（2006 年）に合併した旧南河原村の中心部には、低層の住宅や商店、小学校や支所などの公共施設などからなる市街地が形成されています。



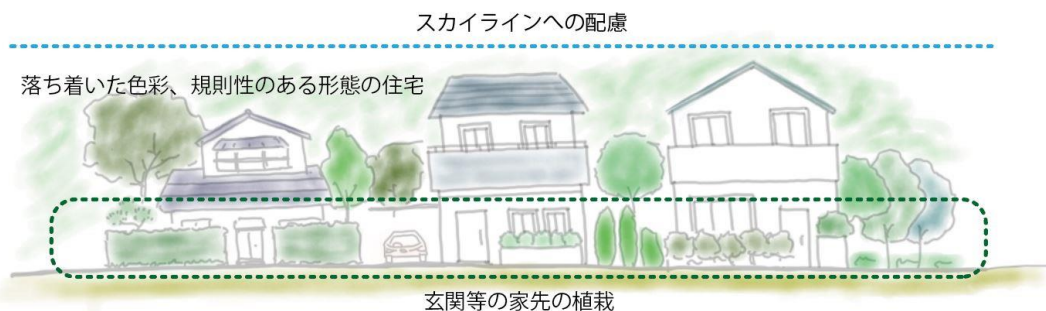
外構の植栽や住宅の形態意匠、敷地の使い方に落ち着きを感じられる住宅地
（左：持田地区、右：西新町地区）

コミュニティガーデンが設けられている住宅地内の公園（五持田ふれあい
ガーデン）

◆景観づくりの方針

緑のうるおいやまとまりを持った、落ち着きのある住宅地景観の形成

- ☐ 落ち着いた色彩、規則性のある形態の住宅の維持・誘導
- ☐ 緑豊かな外構などの家先の景観づくり
- ☐ 近隣公園や集会所など身近なコミュニティ拠点の形成



(3) 工業地景観

◆特徴的な景観

- 富士見工業団地、長野工業団地及び行田みなみ産業団地を中心として立地し、地区計画の定められた工業地では、街路樹と敷地内緑化が一体となり、緑豊かな工業地景観が形成されています。
- 富士見工業団地や持田インターチェンジ周辺の準工業地域では、やや規模の大きな店舗や工場、中低層の集合住宅、戸建て住宅が混在するまち並みとなっています。



敷地内緑化がされ、沿道の街路樹とともに緑の豊かな沿道景観となっている工業地（富士見工業団地）

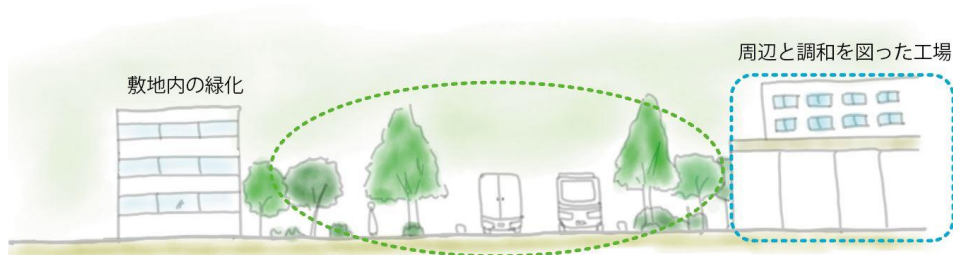


低木や高木を組み合わせた敷地の緑化や建物、広告物の意匠により柔らかい印象を与えている工業地（行田みなみ産業団地）

◆景観づくりの方針

街路樹等の周辺と敷地内の緑が一体となった緑豊かな工業地景観の形成

- ☐ 周辺と調和し、まとまりがある景観の形成
- ☐ うるおいとゆとりある工業地景観の形成

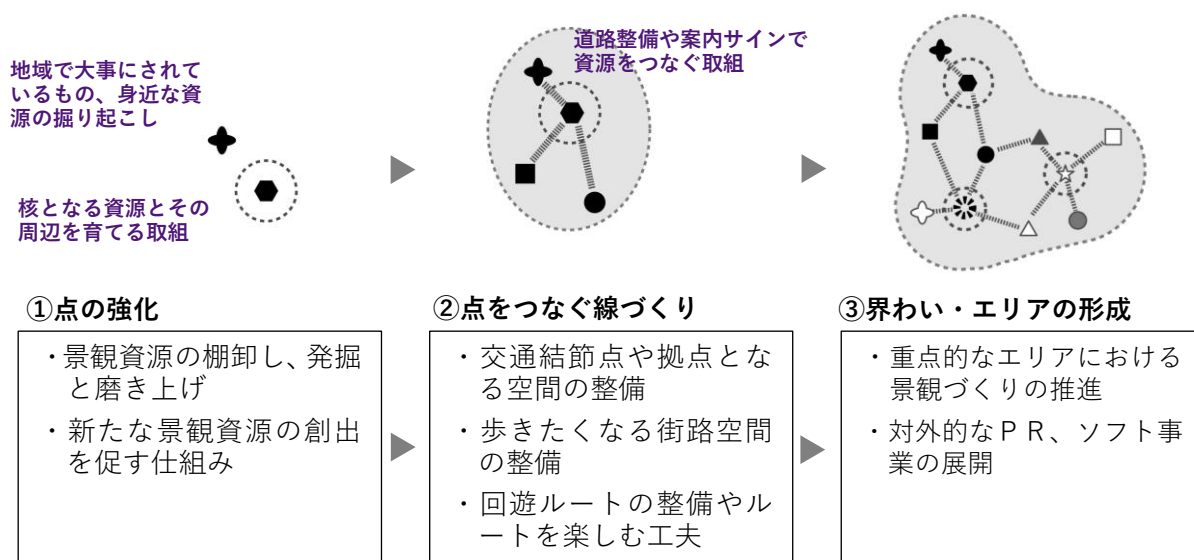


街路樹や建築敷地内の植栽が一体となった
うるおいとゆとりあるまち並みの形成

3. 身近な景観づくりの方針

1) 身近な景観づくりの基本的な考え方

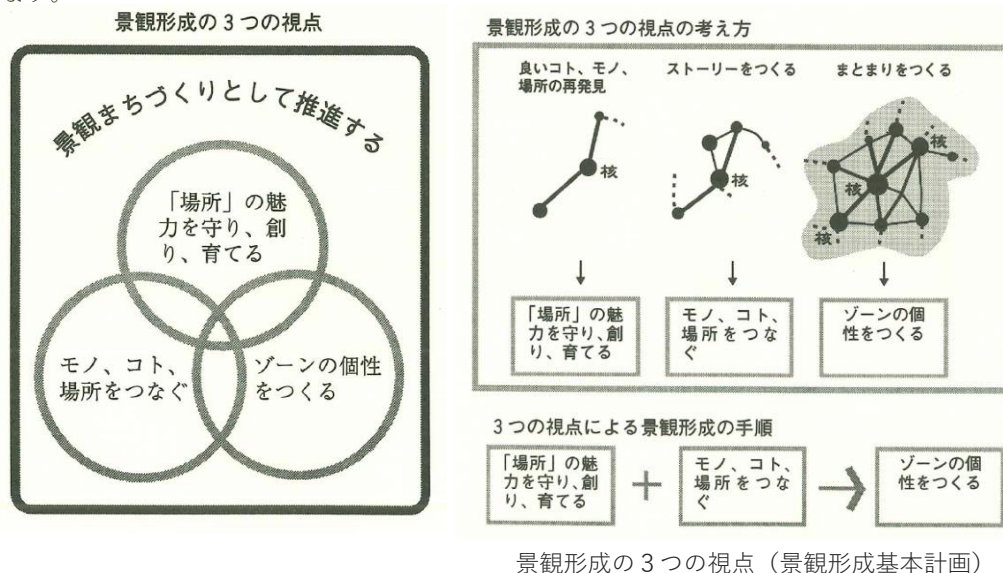
景観形成基本計画（平成 11 年（1999 年）策定）で掲げる景観形成の 3 つの視点（点→線→面）を継承し、身近な景観資源を界わいの個性に繋げる景観づくりを進めます。



景観形成基本計画における景観形成の 3 つの視点

「景観形成基本計画（平成 11 年（1999 年））」では、景観形成の 3 つの視点（第 1 の視点：「場所」の魅力を守り、創り、育てる。第 2 の視点：モノ、コト、場所をつなぐ。第 3 の視点：ゾーンの個性をつくる。）が掲げられています。

これらは、「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画（平成 26 年（2014 年）3 月）」にも引き継がれるなど、本市の景観づくり、まちづくりにおいて重要な視点となっています。



2) 景観資源を活かした景観づくり

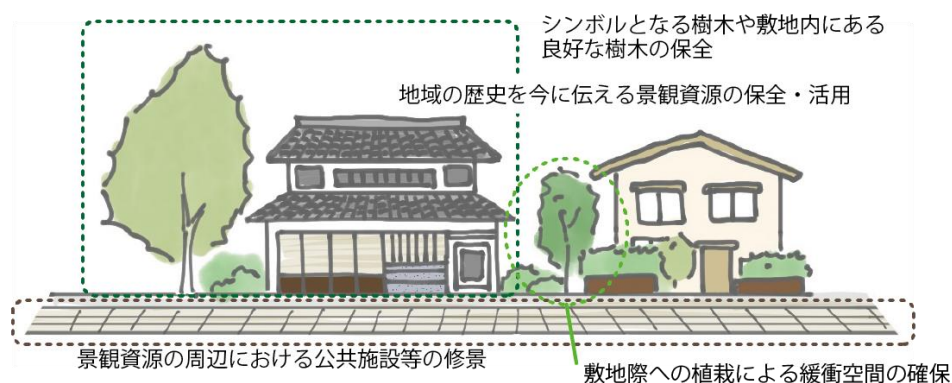
◆特徴的な景観

- ランドマークとして親しまれる古墳や遺跡、忍城址と城下町、足袋のまちとして発展したまちなかは、日本遺産にも認定される等、全国有数の資源として市内外に親しまれています。
- また、まちなかや集落にある身近な歴史的建造物や社寺、お社や地蔵尊、近代遺産（洋風建築物・橋・水門等）など市内には多様な資源が存在しており、これらが地域固有の景観を創出しています。
- 歴史・文化を語り継ぐ建物や樹木等のみならず、地域で受け継がれてきた生業や祭礼・行事、市内外から人が集まるイベント、花や水と親しむ場所、まちなかの花手水、市民等による資源の保全・活用など、地域で暮らす人々の活動によって、多彩な景観資源が生み出されてきたことも本市の特徴です。
- これらの景観資源を市民共通の財産として景観づくりに生かすため、資源の認知度を高めるとともに、文化財やシンボルとして親しまれている建造物や樹木、工作物等の周辺では、その保全に配慮した景観づくりが求められます。

◆景観づくりの方針

まちなかや田園、集落を彩る多彩な景観資源を活かした景観の形成

- ☐文化財（指定・登録）や日本遺産の構成資産、近代土木遺産など市内外に認知・評価される資源の保全・活用
- ☐地域の歴史を今に伝える景観資源の保全・活用
- ☐地域のシンボルとして親しまれている景観資源の保全・活用
- ☐市民共通の財産として親しまれる景観資源の創出
- ☐景観資源の周辺における資源と調和した修景整備



3 重点的に取り組むエリアの景観づくり

1. 重点的に取り組むエリアの景観づくり

1) 重点地区指定の考え方

(1) 重点地区とは

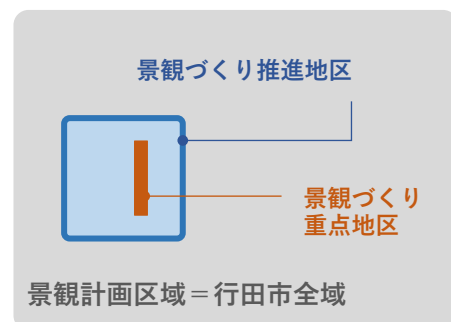
景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置付ける地区です。地区内において、全市とは異なるルールを適用し、地区の特性や目指したい姿に応じた景観誘導を行うことを目的として設定します。

(2) 本市における指定の考え方

本市においては、観光や地域のより所となる資源が点在しており、資源周辺の界限性の創出や資源同士の結びつきを強化し、市全体の魅力を高め、にぎわい創出につなげることが重要です。

拠点や軸等、重要なエリアに狙いを定め、建築物・工作物、屋外広告物、公共施設等の景観誘導やその他景観施策に取り組むため、下記の考え方で重点的に取り組むエリアの候補を抽出し、景観計画に位置付けた上で、優先度の高いエリアから指定の検討を進めます。

■区域の考え方（模式図）



■エリアの区分

重点的に景観誘導を図るエリア		抽出要件
景観づくり 推進地区	・公共施設の立地状況や公共事業の蓄積を踏まえ行政主導で指定	☐ 上位関連計画において拠点等の位置づけがある ☐ 行田市らしい景観特性（シンボル・歴史性・まとまったみどり・景観特性の一定の広がり・観光資源等）がある ☐ 市の顔となる空間ポテンシャルがある ☐ 公共施設の集積・公共整備の蓄積がある ☐ 予期せぬ開発による景観変化の懸念がある
景観づくり 重点地区	・市民や事業者等、民間まちづくりの機運の高まりを受けて指定	☐ 地域による活動の蓄積や機運の高まりがある ☐ 行田市らしい景観特性（シンボル・歴史性・まとまったみどり・景観特性の一定の広がり・観光資源等）がある

(3) 候補となるエリア

都市構造や歴史文化、水みどり等の景観資源の集積、これまでの公共／民間による事業・活動の蓄積を踏まえ、候補となるエリアを下表のとおり提示します。

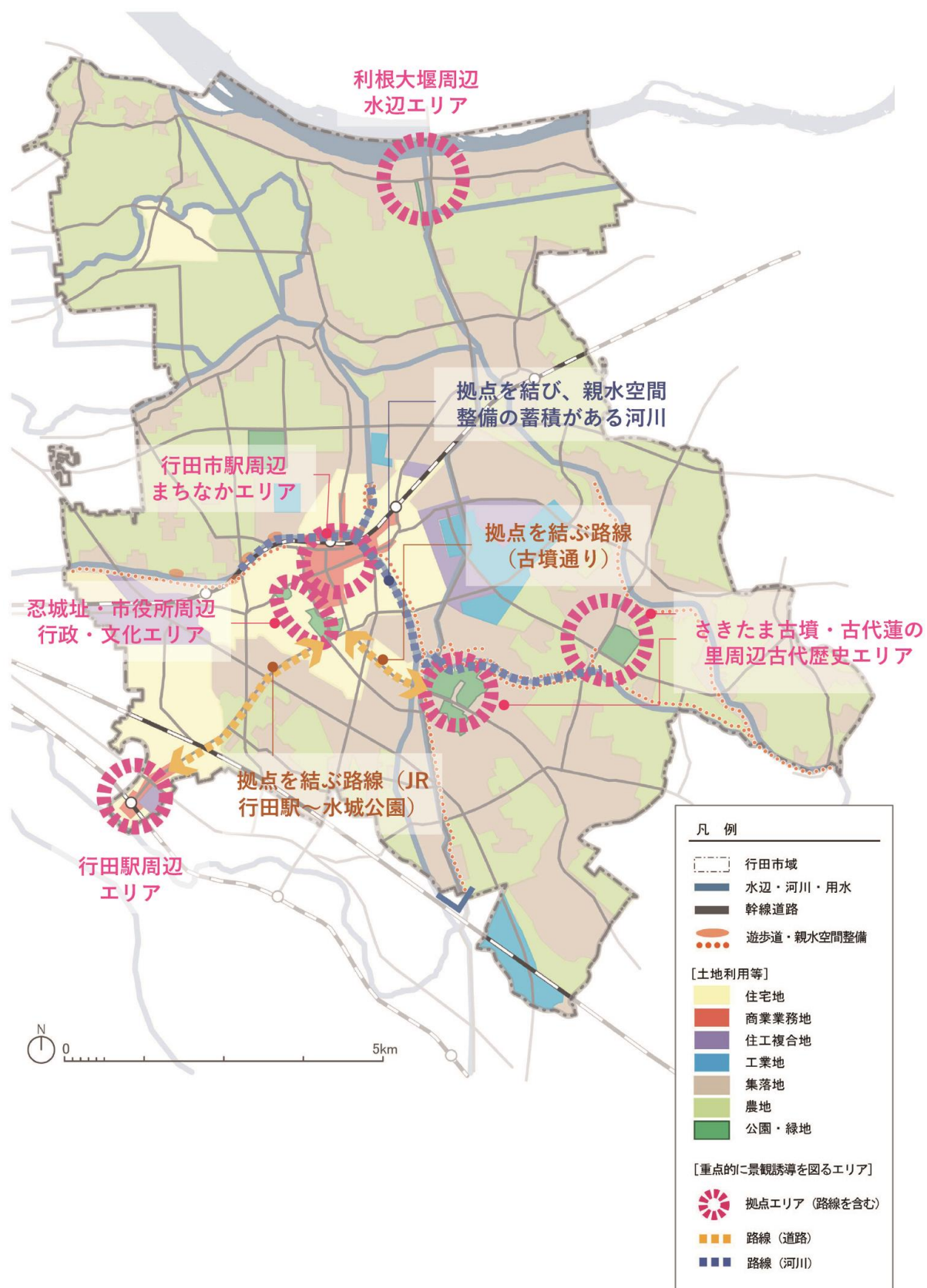
行田市駅周辺、忍城址・市役所周辺は、忍城の城下町として発展したまち並みをベースとすることから一体の推進地区とすることも検討します。

また、歴史文化、観光、ウォークアブルなまちづくり施策等と連携し、行田市駅周辺、忍城址・市役所周辺～さきたま古墳公園などの広域的な回遊ネットワークを形成するため、各エリアを結ぶ道路や河川・水路についても重点地区候補として検討を進めていきます。

■候補となるエリア

区分	エリア	ねらい
推進地区	行田市駅周辺 まちなかエリア	・「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」（平成26年（2014年）3月）の考え方の継承と発展（モデル地区の方針、具体的施策・空間の考え方、事業推進・マネジメントの考え方等）
重点地区		・八幡通りにおける取組を位置づけ、継続・発展と他地区への波及を推進
推進地区	忍城址・市役所 周辺行政・文化 エリア	・シンボルの資源である忍城址及び水城公園の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・公共施設（市役所、観光案内所、公園通りの植栽・舗装、公園内の建築物・工作物等）のデザインの統一や質的向上
推進地区	さきたま古墳公園・古代蓮の里 周辺 古代歴史エリア	優先的に検討（一体の推進地区とすることも検討） ・シンボルの資源であるさきたま古墳公園及び古代蓮の里の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・公共施設（公園内の建築物・工作物・舗装・サイン等）のデザインの統一や質的向上
推進地区	行田駅周辺エ リア	・再整備された駅前広場を中心としたまとまりある景観を維持するための建築物、工作物、広告物の景観誘導
推進地区	利根大堰周辺 水辺エリア	・シンボルの資源である利根川及び利根大堰を活かし、観光や自然を保全活用する取組の拠点性の向上
推進地区	各エリアを結ぶ 道路や河川・水 路	・道路（舗装、構造物、植栽）、河川（構造物、植栽、親水空間）、サインのデザインの統一や質的向上 ・拠点を結ぶ路線（JR 行田駅～水城公園、公園通り、古墳通り） ・拠点を結び、親水空間整備の蓄積がある河川（忍川・旧忍川・酒巻導水路等）等

■ 候補となるエリアの位置図



基準編

第 3 章

1 建築物等の景観づくり

1. 建築物等の景観づくり

2 屋外広告物の景観づくり

1. 屋外広告物等の景観づくり

3 公共事業の景観づくり

1. 公共事業の景観づくり

1 建築物等の景観づくり

1. 建築物等の景観づくり

規模が大きな建築物等は、周辺のまち並みや自然環境などに大きな影響を及ぼす可能性があることから、一定規模以上の建築物の新增築などを対象として景観法に基づく届出制度による景観誘導を行います。

1) 届出対象行為

次表に掲げる建築物等の建築行為は、法第 16 条第 1 項に基づき市長に届出が必要です。

行為		対象（※1）
建築物	建築物の新築、増築、改築 又は移転	高さが 15m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更する こととなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 (※2)	高さが 15m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもので、その外観のうち、 当該修繕等の対象となる面積が各立面の面 積の 3 分の 1 を超えるもの
工作物	工作物の新築、増築、改築 又は移転	高さが 15m を超えるもの
	工作物の外観を変更する こととなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 (※2)	高さが 15m を超えるもので、その外観のう ち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の 面積の 3 分の 1 を超えるもの
物件の堆積		拠点エリア（※3）における行為であって、屋 外の物件の堆積に係る土地の面積が 500 m ² を超え、かつ、堆積物の高さが 1.5m を超え るもの
太陽光発電施設		拠点エリア（※3）における行為であって、敷 地面積が 1,000 m ² を超えるもの

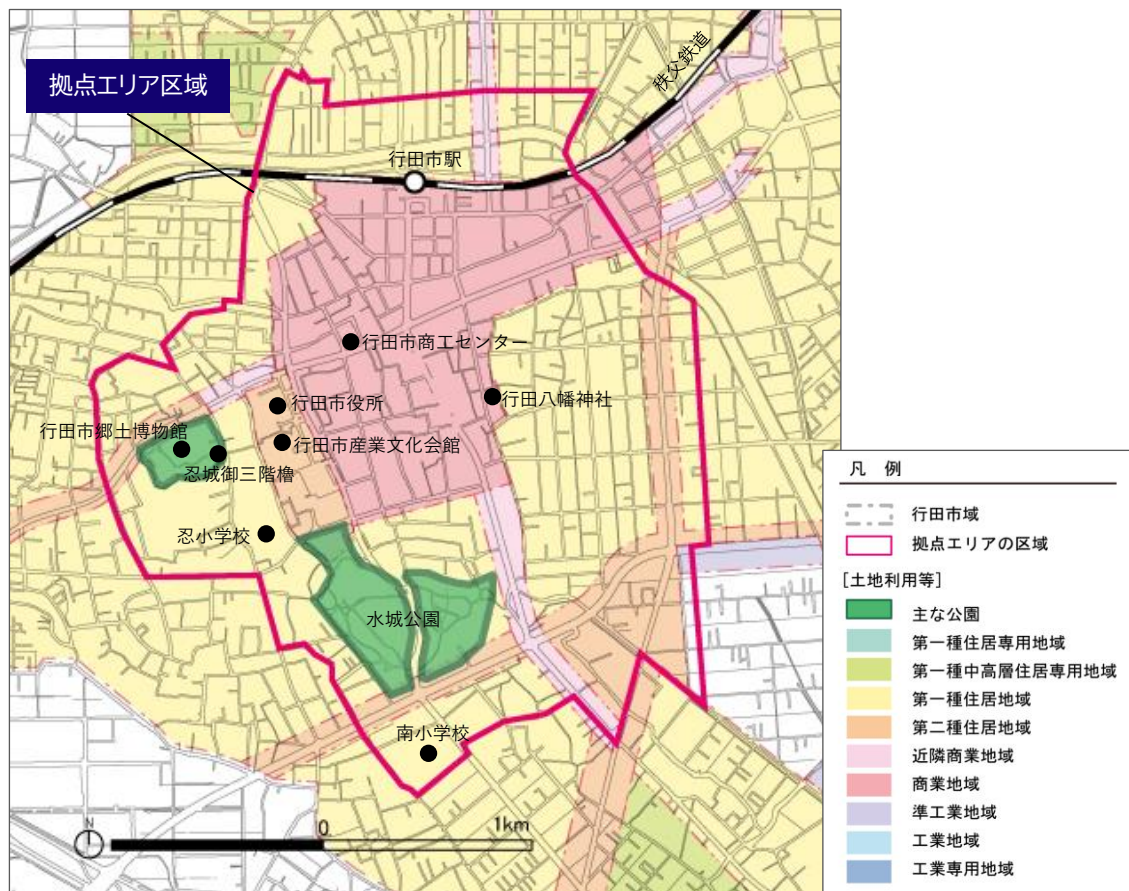
※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。この他、景観法や行田市景観づくり条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも景観づくり基準への適合が必要です。）

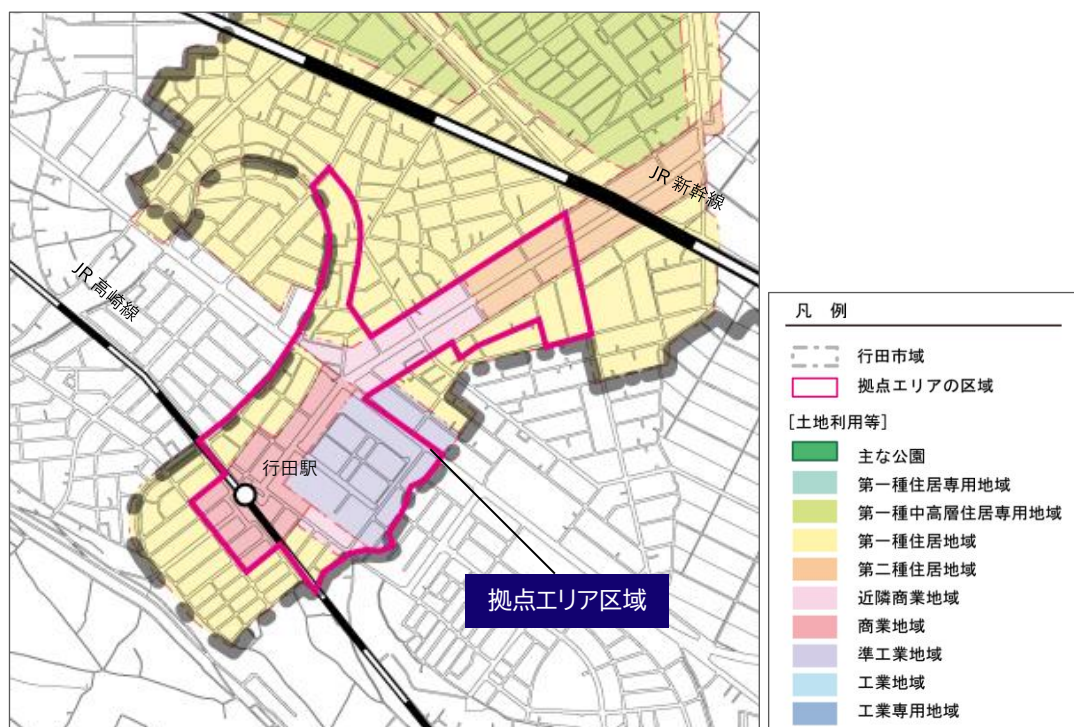
※3 拠点エリアの区域については、p.57～p.59 を参照してください。（①秩父鉄道行田市駅周辺（まちなか）＋忍城址や水城公園周辺（シビックエリア）、②JR 行田駅周辺、③さきたま古墳公園周辺＋古代蓮の里周辺、④利根大堰周辺が該当します。）

■拠点エリアの区域

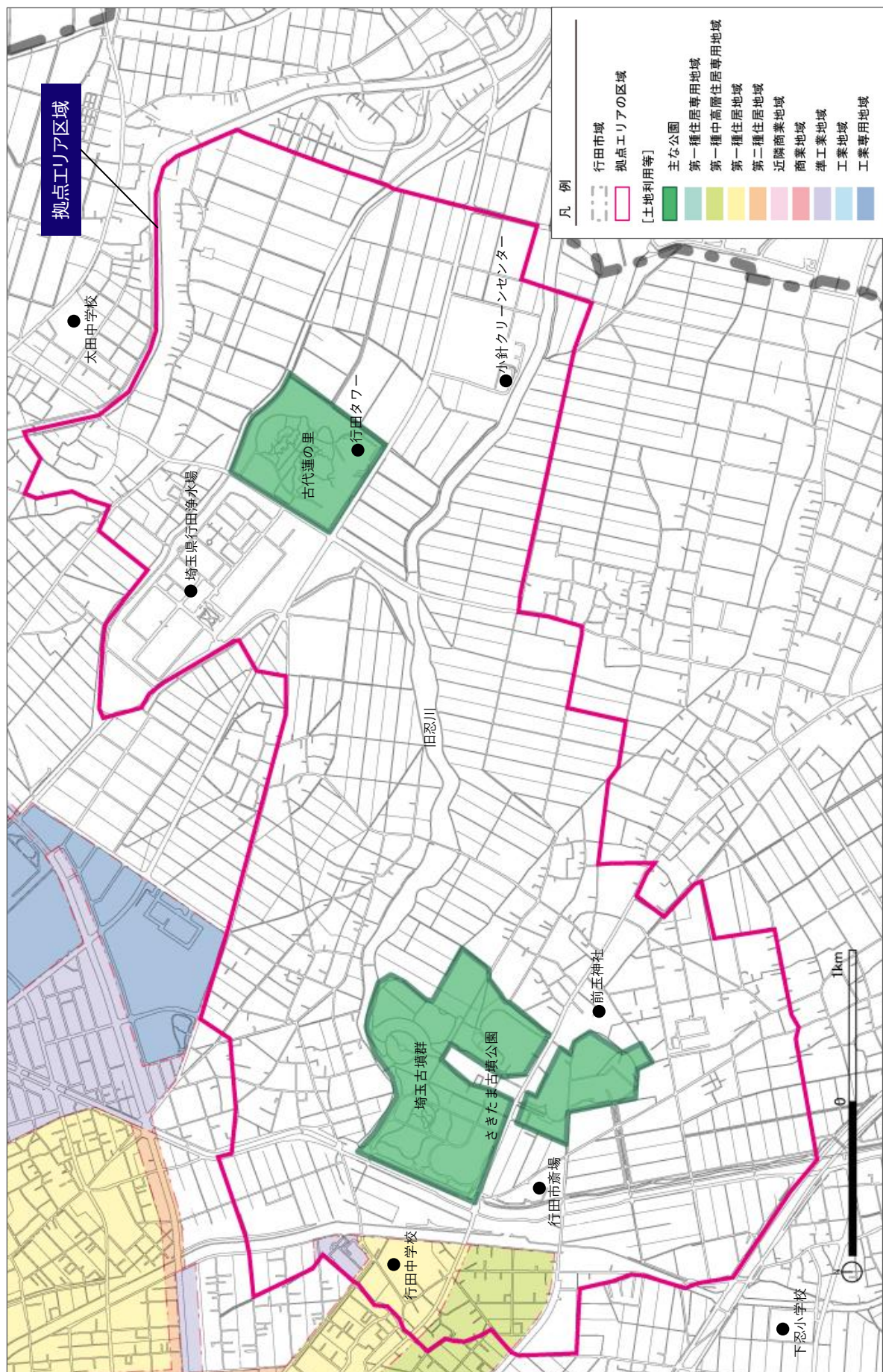
①秩父鉄道行田市駅周辺（まちなか）＋忍城址や水城公園周辺（シビックエリア）



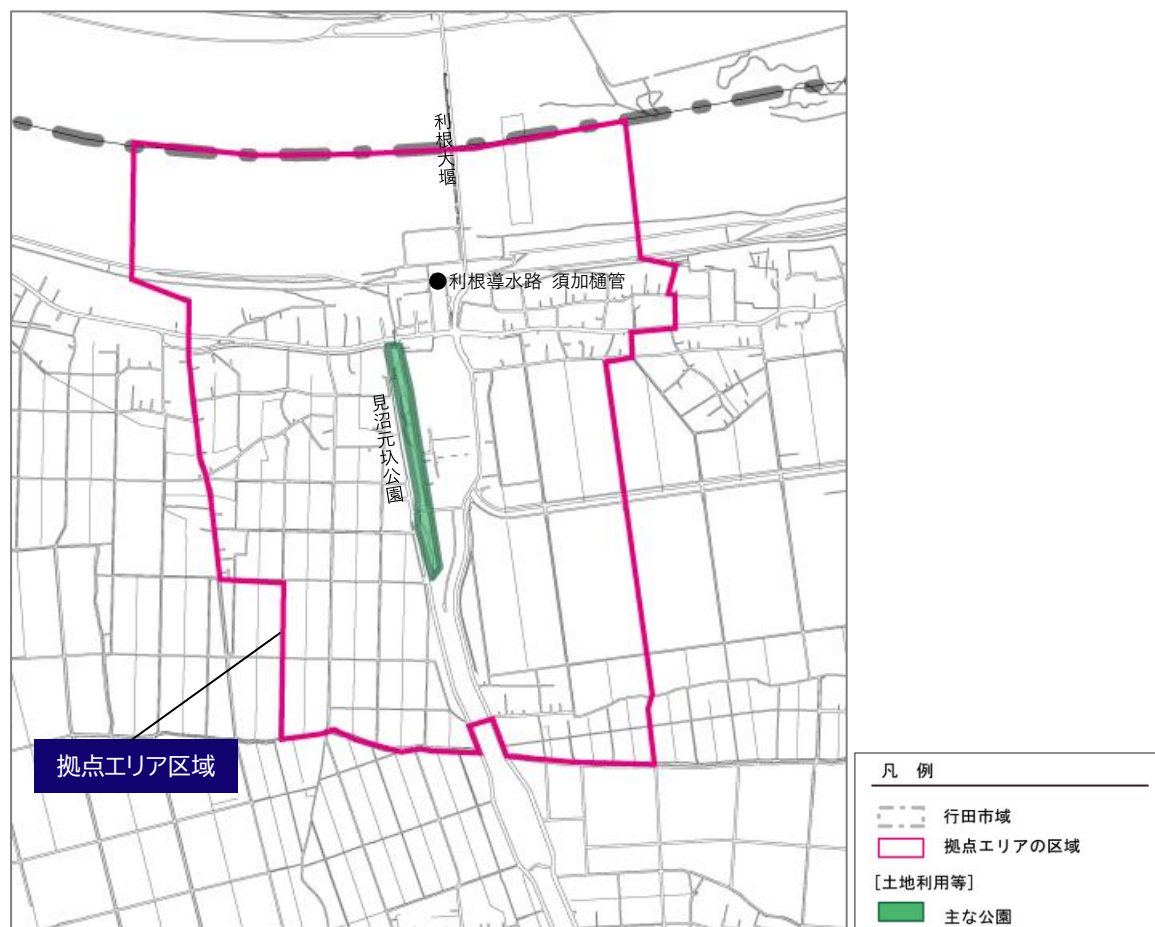
②JR 行田駅周辺



③さきたま古墳公園周辺＋古代蓮の里周辺



④利根大堰周辺



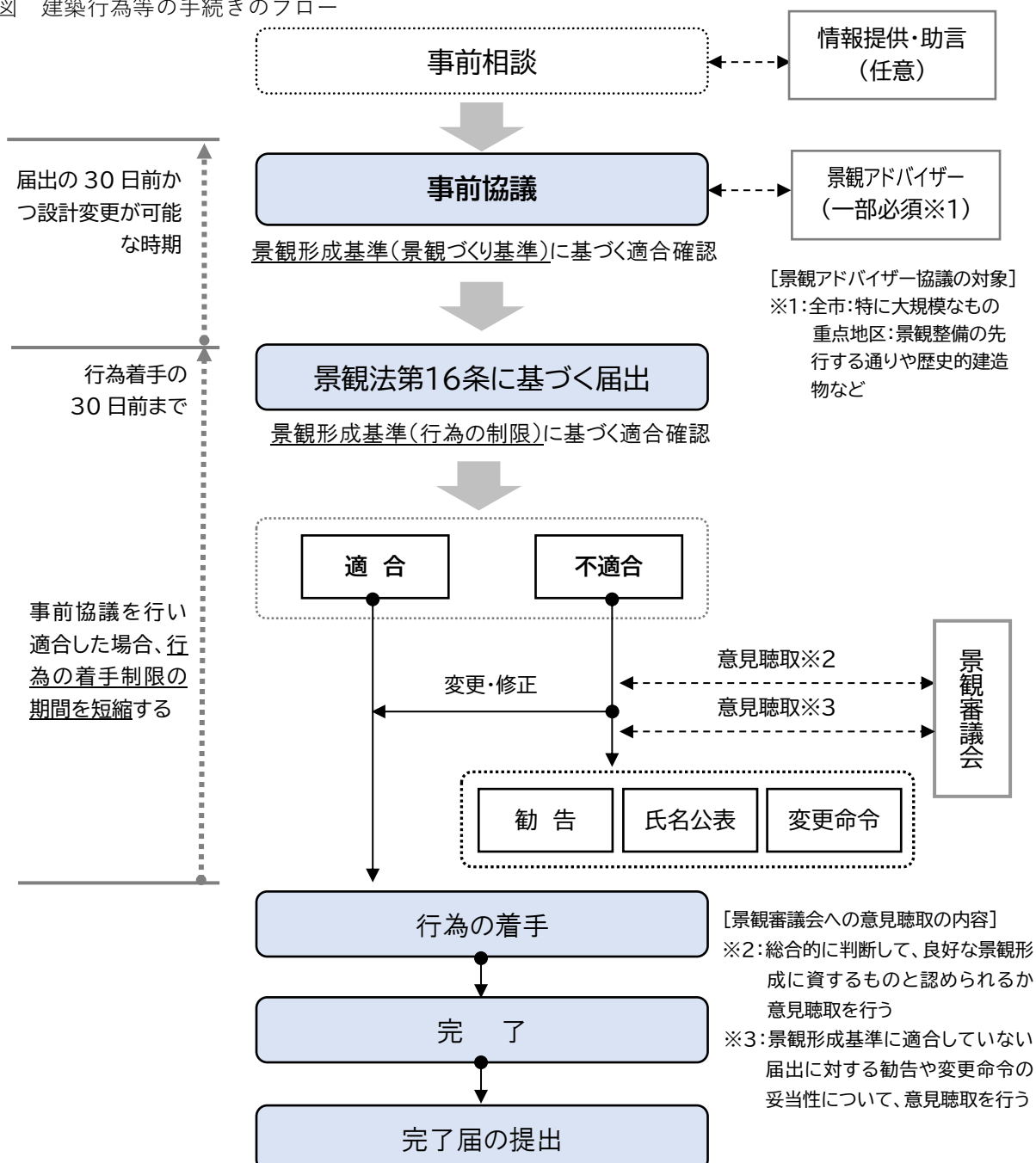
2) 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出に先立ち事前協議を行うとともに、行為着手の30日前までに市長へ届出が必要です。また、事前協議は、届出対象行為に該当する建築物などを対象とし、特に大規模なもの等については、景観アドバイザーの助言などを得ながら実施します。

景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、勧告や氏名公表、変更命令を行うことがあります。

届出対象行為に該当する建築物や工作物に屋外広告物を設置する場合、事前協議や景観法に基づく届出の際に、屋外広告物の配慮事項(p.74)に基づき誘導を図ります。

図 建築行為等の手続きのフロー



3) 景観形成基準

届出対象行為については、景観づくりの方針を尊重するとともに、景観形成基準に適合させるものとします。ただし、景観アドバイザーや景観審議会の意見を踏まえながら、市が良好な景観形成に資すると認めたものについては、この限りではありません。

景観形成基準は、①景観づくり基準（配慮事項）、②行為の制限（遵守事項）の2段階を設定します。また、届出対象行為に該当するすべてのものを対象とした「A 共通基準」と、届出対象行為ごとに示した「B 個別基準」を設定し、個別基準において「景観類型（軸・拠点エリア・面）」ごとに特に配慮すべき事項を定めます。

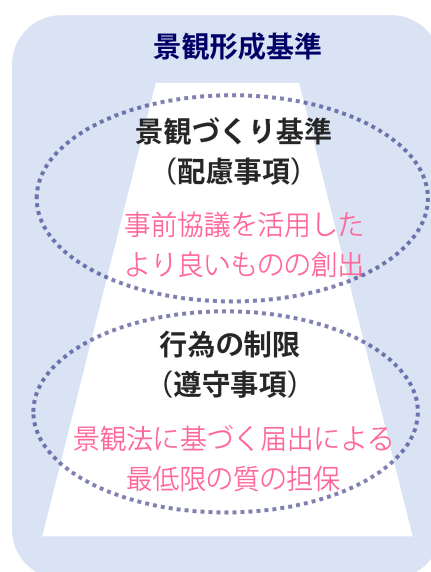


表 景観形成基準の構成

景観づくり基準				
A 共通基準		・届出対象行為に該当するすべてのものを適合させる基準		
B 個別基準		・建築物や工作物などの届出対象行為ごとの基準		
建築物・工作物	全市共通基準	・全市に共通する基準		
	景観類型別基準	・当該敷地が立地する景観類型（軸・拠点エリア・面）の基準が明記されている場合に適合させる基準		
		類型	対象	
		眺望	・眺望景観（眺望、眺望点）	
		軸	・水とみどりの軸（河川・遊歩道等の整備された水路） ・広域幹線道路軸（国道等）	
		拠点エリア	・秩父鉄道行田市駅周辺（まちなか） ・忍城址や水城公園周辺（シビックエリア） ・JR 行田駅周辺 ・さきたま古墳公園周辺 ・古代蓮の里周辺 ・利根大堰周辺	
	面	・自然・田園景観（田園、河川・水路、公園等） ・暮らしの環境景観（住宅地、商業地） ・工業地景観（工業地、工業団地）		
物件の堆積 太陽光発電施設	全市共通基準	・全市に共通する基準		
	景観類型別基準	・当該敷地が立地する景観類型（軸・拠点エリア・面）の基準が明記されている場合に適合させる基準		
+				
行為の制限				
建築物・工作物／物件の堆積／太陽光発電設備		・色彩の制限基準、物件の堆積の高さ、堆積物の遮蔽		

(1) 景観づくり基準（配慮事項）

A 共通基準

区分	景観形成基準
地域性への配慮	○第2章ビジョン編に示す、軸・拠点エリア・面における景観づくりの方針（p.37～49）に整合した配置や規模、形態意匠とする。 ※骨格となる景観（p.34）を確認の上、計画地に該当する方針を参照すること。
眺望景観への配慮	○田園が広がるエリアや河川・水路沿い、幹線道路等の眺めの良い場所から、山・山並みへの眺めを損ねない配置や規模、形態意匠とする。
自然・田園への配慮	○広がりのある田園やランドマークとなっている古墳などの地形、河川・水路等の水辺、屋敷林の残る集落など、周辺の自然的要素との調和に配慮する。 ○景観の軸となっている水辺や沿川の並木等の連続性を損なわないように配慮する。
景観資源への配慮	○文化財（指定・登録）や日本遺産の構成資産、近代土木遺産※等の地域の景観資源と調和した、配置や規模、形態意匠とする。 ○敷地内に歴史的な資源、良好な樹木等がある場合は極力保全し、活用する。

※土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的として土木学会によって認定された土木構造物

B 個別基準

建築物・工作物

区分	景観形成基準
配置・規模 （周辺景観の中でのあり方）	【全市共通】 ○広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 ○周囲に望む山・山並みや主要な通りのアイストップに望む山・山並みなど、地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
	【水とみどりの軸】 ○河川・水路沿いからの眺めや沿川の遊歩道や並木などの緑の連続に配慮した配置・規模とする。
	【広域幹線道路軸】 ○拠点エリアや面をつなぐ道路軸として、路線周辺の景観特性やまち並みと調和した配置・規模とする。
	【忍城址や水城公園周辺／さきたま古墳公園周辺】 ○エリアのシンボルである忍城御三階櫓や古墳群への眺めに配慮した配置・規模とする。
	【秩父鉄道行田市駅周辺／JR 行田駅周辺】 ○駅前広場や主要な通りに面して正面性のある配置や開放された空間を設けるなど、歩行者空間との一体性をもたせる。

形態・意匠	【暮らしの環境景観】 ○商店街や歩行者が多い通り沿道では、歩行者に圧迫感を与えない配置・規模とする。
	【工業地景観】 ○周辺の市街地や通りへの圧迫感を与えないよう、道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。
	【全市共通】 ○建築物及び工作物の基調となる色彩は別表：色彩の誘導基準（p.66～68）に示す基準に適合する。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、これによらないことができる。 ○建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ○建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和したものとする。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮すること。 ○屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ○屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 ○バルコニー等に設置する設備機器等は、外部から直接見えにくい位置に配置するとともに、透過性を抑えた材料で遮蔽すること。 ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材や色彩・素材など分節化を図る等、圧迫感の軽減を図ること。 ○長大な壁面を持つ擁壁は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 ・石張り、自然石風の化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、法面緑化等、緑等を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。
	【拠点エリア】 ○市内外の交流拠点としての魅力を引き立てるため、主要な公共公益施設や景観資源に隣接する敷地においては、周辺環境と調和した形態・意匠とするよう特に配慮する。 ○拠点施設や景観資源へ配慮するとともに、地域の歴史・文化と調和した形態・意匠とする。
	【秩父鉄道行田市駅周辺／JR 行田駅周辺】 ○駅周辺では、低層部に開放的なエントランスや窓を設けるなど、駅前のにぎわいを演出する意匠となるよう努める。
	【暮らしの環境景観】 ○商業地では、商店街や歩行者の多い通りの沿道に面する建築物においては、低層部を開放感のある設えとし、歩行者空間の確保、花や緑、花手水やオブジェなどのあしらいものなどにより、店先の演出を図る。 ○住宅地では、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着きやうるおいを損ねないような形態・意匠とする。

	【工業地景観】 ○敷地内に複数の建築物等がある場合は、相互に形態や意匠の調和を図り、一体の建築群となるよう配慮する。
色彩・素材	【全市共通】 ○周辺環境と調和した色彩にするとともに、別表：色彩の誘導基準（p.66～68）に掲げる基準に適合する。 ○原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。 ○建築物の外壁・外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とすること。 ○地域の歴史や文化、自然を特徴づける景観要素に近接する場所では、当該景観要素の色彩を引き立たせたり、共通性のある素材や色彩を用いるなど、景観要素と調和した外観とすること。 ○多色を用いる場合は、建築物の規模や用途、周辺環境を考慮し、必要以上の色数とならないよう検討するとともに、使用する色彩相互の調和に十分配慮すること。 ○アクセント色の使用に際しては、その要否を十分に検討するとともに、周辺への影響に配慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いること。また、地域の歴史や文化、自然を特徴づける景観要素の近くではできるだけ使用を控えること。 ○周辺のまち並みと比較して規模が大きい建築物は、周辺に圧迫感を感じさせる暗い色彩や鮮やかな色彩を避けるとともに、スケール感の低減を図るために外観を適切に分節化すること。 ○金属板やガラスなどを用いる場合は、周辺への影響に配慮し、光を強く反射する材料の使用を避けること。
外構・緑化	【全市共通】 ○敷地内には、県産植木類等、地域の景観や周辺のまち並みに調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 ○公共空間に面する部分は、歩行者への圧迫感をやわらげ、まち並みにうまいおいを与えるよう緑化に努めるとともに、敷地周辺の状況と合わせた緑化や舗装となるよう配慮する。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、低明度かつ低彩度の落ち着いた色彩とすること。
太陽光発電設備 （建築物に付属する場合）	【全市共通】 ○建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に適合する等により、周辺の景観と調和を図り、河川・水路や道路等の眺めの良い場所からの見え方に工夫する。 ・太陽光発電設備の高さをできる限り低くするなど、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 ・太陽光発電設備をルーバーなどにより修景する。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材とする。

屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法 遮蔽	【拠点エリア】 ○資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽や塀等で遮蔽・修景すること。 ○道路や公園、その他公共の場所から見えにくいよう、道路や敷地の外周にはできる限り空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置する。 ○物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とすること。 ○主要な公共公益施設や景観資源等と一体的に見える位置に堆積しないよう配慮する。

太陽光発電設備

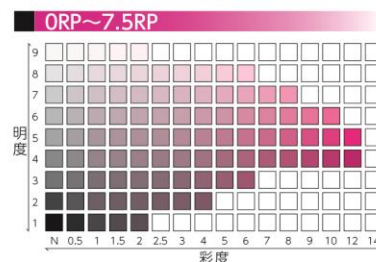
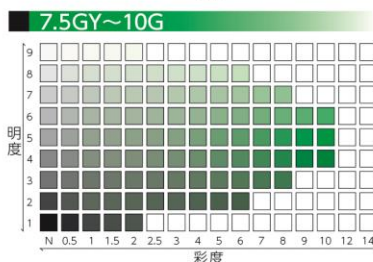
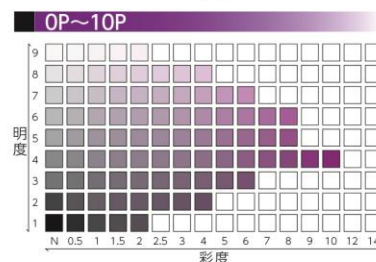
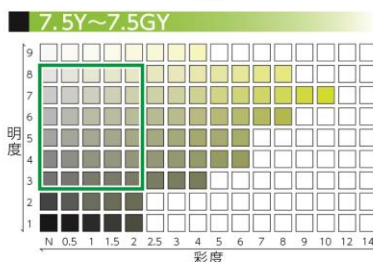
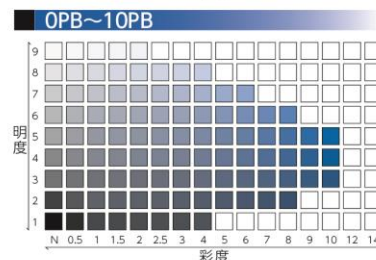
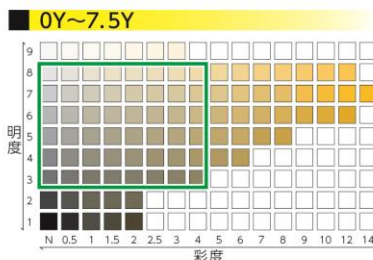
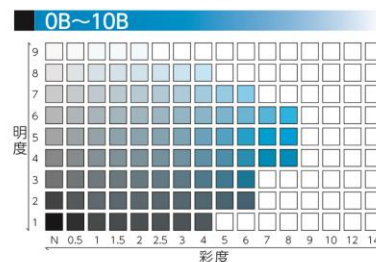
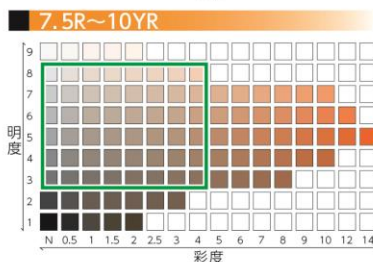
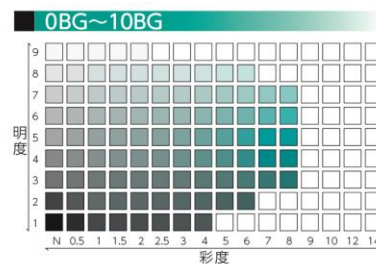
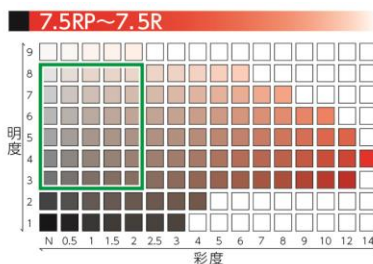
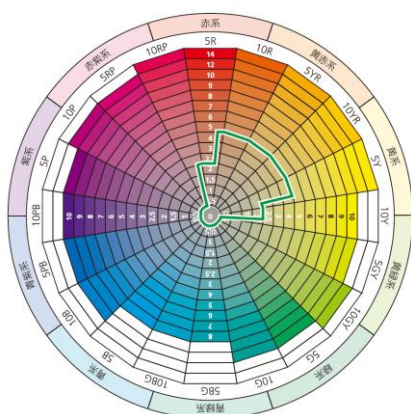
事項	景観形成基準
堆積の方法 遮蔽	【拠点エリア】 ○太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に適合する等により、周辺の景観と調和を図り、河川・水路や道路等の眺めの良い場所からの見え方に工夫する。 ・敷地境界からできる限り後退させる。 ・太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。 ・太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。 ・太陽光発電設備や付帯設備等は低明度かつ低彩度の色彩とする。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少ない素材、反射防止塗料の塗布等により、低反射性もしくは防眩性の高いものとする。 ・太陽電池モジュール（パネル）の角度は出来る限り抑えるなど、周辺への反射の少ない角度とする。 ○主要な公共公益施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。

別表 色彩の誘導基準

①自然・田園景観における誘導イメージ

誘導イメージ	自然や田園になじむ暖かく落ち着いた色彩
--------	---------------------

① 自然・田園景観で基本とする範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 の色彩	7.5R ~ 7.5Y	3~8	4 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	3~8	2 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)		



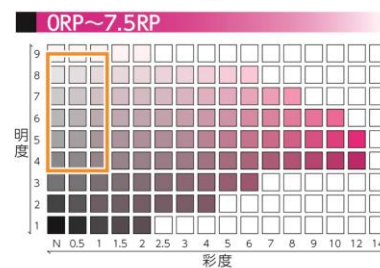
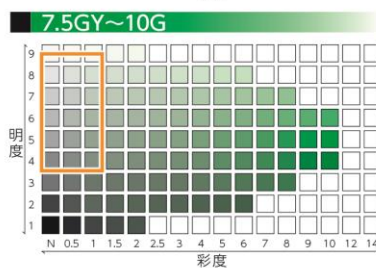
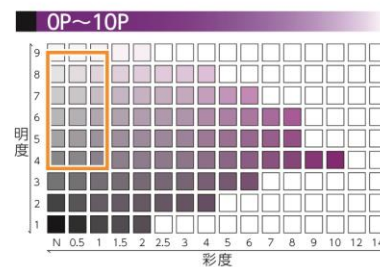
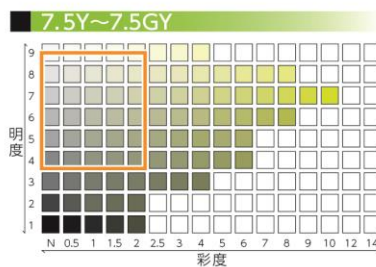
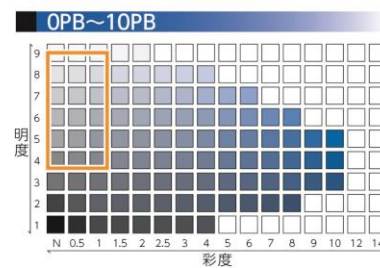
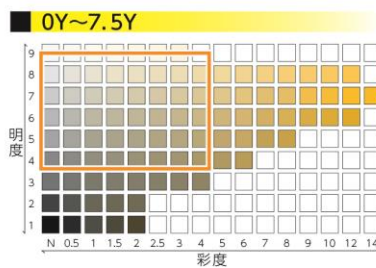
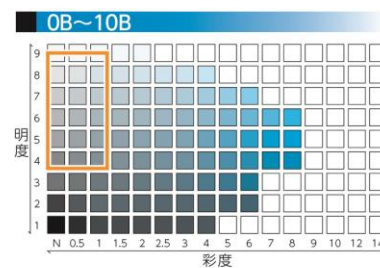
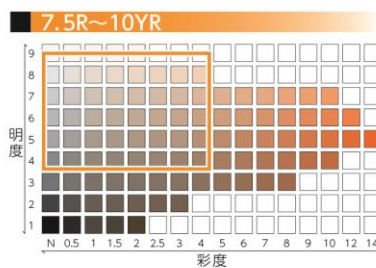
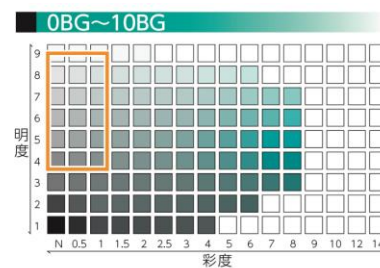
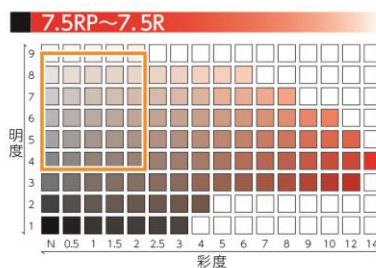
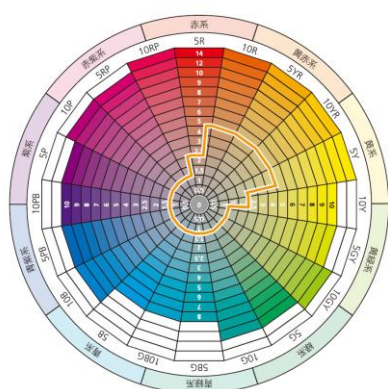
凡例
建築物等の外壁色として基本とする範囲

別表 色彩の誘導基準

②住宅地景観、商業地景観における誘導イメージ

誘導イメージ	住宅地、商業地としてのメリハリの中にも品格が感じられる色彩
--------	-------------------------------

② 自然・田園景観で基本とする範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 の色彩	7.5R ~ 7.5Y	4~8.5	4 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	4~8.5	2 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	4~8.5	2 以下
	7.5GY ~ 7.5RP	4~8.5	1 以下



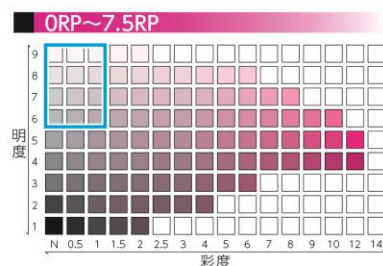
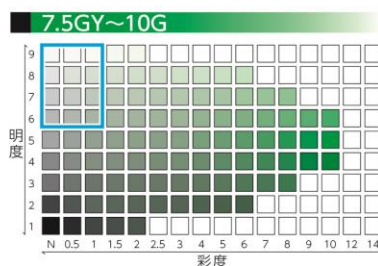
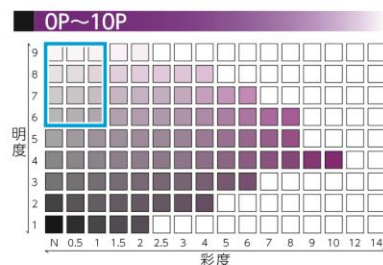
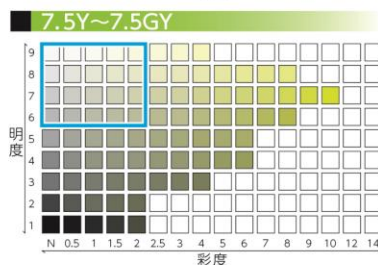
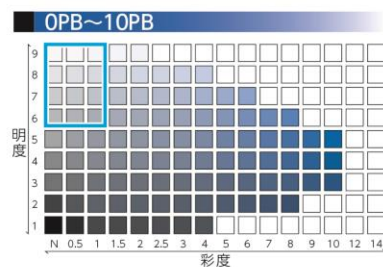
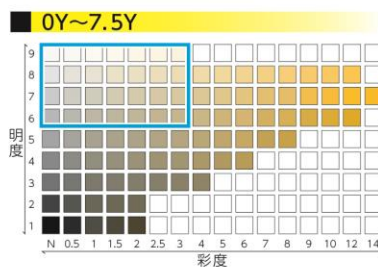
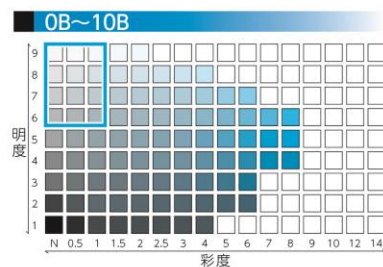
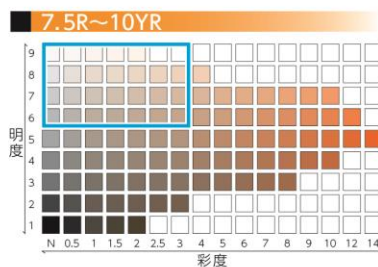
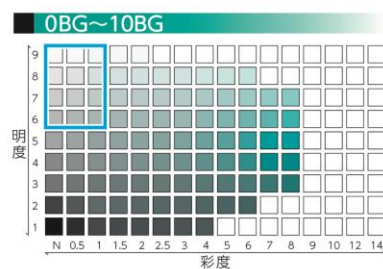
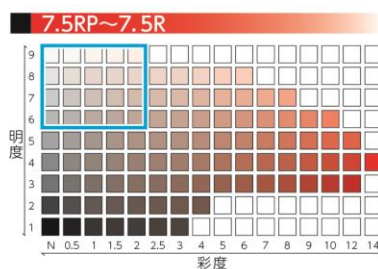
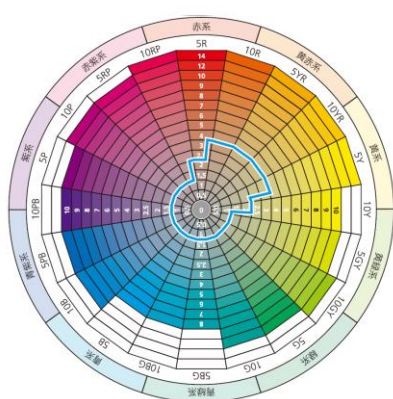
凡例
 建築物等の外壁色として基本とする範囲

別表 色彩の誘導基準

③工業地景観における誘導イメージ

誘導イメージ	先進性が感じられる明るく圧迫感の少ない色彩
--------	-----------------------

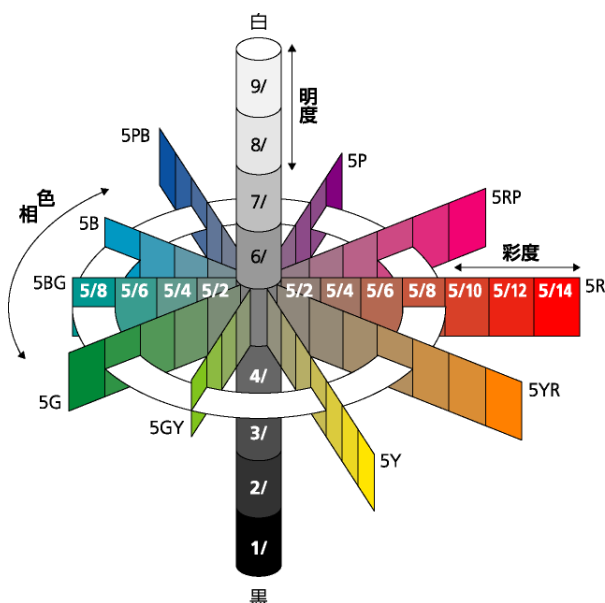
③ 自然・田園景観で基本とする範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 の色彩	7.5R ~ 7.5Y	6~9	3 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	6~9	2 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	6~9	2 以下
	7.5GY ~ 7.5RP	6~9	1 以下



凡例
 建築物等の外壁色として基本とする範囲

参考 色彩基準（マンセル値）の読み方

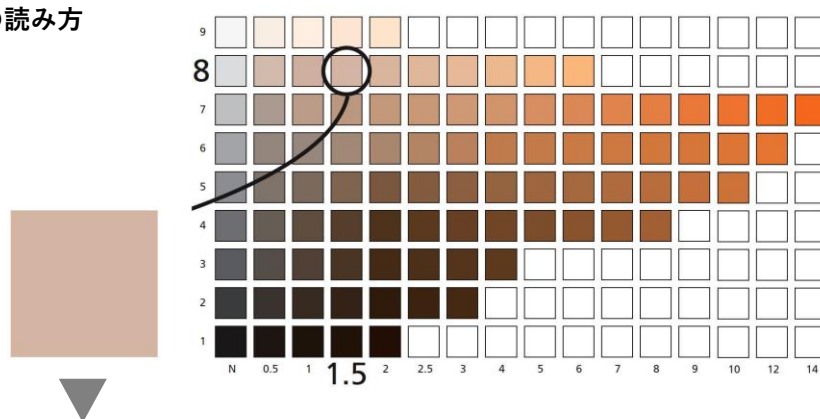
本計画では、色彩基準をマンセル値（日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）で示しています。マンセル値は、JIS にも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。



■色を表す3つの属性

- 色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。
- 明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

■マンセル値の読み方



【マンセル値】

色彩の3属性を組み合わせる記号で、以下のように読みます。

じゅうワイアール はち の いってんご

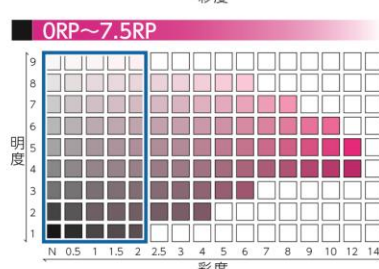
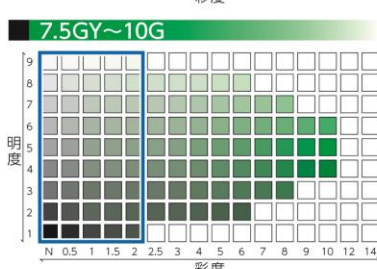
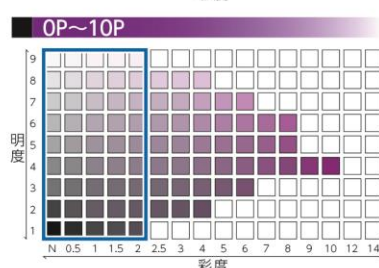
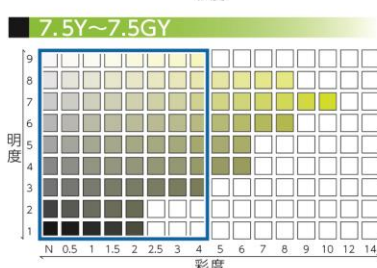
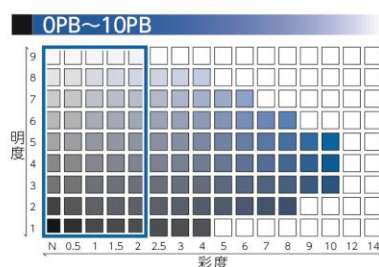
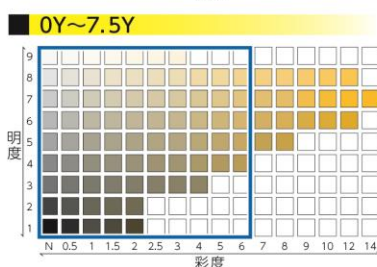
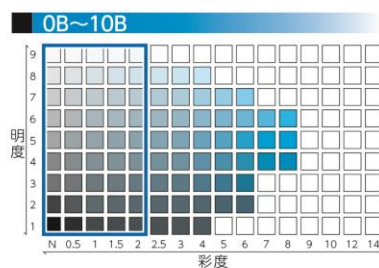
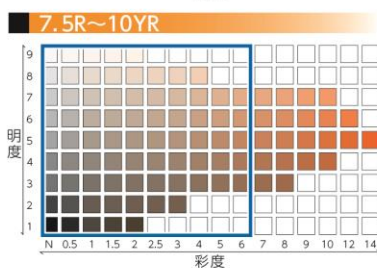
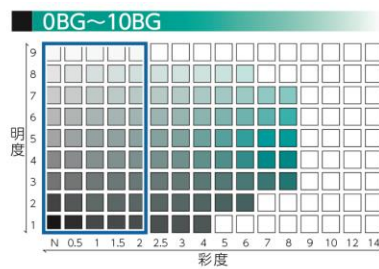
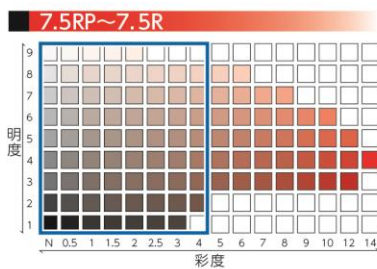
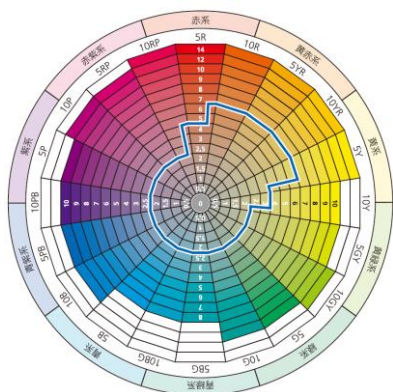
10YR 8.0/1.5
色相 明度 彩度

(2) 行為の制限（遵守事項）

届出対象行為	景観形成基準（行為の制限）
建築物及び工作物	○建築物及び工作物の基調となる色彩は別表：色彩の制限基準（p.71～72）に示す基準に適合する。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、これによらないことができる。 ○点滅する光源が形成する面積の合計は、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 5 分の 1 を超えないこと。 ○屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する等により、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ・建築物と一体的な形態・意匠とする等により、目立たない工夫を行う。 ・道路等の公共空間から直接望見できない位置に配置する。 ・緑化等による修景を行う。
屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積	○遮蔽物の基調となる色彩は、建築物及び工作物に示す色彩の基準に適合させること。 ○資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物が道路や公園、その他公共の場所から見えないよう遮蔽物を設けること。
太陽光発電設備	○送電設備等の付属物及び敷地境界周辺の遮蔽物等の基調となる色彩は、建築物及び工作物に示す色彩の基準に適合させること。 ○太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材とすること。

別表 色彩の制限基準

用途地域が定められている区域で使用可能な範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物及び工 作物の基調と なる色彩	7.5R ~ 7.5Y	—	6 以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	—	4 以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	—	4 以下
	7.5GY ~ 7.5RP	—	2 以下

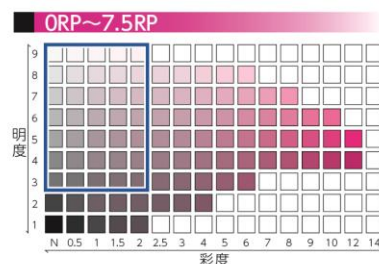
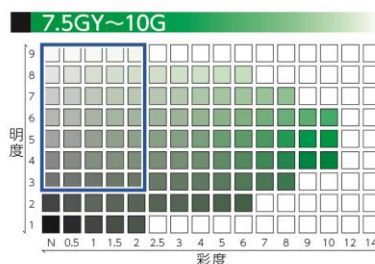
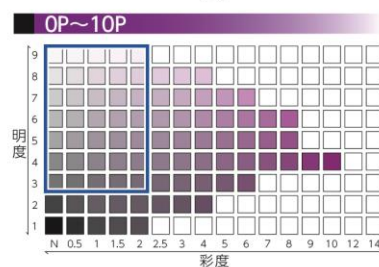
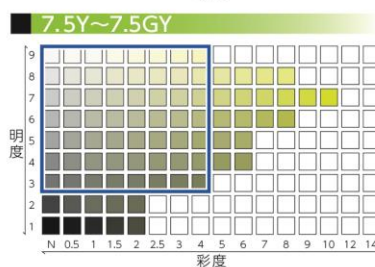
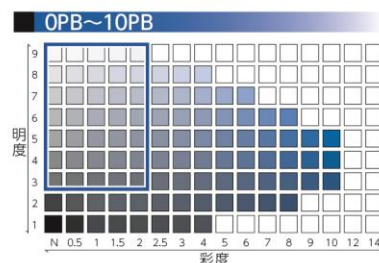
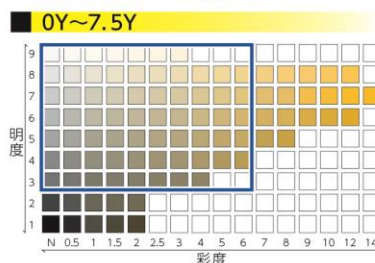
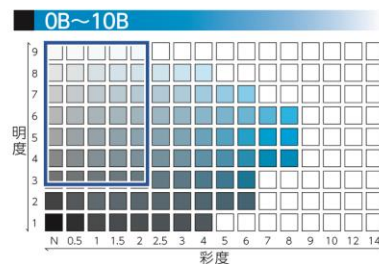
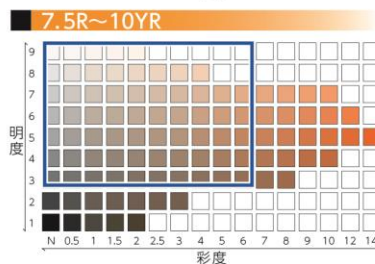
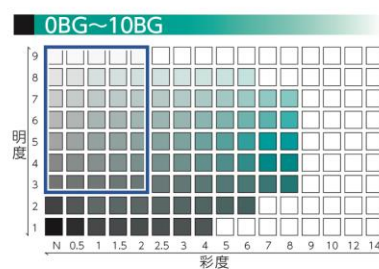
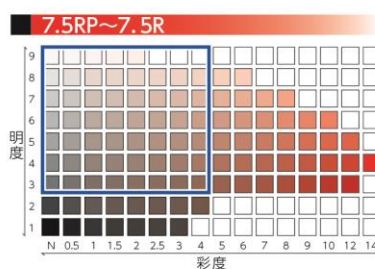
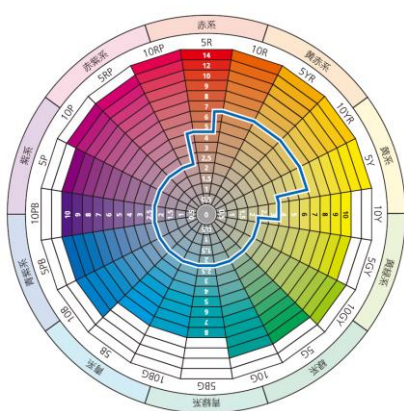


凡例

建築物および工作物の
基調色として使用できる範囲

別表 色彩の制限基準

用途地域が定められていない区域で使用可能な範囲			
対象	色相	明度	彩度
建築物及び工 作物の基調と なる色彩	7.5R ~ 7.5Y	2を超える	6以下
	7.5RP ~ 7.5R (7.5R は含まない)	2を超える	4以下
	7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	2を超える	4以下
	7.5GY ~ 7.5RP	2を超える	2以下



凡例

 建築物および工
作物の基調として使用できる範囲

2 屋外広告物の景観づくり

1. 屋外広告物の景観づくり

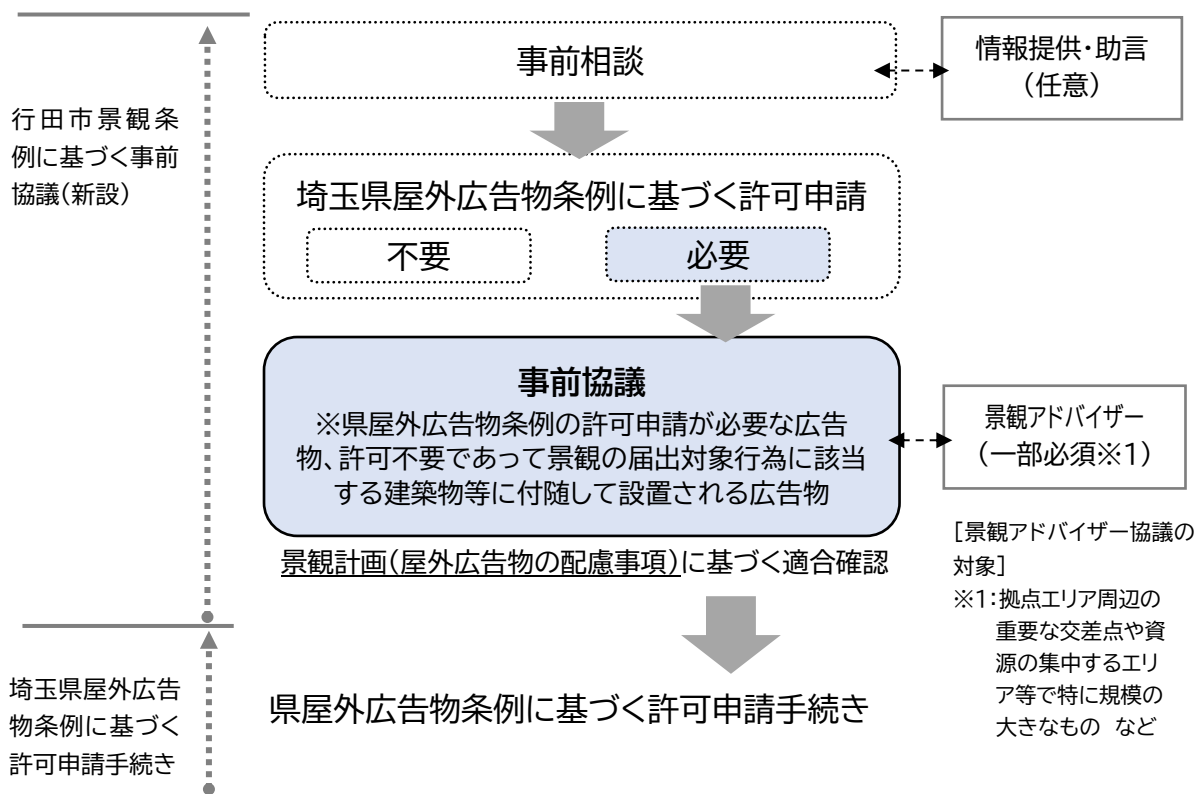
屋外広告物は、良好な景観形成を推進する上で重要な要素であることから、建築物や工作物の形態意匠などにあわせ、適切な誘導を図ることが求められます。

そのため、埼玉県屋外広告物条例の定量基準に加え、景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を配慮事項として定め、誘導を図ります。

1) 手続きのフロー

埼玉県屋外広告物条例に基づき許可申請が必要な屋外広告物、許可不要であっても届出対象行為（p.56）に該当する建築物や工作物に設置する屋外広告物は、景観の事前協議の対象とし、通常の手続き前に屋外広告物の配慮事項（p.74）に基づき事前協議を実施します。

図 屋外広告物の手続きのフロー



2) 屋外広告物の配慮事項

以下のとおり、屋外広告物の配慮事項を定めます。

A 共通基準

区分	景観形成基準
配置	○見る人が視認しやすい位置に効果的に掲出する。 ○広告物で壁面を覆い尽くしたり、高い位置にデジタルサイネージを掲出することを避ける。 ○眺望に影響する場所では屋上広告物の掲出を控える。
数	○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。
規模・形態	○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。
意匠・色彩	○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。 ○素材の持つ質感や演出装置としての照明などを工夫する。

※上記に加え、p.62「A 共通基準」に示す、景観づくり基準に配慮する。

B 個別基準 屋外広告物

項目	配慮事項
景観類型別基準	軸
	○水とみどりの軸、広域幹線道路軸等から、広がりのある田園、多様な山並みへの眺めを阻害しない配置、規模、形態とする。
	拠点エリア
景観類型別基準	○店先や通りに面した部分等では、拠点のにぎわいを演出するよう配慮する。 ○忍城址やさきたま古墳公園、水城公園といちよう並木の眺めなど、エリア内のシンボルとなる資源への眺望に配慮した配置、規模、形態とする。 ○エリア内での統一感を形成する。 ○拠点エリア周辺のまちかどでは、エリアと一体となって期待感を高めるような配置や規模、形態意匠を検討する。
	面
	○田園、河川・水路、公園などの周辺の緑豊かな田園・自然景観に配慮した落ち着いた規模や形態・意匠とする。 ○商業地の特に低層部（1～2階）においては、店先等や通りに面した部分のにぎわいを演出するよう配慮する。 ○住宅地では、落ち着きやうるおいを損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○工業地では、周辺のまち並みとの調和や幹線道路からの見え方を考慮した配置、規模、形態となるよう配慮する。

参考

●埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第3条 広告物又は掲出物件は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであつて、それぞれの地域環境との調和を図るように配慮されたものでなければならない。

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

●埼玉県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の許可基準）

第2条の2 条例第6条第2項本文に規定する許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

3 公共事業の景観づくり

1. 公共事業の景観づくり

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、市民の日常生活の中で親しまれているものも多いことから、地域の景観形成に先導的な役割を果たすことが望めます。

このため、公共事業（公共施設、公園、道路・河川水路等）は、景観づくりを先導するものとして、良好な景観形成に寄与するとともに、民間による景観整備をより良い方向へと誘導する公共施設整備を進めます。

具体的には、景観法に基づく景観重要公共施設への指定、ガイドラインや個別のデザイン協議による景観誘導を検討します。

ガイドライン、デザイン協議においては、計画地及びその周辺の歴史性、空間特性等を踏まえ、その場所ならではの個別解を導きます。また、利用者像や利用方法と空間の設え等をイメージした質の高い公共空間を発注者、設計者の創意工夫や協議により創出し、利用者である市民等の愛着を高めていきます。

1) 公共事業における景観誘導の基本的な考え方

①景観まちづくりを先導する役割を担います

多くの人々が集い利用する公共施設、公共建築物を良質な水準で形作ること、地域の景観まちづくりを先導し、民間による景観整備をより良い方向へ誘導します。

②協議により、質の高い景観を誘導します

景観デザインには標準設計のような画一的な答えがないため、計画地及び周辺の景観特性を踏まえ、発注者・設計者それぞれが創意工夫を発揮し、景観協議を通じて、その場所ならではの個別解を導きます。

2) 誘導方策

①景観重要公共施設の指定

次のとおり指定基準を定め、本市の景観の形成に重要な役割を果たしている公共施設については、国や県と協議を行いながら景観重要公共施設に指定し、整備や利用をはかります。

景観重要公共施設指定方針

- 地域の自然、歴史、文化等から見て、公共施設の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成する上で重要なもの
- 地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているもの
- 重点地区（景観づくり推進区域、景観づくり重点地区）及びその周辺において、景観上特に重要な施設であり、重点地区との相乗効果が期待されるもの

②ガイドラインとデザイン協議による誘導

公共事業景観デザインガイドラインを策定し、公共事業における施設別のデザイン指針を示すとともに、景観上重要な公共事業（景観重要公共事業）や届出対象行為に対するデザイン協議の仕組みを構築します。

埼玉県が行う事業は埼玉県公共事業景観形成指針に基づき、本市の景観計画及びガイドラインに配慮するよう要請します。

景観重要公共事業の要件（案）

- ・市の景観を構成する骨格的な拠点・軸で、景観形成上特に重要な公共事業
- ・重点地区における、地区の特性を活かした景観形成を図る上で重要な公共事業
- ・景観重要公共施設、景観重要建造物に指定された、もしくは指定を前提として計画する施設
- ・その他、本市独自の景観資産制度等を創設した場合は、それらに認定されたもので、良好な景観づくりに不可欠な公共事業

推進編

第 4 章

1 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの推進方策

2 景観づくりの推進体制

1. 景観づくりの推進体制

1. 景観づくりの推進方策

本計画で掲げた景観づくりのビジョンを実現するための推進方策を記載します。方策はビジョン編に対応し、1) 骨格となる景観づくりと2) 身近な景観づくりに分けて記載するとともに、景観づくりを推進する土壌を耕すことを目的とした3) 景観づくりの普及啓発についても記載します。

推進方策の凡例	【取組の主体】	【取組の実施期間】
	公：行田市	短期：概ね5年以内に着手
	民：市民、団体、事業者	中長期：概ね5～10年以内に着手
	○：一人一人からはじめられる取組	

1) 骨格となる景観づくり

主に行政が推進する面、軸、眺望、拠点など市の骨格となる景観づくりの取組を記載します。

①建築物・工作物の景観誘導

短期

公

埼玉県景観計画に定める届出対象行為を継承し、行田市固有の基準を定め、事前協議制度・景観アドバイザー制度を活用したメリハリある届出制度の運用により場所の特性に即した景観形成を推進します。

②屋外広告物の景観誘導

短期

公

屋外広告物を景観を構成する重要な要素として位置づけ、景観の配慮事項を示すとともに事前協議制度の運用により、景観の観点でも協議・誘導を図ります。

③公共事業の景観誘導

短期

公

多くの人々が集い利用する公共施設、公共建築物を良質な水準で形作ること、地域の景観づくりを先導し、民間による景観整備をより良い方向へ誘導します。

計画地及び周辺の景観特性を踏まえ、発注者・設計者それぞれが創意工夫を発揮し、景観協議を通じて、その場所ならではの個別解を導きます。

公共事業に対する景観デザインガイドラインを検討し、景観協議制度を運用します。

④重点的なエリアにおける景観づくりの推進

優先度の高いエリア：短期

中長期

公

民

重点地区指定の考え方にに基づき、拠点や軸等、重要なエリアに狙いを定め、景観形成重点地区の指定等による景観づくりを推進する。重点的なエリアにおいては、市民・関係団体・事業者・行政等がエリアの目指す姿を共有し、協働でその実現に取り組むことを基本とします。

点の強化

- ・ 景観資源の棚卸し、発掘と磨き上げ
- ・ 新たな景観資源の創出を促す仕組み

点をつなぐ線づくり

- ・ 交通結節点や拠点となる空間の整備
- ・ 歩きたくなる街路空間の整備
- ・ 回遊ルートの整備やルートを楽しむ工夫

界わい・エリアの形成

- ・ 庁内関係課やエリアの市民、関係団体によるプラットフォームの組織
- ・ エリアの目指す姿や実現化方策の共有化（景観形成重点地区指定）
- ・ 実行体制や評価の仕組みの構築

参考：景観計画に掲載予定の重点地区候補

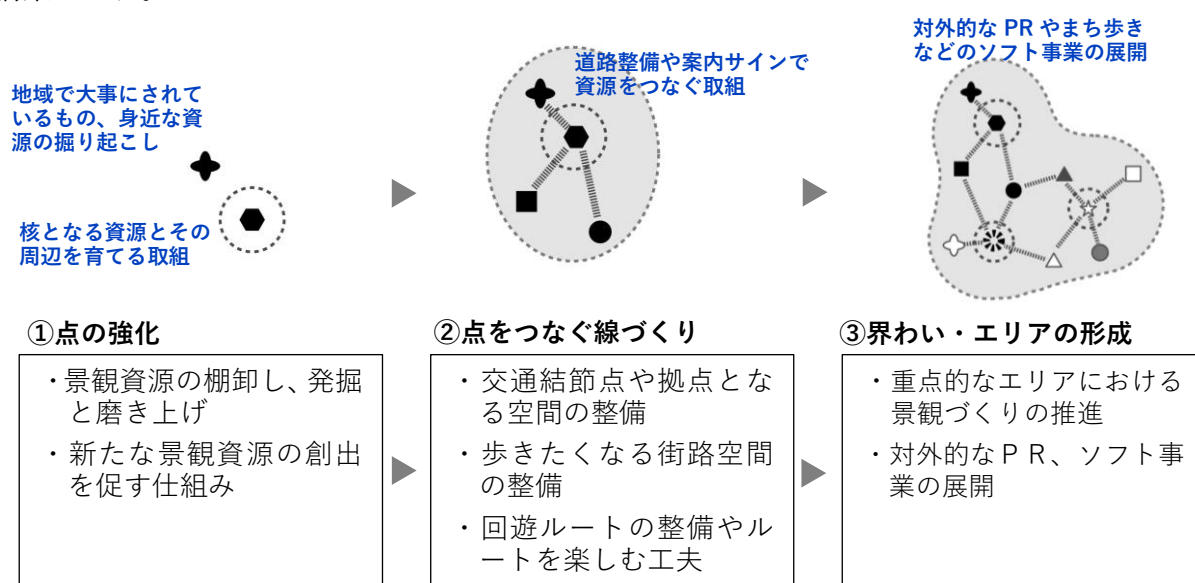
エリア	ねらい	優先度の高いエリア
行田市駅周辺 まちなかエリア	・ 「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」（平成 26 年（2014 年）3 月）の考え方の継承と発展（モデル地区の方針、具体的施策・空間の考え方、事業推進・マネジメントの考え方等） ・ 八幡通りにおける取組を位置づけ、継続・発展と他地区への波及を推進	
忍城址・市役所周辺 行政・文化エリア	・ シンボリック資源である忍城址及び水城公園の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・ 公共施設（市役所、観光案内所、公園通りの植栽・舗装、公園内の建築物・工作物等）のデザインの統一や質的向上	
さきたま古墳公園・ 古代蓮の里周辺 古代歴史エリア	・ シンボリック資源であるさきたま古墳公園及び古代蓮の里の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・ 公共施設（公園内の建築物・工作物・舗装・サイン等）のデザインの統一や質的向上	
行田駅周辺エリア	・ 再整備された駅前広場を中心としたまとまりある景観を維持するための建築物、工作物、広告物の景観誘導	
利根大堰周辺 水辺エリア	・ シンボリック資源である利根川及び利根大堰を活かし、観光や自然を保全活用する取組の拠点性の向上	
各エリアを結ぶ 道路や河川・水路	・ 道路（舗装、構造物、植栽）、河川（構造物、植栽、親水空間）、サインのデザインの統一や質的向上 ・ 拠点を結ぶ路線（JR 行田駅～水城公園、公園通り、古墳通り） ・ 拠点を結び、親水空間整備の蓄積がある河川（忍川・旧忍川・酒巻導水路等）等	

2) 身近な景観づくり

身近な景観資源を出発点とする市民ひとりから始められる協働の景観づくりの取組を記載します。

基本的な考え方として、景観形成基本計画（平成 11 年（1999 年）策定）で掲げる景観形成の 3 つの視点（点→線→面）を継承し、身近な景観資源を界わいの個性に繋げる景観づくり施策を推進します。

場所により特性や景観資源、取組の状況は様々であることから、景観づくりに取り組む個人や団体が、取組の段階に応じて、活用・参加しやすいステップアップ型の施策を構築します。



①点の強化

■独自の景観資産認定制度の構築

中長期

公

民

- ・歴史的な建物、公共施設、花の名所、地域のお祭り、樹木、田んぼアート等を「景観資産」として認定し、可視化、周知（リストアップ、マップ化等）します。
- ・認定資産や認定資産周辺の建物等の修景整備や活用を推進します。

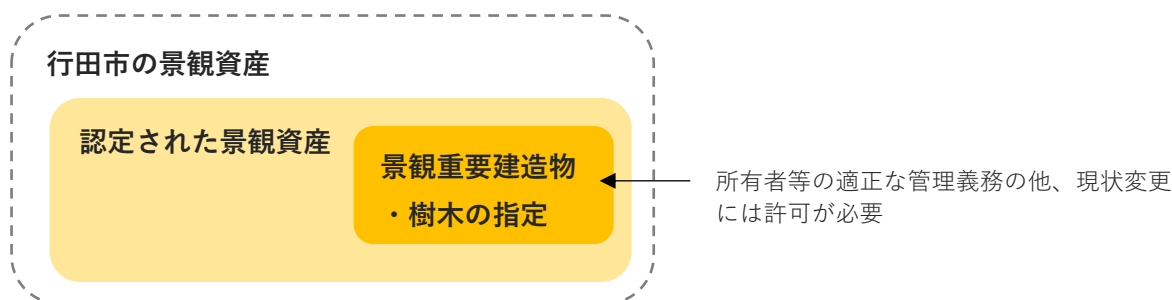
■景観重要建造物や樹木の指定

中長期

公

民

- ・認定資産のうち、指定方針に合致するものは、景観重要建造物や樹木として指定を進めます。



ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・ 樹木は、人の利用、歴史、機能、維持管理等の面からあり方を考えて生かしたい。
- ・ 親しまれている花・みどりを守る“未来の桜を守る”取組につながっていくとよい。

景観重要建造物・樹木の指定方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、以下（ア～ウ）のいずれかに該当する建造物・樹木のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものについて、所有者と協議し、景観重要建造物・景観重要樹木として指定します。

ア. 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有していること

（歴史・文化的な意義がある、地域における生活や生業から形成された地域固有のものである、景観形成に先導的な特徴がある等）

イ. 地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているものであること

ウ. 景観的な価値が対内外的に評価されているものであること

（県、国の景観表彰を受賞したもの／登録有形文化財／本市独自の景観資産制度等を創設した場合はその認定を受けたもの等）

（景観重要建造物の指定候補例）

- ・ 登録有形文化財（旧小川忠次郎商店店舗及び主屋、武蔵野銀行行田支店店舗、高澤家住宅（主屋等5棟）、十万石ふくさや行田本店店舗、旧荒井八郎商店、大澤家住宅、彩の国景観賞（満る岡）、蒸気機関車「C5726」貴婦人、旧忍町信用組合店舗など



旧小川忠次郎商店



旧忍町信用組合店舗

（景観重要樹木の指定候補例）

- ・ 埼玉県の巨樹番付（前玉神社の榎、真名板薬師堂の公孫樹、長久寺の公孫樹、満願寺のシダレザクラ、佐間天神社の欅群、遍照院の椎）
- ・ ぎょうだ郷土かるた（南河原小学校のすずかけの木）



佐間天神社の欅群



南河原小学校のすずかけの木

■新たな景観資源の創出 中長期

- ・ 空き家、空き店舗、低未利用地を活かして新たな景観資源を創出します。 民
- ・ 空き家等と活用者のマッチング支援や改修補助等を検討します。 公

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・ 駐車スペースが足りていないため、適切な配置や案内、新規整備を検討し、その際、景観的に配慮したものをつくりたい。
- ・ 空き地の所有者が十分に管理できていない状況が見られることから、市が所有者と地域をコーディネートし、日常的には地域で管理し、自由に使える協定のような仕組みづくりがあっても良い。
- ・ 空き家活用・複数人で空き家を借りる、駐車場を活用したマルシェなど空き家、駐車場を活かして資源と資源を繋ぐ取組が必要。

■個人や地域で始める景観づくり 短期 中長期

- ・ 身近な公園の改修を市民参加型で実施し、地域の愛着を育みます。 公 民
- ・ 軒先の清掃や植栽・花植えなど外からの見え方に配慮します。 民 ○
- ・ 接道部や空地の緑化に対する助成を検討します。 公
- ・ 身近な公園や河川用水の美化活動等へ参加します。 民 ○

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・ 持ち家を樹木含めていつもきれいにする。
- ・ 地域（公園など）の掃除や美化活動に参加する。
- ・ 除草などの地域活動の担い手として民間企業のマッチングを行い、企業の参加を促す。

【市内の実践】公園や河川の美化活動

- ・ 行田市では、自治会による公園の花植えやボランティア団体による河川の美化・自然に親しむ活動など、民間が主体となった景観づくりが取り組まれています。



忍川の自然に親しむ会
（出典：忍川の自然に親しむ会 HP）



五持田ふれあいガーデン

②点をつなぐ線づくり

■まち並みづくり補助制度

短期

公

民

- ・隣り合った三軒以上の人たちが自主的に景観づくり（花手水の設置、植栽、花壇づくり、イルミネーションの設置、外壁塗装など）を協力して行う協定を結び、認定や費用を補助する制度を検討します。

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・花手水につながりをもたせたい。戸田市の三軒協定のような仕組みは良いかもしれない。ハードルをなるべく下げ、お向かい、お隣くらいの単位で始められると良い。

【市内の実践】軒先を花やみどりで彩る取組

- ・軒先や店先を花やみどり、あしらいもので彩っている住宅や店舗もみられ、身近な景観づくりを楽しんでいる様子が伺えます。
- ・まちなかでは花手水を設置する取組が進められています。



軒先の花とみどり



店先のあしらいもの



店先の花手水

■巡りたくなる道づくり

短期

中長期

- ・交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備を推進します。公
- ・自転車走行空間やサイン等の整備と維持管理、シェアモビリティの拡充を図ります。公
- ・安全で快適な歩行空間の確保と良好なまち並み景観の確保に向けて、無電柱化を推進します。公
- ・回遊ルートの整備やルートの魅力化、周知を推進します。公 民
- ・街路や回遊ルートの美化活動や植栽・花植え等へ参加します。民

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- 遊歩道・ポタリング
 - ・河川沿いに遊歩道や自転車通行帯の整備。
 - ・サイクリングロードの改善（道沿いに雑草が茂り、安全に走行できない状況がある）。
- モビリティの充実
 - ・小回りの利く循環バスの運行やレンタサイクルの充実。
- JR 行田駅周辺
 - ・JR 行田駅から観光地までの道に花や木を植樹し日影を作る
 - ・観光地までの道にサインを設置。
 - ・観光客が JR 行田駅から歩きたくなるような取組。
- 埼玉古墳群周辺
 - ・セグウェイで古墳めぐり。
- 利根大堰周辺
 - ・桜風景が素敵で風車、展望台などがあるが汚くなって暗い印象なので風車や歩道の整備。
- 行田市駅周辺・シビックエリア
 - ・市駅周辺⇄忍城⇄八幡通り⇄水城公園を歩いて巡れるようにしたい。
 - ・まちなかは狭く曲がった道を、外側は広くゆとりのある道を生かし、巡るルートを整備する。
 - ・今津蔵から八幡町通りにつながる道を活かしたい。
 - ・忍城と水城公園の距離感があるため、径のような整備を期待したい。
 - ・毎年、少しずつ道路（特に路地）の舗装の打替えができると良い。
 - ・路地はあまり整備を入れず安全に歩きやすくする程度、拠点間の動線はきちんと整備する。
 - ・民地の路地にも「通っていいよ」の目印として置物を置いて回遊を促したい。

③界わい・エリアの形成

■景観資産のネットワーク化

中長期

公 民

- ・整理、磨き上げられた景観資源について、景観資産銘板やオリジナルグッズの製作・配布、観光関係者や事業者等との協働によるツアー開催など資源を活かします。
- ・花手水を活かしたイベント、回遊マップの作成やツアー等の取組を継続発展します。

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・城下町らしい街の形（かぎの手、行き止まり、広い狭い）を活かしつつ初めての人も探し出せる IT を活用した「まち案内システム」。
- ・迷えるマップ等を作成し、城下町ならではの迷子になれる路地を活かしたい。
- ・案内 MAP が物語を感じるものにする/案内図 MAP デザインを工夫したい。
- ・フォトスポット、眺望スポットを発掘し整備する。
- ・忍城や埼玉古墳群の認知が高まったため、日本遺産に対して観光面でもサポートが必要。

【市内の実践】花手水&足袋蔵めぐり

- ・行田市では、日本遺産の足袋蔵や建物、花手水スポット、市民マルシェなどをスタンプラリーで巡り、足袋蔵の再活用や市民活動などを知ってもらうイベントを年に数回開催しています。



イベントの様子

3) 景観づくりの普及啓発

景観を学び、発信し、支えるための取組、仕組みづくりについて記載します。

①景観表彰

短期

中長期

公 民

平成 17 年～平成 24 年まで実施していた浮き城のまち景観賞を発展させ、優れた景観をもつ建築物や工作物、屋外広告物を表彰し、景観づくりの機運を高めます。

②景観サポーター制度

短期

中長期

公 民

既存の美化清掃、花植えの活動団体を含む、景観資源の維持管理や活用、広報活動（取材・記録）への協力、屋外広告物点検への協力、景観ツアーのガイド等、景観づくりを担う人・団体を景観サポーターとして認定します。

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・何事にも継続には人手・ボランティアが必要であり組織化することが必要。
- ・店先や庭先を花やみどりで彩る活動など、観光ボランティアや市民がおもてなしの取組をすることが必要。
- ・景観を守る・自然を守る等のボランティアグループに対して、行政が補助・支援・広報のサポートを行う。
- ・忍城周辺の植栽のメンテナンスが 1～2 回/年であるため、雑草が伸びている状態が長く見られる。その間、住民ボランティアが管理水準をキープすることも考えられる。

③景観協力団体の認定等

短期

中長期

公 民

地域の景観形成に積極的に取り組む団体などを景観づくりのパートナーとして認定・指定できる制度を構築します。

具体的には、主体的に景観づくりに取り組む市民や事業者で組織する団体（景観づくり団体）の認定、景観の保全・整備・支援に関して一定の業務を適正かつ確実に行うことのできる法人を景観整備機構として指定する等を検討します。景観づくり団体は、お住まいの地域や親しみあるエリアでの身近な景観づくり等を、景観整備機構は独自の資産認定制度の運用や情報発信、地域の景観づくりに関する活動のコーディネート等を市と連携し進めていくことが想定されます。

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・地域と行政の連携の取組が必要。地域と行政をつなぐケアマネージャー的存在（企業や団体）がいると良い。

④景観教育の推進

短期

中長期

公 民

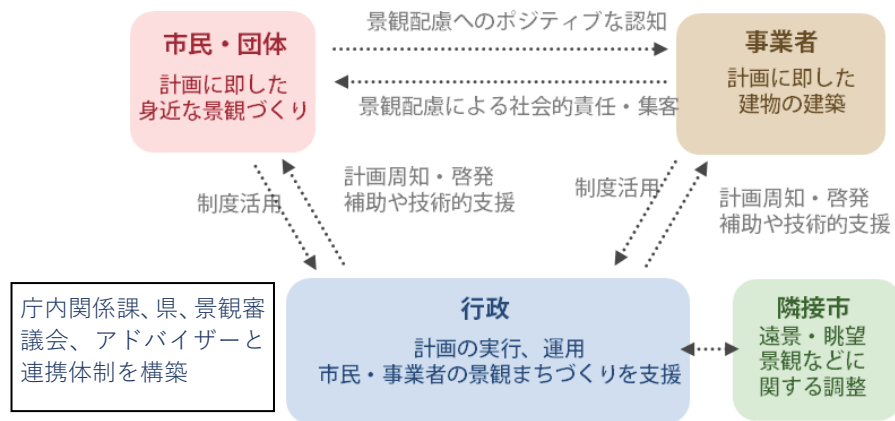
大学や景観アドバイザー、景観サポーター、景観協力団体と連携し、生涯学習や地域の子どもの巻き込んだ学びの場づくりを推進します。将来的には地域の小学校や中学校を対象に継続的に実施することも検討します。

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・各団体の活動実態が分からないため、各団体が学校に対して環境・景観学習を実施することで、活動の PR や継承を行う。
- ・行田市の景観を守っていくのは、若者世代である。子どものうちから景観を意識するような景観学習を取り入れることが必要。

1. 景観づくりの推進体制

1) 推進体制



①行政・市民・事業者の協働

三者それぞれが、できることから景観づくりに取り組み、互いに協力し合い相乗効果をもたらすような協働の体制づくりを目指します。

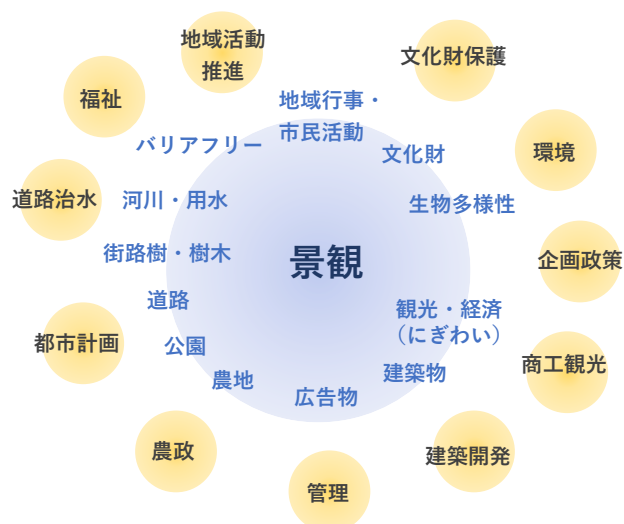
②専門家等による支援体制構築

建築、広告物、色彩、ランドスケープ等多様な知見を持つ専門家の支援体制を構築し、良質な景観づくりを推進します。

届出や公共事業のうち景観上大きな影響があると判断されるものや景観行政に関わる重要な事項等の調査審議は専門家や地域団体、公募市民等からなる景観審議会で行います。

③庁内関係各課の連携

景観は多様な要素から構成されていることを庁内関係課の共通認識とし、横断的に景観づくりに取り組みます。



④周辺自治体や関係機関との調整及び連携

眺望景観や広域景観に影響があると判断される事案に対しては周辺自治体と調整連携を行います。

河川用水や道路等埼玉県や国が所管する公共施設の景観誘導において関係機関と調整連携を行います。

2) 推進スケジュール

	中項目	内容	短期 (概ね5年以内に着手)	中長期 (概ね5～10年以内に着手)
(1) 骨格となる景観づくり	①建築物・工作物の景観誘導	事前協議・景観アドバイザー制度を活用した届出制度の運用	運用開始	
	②屋外広告物の景観誘導	県条例の届出制度及び独自の事前協議制度の運用	運用開始	
	③公共事業の景観誘導	ガイドラインの策定、景観協議制度の運用	ガイドライン策定 制度構築	運用開始
	④重点的なエリアにおける景観づくりの推進	景観形成重点地区の指定	優先度の高いエリアから順次検討	認定・可視化・周知等
(2) 身近な景観づくり	①点の強化	独自の景観資産認定制度の構築	資源の発掘・整理	順次指定
		景観重要建造物・樹木の指定		
		新たな景観資源の創出		空き家、空き店舗、低未利用地の活用推進
		身近な公園の市民参加型改修		
	②点をつなぐ線づくり	個人や地域で始める景観づくり	軒先の清掃や植栽・花植えなど、外からの見え方への配慮 身近な公園や河川用水の美化活動等への参加 活動支援・接道部や空地の緑化助成の検討	
		まち並みづくり補助制度の推進	制度構築 検証	運用開始
		巡りたくなる道づくり	交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備 自転車走行空間やサイン等の整備・維持管理 シェアモビリティの拡充 回遊ルートの整備やルートの魅力化、周知 ルートの美化活動や植栽・花植え等への参加	
	③界わい・エリアの形成	景観資産のネットワーク化		蓄積された景観資源を活かしたイベント実施、回遊マップ・グッズの作成等
(3) 景観づくりの普及啓発	①景観表彰		制度構築	運用
	②景観サポーター制度		制度構築	運用
	③景観協力団体の認定等		制度構築	運用
	④景観教育の推進		取組の試行	継続的に実施

3) 推進方法

①推進目標の設定

行田市基本構想及び行田市実施計画と連動し、以下の項目について推進目標を設定します。

「行田市の景観に魅力を感じている※市民の割合」

※アンケート調査で「非常に魅力を感じる」「どちらかといえば魅力を感じる」と答えた人の割合

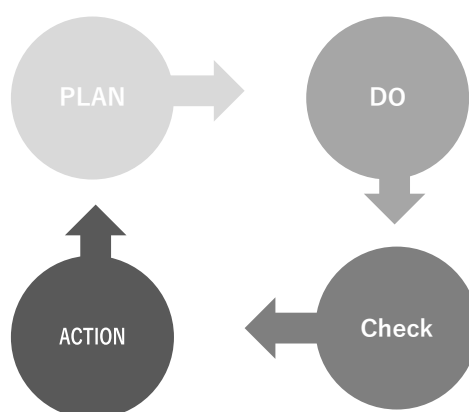
基準値 (R5)	28.4%
目標値 (R6)	30.0%
(R8)	33.3%
(R20)	50%超

②評価と見直し

5年に一度を目安として、推進方策の実施・進捗状況や成果を報告し、今後取り組むべき事項について検討する場を庁内又は景観審議会等で設定します。

景観計画に定める
推進方策

新たな課題への対応等
推進方策の改善



各方策を各主体が
連携して実施

庁内会議や景観審
議会において実施
事項や成果を確認

ワークショップで出た景観づくりの取組アイデア

- ・ 良い景観を認定し発信してもらう取組が必要。
- ・ PRのため、行政に市内の良い景観を認定し、発信してもらうなどが必要。
- ・ 古墳からの冬季の眺望をもっとPRする。
- ・ 総合公園周辺の風景は外国人からも人気でありPRしたい。
- ・ 田山花袋文学碑は、田舎教師の内容から印象的な部分が表碑に、学碑の由来が裏碑に記されているが、あまり知られていないためPRが必要。
- ・ 蔵や歴史的建造物の景観保全改修のための資金確保が課題であり、行政の補助とクラウドファンディングなどの多様な資金を混ぜ、活用できる新しい仕組みが必要
- ・ ロードサポーターによる花壇整備が行われていたが、活動の継続維持が困難で現在は中止しているため持続的な活動支援が必要。
- ・ 市民活動に対する市からの積極的なPRがあるとよい。
- ・ 田代医院の建物が活用できないか。

資料編

1 検討体制

1. 検討体制
2. 庁内検討委員会
3. 策定委員会

2 検討フロー

1. 検討フロー

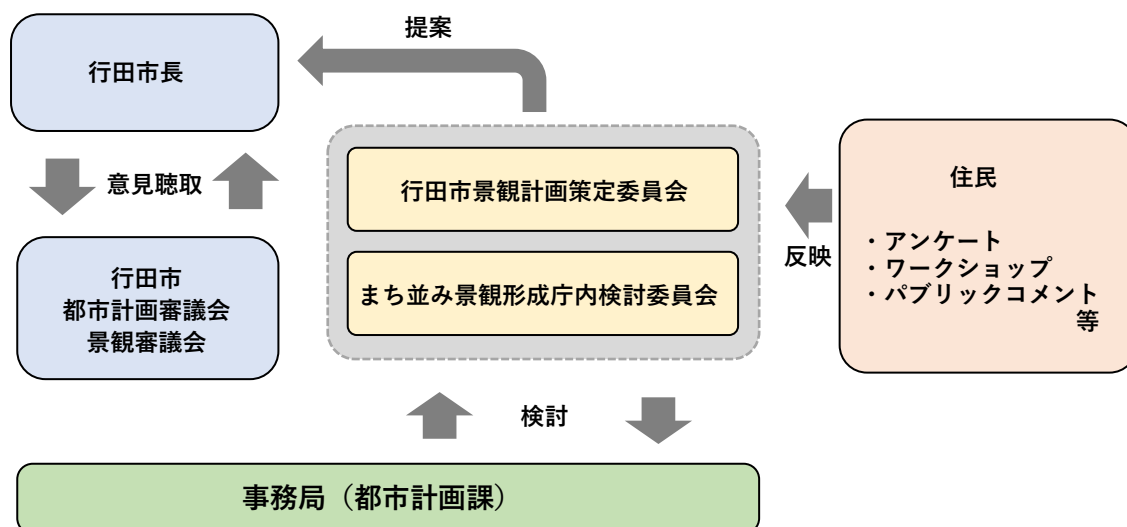
3 市民周知及び意見収集

1. 市民アンケートの実施
2. 市民ワークショップの実施
3. パブリックコメントの実施

4 用語集

1. 検討体制

1) 検討体制



2) まち並み景観形成庁内検討委員会

庁内の意見収集や各種計画との整合を図る観点から検討委員会を組織し、検討しました。委員は以下のとおりです。

委員	総合政策部（企画政策課長）、環境経済部（商工観光課長、環境経済部副参事）、建設部（管理課長、道路治水課長）、生涯学習部（文化財保護課長）、都市整備部（都市整備部長、建築開発課長、都市計画課長、都市整備部副参事）	
開催時期と 主な議題	第1回：令和5（2023）年11月13日	策定経緯、スケジュール、景観特性・課題と基本的な方向性
	第2回：令和6（2024）年3月12日	基本編
	第3回：令和6（2024）年9月25日	ビジョン編、基準編
	第4回：令和6（2024）年12月13日	推進編、景観条例
	第5回：令和7（2025）年3月19日	計画素案

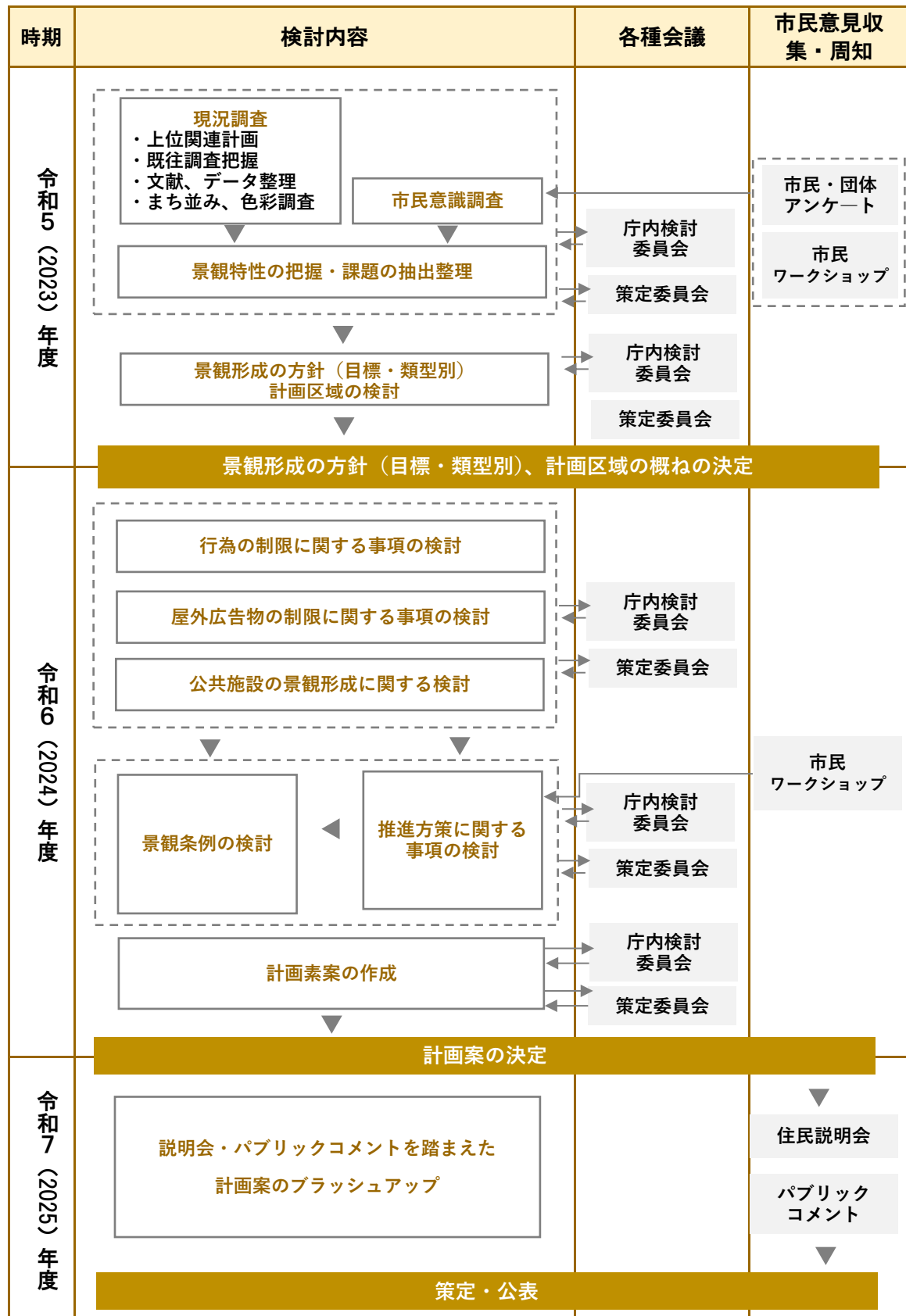
3) 行田市景観計画策定委員会

各種計画や施策との整合性を図る観点から策定委員会を組織し、検討しました。委員は以下のとおりです。

委員	大竹 由夏	委員長	ものづくり大学
	田邊 学	副委員長	(株)カラープランニングセンター 代表取締役
	吉岡 かつよ	委員	一般社団法人埼玉建築士会
	戸塚 昌利	委員	行田商工会議所
	大野 泰希	委員	公益社団法人行田青年会議所
	宮本 伸子	委員	NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク
	田村 隆次	委員	NPO 法人忠次郎蔵
	栗岡 眞理子	委員	行田市文化財保護審議会
			→人事異動に伴い令和6（2024）年度より 中野 万紀子 委員に変更
	福原 紀明	委員	利根地域振興センター
開催時期と 主な議題	岡田 幸恵	委員	公募による市民委員
	第1回：令和5（2023）年12月18日	策定経緯、スケジュール、景観特性・課題と基本的な方向性	
	第2回：令和6（2024）年3月22日	基本編、ビジョン編	
	第3回：令和6（2024）年10月24日	基準編	
	第4回：令和6（2024）年12月26日	推進編、景観条例	
	第5回：令和7（2025）年3月28日	計画素案	

2. 検討フロー

1) 検討フロー



3. 市民周知及び意見収集

1) 市民・団体アンケートの実施

行田市の発展に貢献するアンケート調査 調査票

ご協力ありがとうございます

● 本調査は、行田市をより良くするために、ご希望の事業の推進に活用させていただきます。

● 本調査は、1 月30日までの有効期限となります。

※ 回答の項目は任意で構いません。ご記入ください。

第1 行田市をより良くするために、どのような事業を推進してほしいですか。

第1 行田市をより良くするために、どのような事業を推進してほしいですか。以下の5つの分野から、優先順位を1～5までを記入してください。

事業内容	第1優先順位	第2優先順位	第3優先順位	第4優先順位	第5優先順位
1. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
2. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
3. 高齢者の生活支援や子育て支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
4. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
5. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
6. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
7. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
8. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
9. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5
10. 子育て支援や高齢者の生活支援などの福祉事業	1	2	3	4	5

1/4

2) 市民ワークショップの実施

①第1回

②第2回

3) 住民説明会の開催

実施期間	
実施方法	
実施結果	参加者：

4) パブリックコメントの実施

実施期間	
実施方法	
実施結果	意見提出数： 意見件数：

4. 用語集

あ 行

RC 造

鉄筋コンクリート造の略称。鉄筋とコンクリートを組み合わせて建物を支える構造のこと。

アイストップ

景観を構成する 1 つの要素で、色や形、場所の特性、周囲の対比などから人の視線を引付けるような際立ったもの。建物のファサード、記念塔、樹木などが用いられる。

アダプト制度

道路や河川、公園等の施設について、地縁組織や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、行政が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むもの。

暗渠

地下に埋設した水路や排水溝、または地表であっても水面が見えないようにふたがしてある水路や排水溝のこと。

ウォークアブルなまちづくり

街路空間を車中心から人中心の空間へと再構築し、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組み。歩きやすさだけでなく、街に出かけたくなる魅力や、目的地までの環境の心地よさなどを創出すること。

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

か 行

鍵の手

鍵型道路。城下町において、敵の攻撃から守るため道をクランク状に曲げ、前方を見通せないようにしている。

行田市基本構想

市が長期的に目指す将来像と、その実現に向けて 4 年間で重点的に取り組む政策を示す計画。

行田市景観形成基本計画

景観法制定前である平成 11 年 3 月に策定された計画。行田らしい魅力のある都市景観を形成するための総合的な指針。

協働

複数の主体が目標を共有し、目標達成に向けて、それぞれの自主性・自立性の下に相互に補完し協力し合うこと。

クラウドファンディング

インターネット上で不特定多数の人から資金を募る資金調達方法。

群集

一定の自然環境で、互いに有機的なつながりをもって生育している異種の植物の集まり。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。

景観デザイン

美しい景観を創出するために行う、建築物や工作物、土木構造物等の計画・設計。

形態意匠

建築物や工作物の形状や模様、色彩などを指し、視覚を通じて美感を生み出すもの。

建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線（ひさし、軒等で外壁等の中心線から水平距離 1m 以上突き出している場合には、その端から 1m 後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積のこと。

後背湿地

自然堤防の背後にある低湿地。洪水時にあふれた水が、自然堤防に妨げられて流路に戻れないために、沼や湿地となる。

さ 行

シェアモビリティ

自動車や自転車などの移動手段を複数人で共有して利用するサービス。

祠堂

祖先の霊や神仏を祀る建物、または寺院で檀家の位牌を安置する堂。

シビックエリア

庁舎を中心とした公共施設などが集中的に立地する区域。

準工業地域

用途地域の一つで、軽工業の工場など、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域。

遵守

きまり・法律・道理などに従い、それを守ること。

上代

日本史の時代区分で、古代の一部、飛鳥時代から奈良時代。

た 行

太陽電池モジュール

太陽光エネルギーを電気エネルギーへと変換する装置のことで、一般的に太陽光パネルとも呼ぶ。

地縁組織

同じ地域に住む人々によって形成された団体。自治会や町内会など。

地区計画

都市計画法に基づいて、都市計画区域内の特定の地区について、公共施設の配置や規模、用途や形態に関するルール等を定めることができる制度。都市計画全体の計画と異なり、地区の特性や目的に合った詳細な計画を定めることができる。

沖積平野

川によって運ばれた土砂が堆積してできた平野。

デジタルサイネージ

ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。本市の都市計画に関する長期的な指針を示す「羅針盤」の役割を担うもの。

な 行

日光道中脇往還

八王子から日光までを結ぶ街路。

法面

道路、堤防等の築造や宅地造成などの際に、切土あるいは盛土によって生じた土の斜面。

は 行

物件の堆積

屋外において堆積するもので、土石、廃棄物、再生資源、その他の物件（建設用資材・器材、運搬用パレット、木材・金属の原材料・製品等）をいう。

プラットフォーム

元々は IT サービスやシステム、ソフトウェアを動かすための基盤や環境を指す。まちづくりにおいては、行政や企業、地域団体などが集まり情報共有や議論、活動を生み出す場のこと。

ま 行

埋没台地

最終氷期に形成された谷や段丘が、海面上昇に伴う沖積層の堆積によって埋まった地形。

まち並み景観形成先導モデル地区

埼玉県の「まち並み景観形成先導モデル事業」のモデル地区として採択を受けた地区。本市では八幡通りが採択を受け、行田ならではの環境や特徴を活かした統一感のあるまち並み景観整備を加速させ、にぎわいの創出等につなげることを目的に、沿線建築物の外観修景整備を実施した。

水塚

洪水の際に避難するため、屋敷内にあらかじめ築き上げられた土盛りや、その上に設けられた建物の総称。

見付面積

正面に立って見たときの幅のこと。厚みに相当する奥行きの幅は「見込み」という。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線等により道路から電柱をなくすこと。

モビリティ

人や物を運ぶ交通・移動手段。移動に伴うサービスや体験、社会システム全体を含む概念としても用いられる。

門樋

小さな河川などが流れる途中で堤防を横切るとき、水が堤防の中をくぐるための施設。

や 行

ヤード

廃棄物や資源を保管・処理する作業場。

屋敷稻荷

屋敷地の一部などで、屋敷の守護神として祀られる稲荷社。

擁壁

高低差のある宅地や斜面地などで土砂が崩れるのを防ぐために設ける土留め壁のこと。

ヨシクラス

植生の区分の1つ。河川のよどみ、河川沿いの湿地や後背湿地等の水位の増減や流水が少なく、底質が泥や粘土質な立地に成立するヨシ、マコモ等が生育する湿原のこと。

ら 行

ランドスケープ

一般に、風景、景色、眺め、景観などと訳されている。建築やデザイン分野では都市や公園、広場などの空間デザインのこと。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的な計画。

ルーバー

羽板（はいた）と呼ばれる細長い板、または羽板状の部材を平行に複数並べたもの。

ロードサポーター

ボランティアで道路の清掃美化活動に取り組む住民団体、学校、企業などのこと。